

設置の趣旨等を記載した書類

目次

1. 設置の趣旨及び必要性	4
(1) 神奈川県立保健福祉大学の沿革と理念	4
(2) ヘルスイノベーション研究科の設置の趣旨及び必要性	4
2. 設置の構想（研究科の特色）	7
(1) 神奈川県立保健福祉大学が設置する意義	7
(2) 人材養成の基本的な方向性	9
(3) ディプロマ・ポリシー	10
(4) 人材需要の見通し	10
(5) 博士課程の設置等の構想	11
3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	11
(1) 研究科、専攻の名称	11
(2) 学位の名称	11
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	12
(1) 教育課程の編成の基本的な考え方	12
(2) 教育課程及び科目区分の編成	12
(3) 必修科目・選択科目・自由科目の構成と配当年次の考え方	16
(4) 教育課程の編成の特色	17
(5) 教育方法の特色	18
5. 教員組織の編成の考え方及び特色	19
(1) 教員配置の考え方	19
(2) 各科目区分の教員編成	20
6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	23
(1) 教育方法	23
(2) 履修指導	26

(3) 研究指導	26
(4) 課程修了の要件	28
(5) 修士論文審査	29
(6) 課題研究審査	31
(7) 履修モデル	33
7. 施設・設備等の整備計画	42
(1) 校舎等施設の整備計画	42
(2) 図書等の資料及び図書館の整備計画	43
8. 入学選抜の概要	44
(1) ヘルスイノベーション研究科のアドミッションポリシー	44
(2) 出願資格	44
(3) ヘルスイノベーション研究科の選抜方法・実施体制	45
(4) 科目等履修生および聴講生	47
9. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	47
(1) 目的及び必要性	47
(2) 修業年限	47
(3) 履修指導及び研究指導の方法及び授業の方法	47
(4) 教員の負担の程度	47
(5) 図書館等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員等の配慮	47
10. 管理運営	48
(1) 研究科教授会	48
(2) 研究科運営会議	49
(3) 研究科入試委員会	49
(4) 事務組織	49
11. 自己点検・評価	49
12. 認証評価	50
13. 情報の公表	51

(1) 実施方法	51
(2) ホームページによる公開情報.....	51
(3) その他の公開情報.....	51
14. 教育内容等の改善のための組織的な研修等.....	51
(1) 教職員研修	51
(2) 教員雇用の任期制度	53
(3) 教員評価制度.....	53
(4) 授業評価	54
(5) 研究成果公表の機会	54
(6) 研究倫理のガイダンス	54
(7) 教員の短期留学制度	54

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 神奈川県立保健福祉大学の沿革と理念

神奈川県立保健福祉大学は、昭和 20 年 4 月に神奈川県立栄養士養成所として発足した神奈川県立栄養短期大学と昭和 42 年 4 月開学の神奈川県立衛生短期大学をルーツとし、両校を統合発展させた形で、平成 15 年 4 月、保健・医療・福祉の総合的人材を養成する新たな拠点として設立された。本学は、両校の伝統を受け継ぐとともに、保健・医療・福祉の対象を、様々な側面を併せ持つ温もりのある「ひと」として捉え、その尊厳を大切に「ヒューマンサービス」を実践できる人材を養成するため、「保健・医療・福祉の連携と総合化」「生涯にわたる継続教育の重視」「地域社会への貢献」という 3 点を基本理念とし、看護師、管理栄養士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士等の神奈川県内の保健・医療・福祉分野を支える人材をこれまで 6,000 人以上輩出してきた。その後平成 19 年 4 月には、大学院保健福祉学研究科修士課程を開設、同 29 年 4 月に課程を変更し、修士課程を博士前期課程に改め、新たに博士後期課程を開設し、研究・教育内容の高度化をはかってきた。また平成 30 年 4 月には、本学の特色を生かし、教育・研究を一層発展させるため、公立大学法人への移行を予定している。

(2) ヘルスイノベーション研究科の設置の趣旨及び必要性

ア 現代社会の動向

わが国は、先達の懸命な努力による飛躍的な経済成長に支えられ、医療の質やアクセシビリティの向上などにより、世界でも有数の長寿大国となった。しかし、1990 年代以降わが国の経済成長は鈍化し、併せて急速な少子高齢化・人口減少の時代に突入した。保健医療に目を向けると、高齢化に伴うニーズの増大のみならず、がんや循環器病などの生活習慣病をはじめとした慢性疾患へと疾病構造が大きく変化するなど、課題の質的変容にも直面している。加えて、国際的に脅威となる感染症や、環境汚染や輸入食品などの安全に関わる問題など、保健医療の課題においてもグローバル化が進展している。一方、このような状況に対応する保健医療の担い手は不足・疲弊しつつあり、従来の社会システムでは対応できない課題が山積している。

様々な保健医療課題の中でも、日本では従来、主に医療による疾病の治療に焦点が当てられてきた。人の健康を改善する上で、治療による疾病の克服は重要である一方、健康とは「病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」と世界保健機関 (WHO) が定義しているように、保健医療の改善を考える際には、個々の疾病に対する治療による克服を目指すのみでは十分ではなく、人々の生活や人生全般を見据えた、いわば全人的な取り組みが必要とされている。

日本においても、2014 年に「医療介護総合確保促進法」が成立し、医療及び介護の切れ目のない提供体制の構築や、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生

の最期まで続けることができるような「地域包括ケアシステム」の構築が推進されるようになった。加えて、国は「平成 28 年版厚生労働白書」において、人口高齢化の現状を踏まえて、意欲と能力がある高齢者の活躍する「生涯現役社会」を提唱しているほか、健康づくり・疾病等の予防の取組みや地域で安心して自分らしく老いることのできる社会づくりを推進している(厚生労働省『平成 28 年版厚生労働白書』, 2016)。

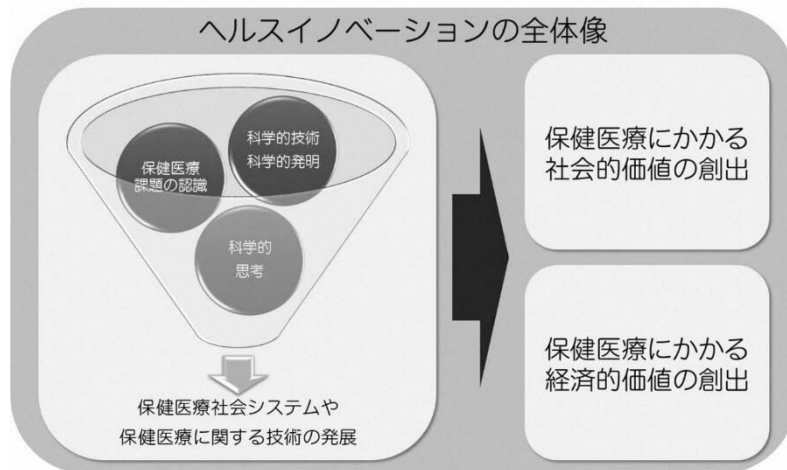
人の健康は生活習慣や生物学的要因に加えて、社会制度やコミュニティなどの社会的要因からも大きく影響を受けることが知られており、保健医療課題への対応には、個人に対する介入のみならず、社会システムや集団に対する働きかけが不可欠であり、「社会の組織化された努力を通じて病気を予防し、人生を延長し、健康を促進する芸術と科学」(Acheson, *Public health in England. The report of the committee of inquiry into the future development of the public health function*, 1988) である公衆衛生の視点が極めて重要である。公衆衛生の専門家を養成する公衆衛生大学院は、以前より欧米では一般的であったが、医療の視点のみでは解決が困難な保健医療課題の顕在化に伴い、公衆衛生学の専門家育成は日本においても国家的課題にもなっている。平成 17 年に答申された中央教育審議会「新時代の大学院教育」においては、公衆衛生大学院の整備について「医療疫学、医療経済、予防医療、国際保健、病院管理等の幅広い分野を含む公衆衛生分野の大学院については、高齢化等の進展に対応して、また、医学、歯学、薬学等のヒトを対象とした臨床研究・疫学研究の推進を図るためにも、公衆衛生分野における高度専門職業人の育成が課題となっている。このため、欧米の状況も踏まえ、2 年制の専門職大学院として、大学院の整備を進めていくことが必要であり、また、それに必要な教員の養成やカリキュラムの開発、修了者の社会での活躍の場の拡大など、関連する施策を進めていくことが求められる。」と指摘している(中央教育審議会『新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて一答申』, 2005, p89)。さらに、平成 23 年の日本学術会議基礎医学委員会・健康・生活科学委員会合同パブリックヘルス科学分科会による提言において、公衆衛生大学院の必要性と今後の方向性について「…このような様々な健康・医療問題への対応は、わが国の喫緊の課題であり、人間集団の健康を対象にした調査・分析の手法を身につけ、保健医療に関わる社会制度や社会自然環境が人々の健康や安全に及ぼす影響を体系的に理解し、政策立案・マネジメント能力に優れた、より高度な公衆衛生の専門家養成が求められている。」と述べられている(日本学術会議『わが国の公衆衛生向上に向けた公衆衛生大学院の活用と機能強化』, 2011, p1)。また、平成 27 年 6 月に公表された「保健医療 2035 提言書」においても、20 年後を視野に入れた保健医療の新たなビジョンを達成するため、「公衆衛生大学院の増設等、特に地域での医療政策を主導できる人材の育成とキャリアアップを図る仕組みを創設する。また、医療機関の経営については、医学的な臨床やデータサイエンスのみならず、リーダーシップなどについても高めていくことが求められており、経営学や公衆衛生等の学際的な教育課程を今後充

実させていかなければならない。」と述べられている。（「保健医療 2035」策定懇談会『保健医療 2035 提言書』, pp37-44, 2015）

このような背景をふまえて、日本でも 2000 年に京都大学に「社会健康医学系専攻」が開設されたのを皮切りに、近年では複数の公衆衛生大学院が整備されており、公衆衛生人材の育成にあたって重要な役割を果たしている。しかし、現在の枠組みで対処し得ない課題に取り組む人材を養成するためには、公衆衛生大学院のカリキュラムによって備えるべき知識や基本的な能力は前提としつつ、先端技術、イノベーション、アドミニストレーションなど、より幅広い知識や能力を持ち、多様なステイクホルダーとの協働に意を尽くすことができる人材の教育が必要である。

イ ヘルスイノベーションの必要性

「イノベーション」とは、オーストリアの経済学者シュンペーターにより最初に定義された概念であり、第 3 期科学技術基本計画（内閣府、2006）では「科学的発見や技術的発明を洞察力と融合し発展させ、新たな社会的価値や経済的価値を生み出す革新」と定義している。先に述べたとおり、日本は世界で経験の無い高齢化社会を迎えて従来のシステムでは対応できない課題に直面しており、保健医療の将来を見据える上で「ヘルスイノベーション」の創出が必要である。WHO は、「ヘルスイノベーション」について「人々の健康を改善する新たな、あるいは改良された健康政策・システム・製品や技術・サービス提供の方法を発展・提供すること」と定義しており、特に「製品の開発のみに限定しているものではない」ことを強調している（WHO Health Innovation Group, *How does WHIG define health innovation*, 2014）。つまりヘルスイノベーションとは、保健医療において科学的技術や科学的発明を科学的思考と融合させることで社会システムやテクノロジーを発展させて、「健康寿命の延伸」や「健やかな社会づくり」などの新たな社会的・経済的価値を保健医療に生み出すことと捉えることができる。例えば、大規模データや情報技術の活用など近年のテクノロジーの進化には目を見張るものがあり、このような先端領域の専門家と保健医療関係者が協働するなど、さまざまな専門領域の知恵を結集して保健医療課題にアプローチすることで、新たな価値創造が期待される。高度な専門性を持った人材を学際的に結集させて保健医療の新たな価値創出に向けたヘルスイノベーション研究に取り組み、ヘルスイノベーションを起こすことができる人材を育成することは、人々の幸せな生活を支える保健医療システムを構築する上で急務である。



2. 設置の構想（研究科の特色）

（1）神奈川県立保健福祉大学が設置する意義

本学は、保健・医療・福祉が直面する多様な問題に対応して、その成長・発達を支援するというヒューマンサービスの実践という理念のもと設立され、既に保健福祉学部(看護学科・栄養学科・社会福祉学科・リハビリテーション学科)と保健福祉学研究科保健福祉学専攻(博士前期・後期課程)が設置されている。保健福祉学部では、「ひと」の尊厳を大切にしたヒューマンサービスを実践できる人材を育成することを教育理念として、保健・医療・福祉領域における専門職の養成を行ってきた。さらに、保健福祉学研究科では、ヒューマンサービスの実践を「看護学」「栄養学」「社会福祉学」「リハビリテーション学」の観点から学際的に探究する対人援助の学問に取り組み、ヘルスケアとソーシャルケアの有機的連携を基盤とした科学的研究成果を産出できる人材の養成を行うため、「保健医療福祉の諸課題について、現場で実践した内容を体系的に整理し、社会へ発信できる能力をもつ人材」、「行政、施設、地域などの現場において、リーダーまたは管理者として活躍できる人材」、「現場で働く社会人を受け入れ、実社会で身に付けた実践的な知識・経験を学問的に検証しつつさらに高める人材」を育成し、数多くの人材を輩出してきた。

ところで、本学は基本理念の一つとして「保健・医療・福祉の連携と総合化」を掲げており、専門分化された縦割りの人材ではなく、総合的な幅広い知識と技術を身につけ、トータルなサービスのできる人材、新たな知識を活用・応用し、地域社会の発展はもとより国際的にも貢献しうる高い資質を持つ人材の育成を目指している。

一方で、「ヘルスイノベーション研究科の設置の趣旨及び必要性」で指摘したとおり、現代の保健医療課題に対応する新たな人材需要に応えるために、公衆衛生学を基盤としたイノベーションの創出に取り組む教育・研究の必要性が高まっている。

これまでに本学が輩出してきた人材に加えて、ヘルスイノベーションを担う人材を養

成することは、本学の理念であるヒューマンサービスの具現化に不可欠なものであり、既存の学部・研究科における教育・研究とも密接に関係する。そこで本学は、社会の要請に応え、理念の更なる追求を図るため、「ヘルスイノベーション研究科（以下「本研究科」という。）」を設置することとした。

本研究科は基礎となる学部を持たないが、既設の学部・大学院研究科では専門性に基づいたヒューマンサービスの実現を主眼に置いて人材養成を実施しているのに対して、本研究科では最先端技術等も含めた様々な専門領域の知恵を結集して保健医療課題にアプローチする教育を目指している。具体的には、【4.（4）教育課程の編成の特色】でも示すとおり、本研究科の教育課程の特色として「トランスディシプリナリー教育の実践」を掲げ、個々の専門領域の高度化に加えて、様々なステイクホルダーとの協働のもと学際的な取組みによるイノベーションを創生することで課題を解決していくことができる人材を養成することを目指している。

本研究科が提供を目指す教育課程は、既設の学部及び大学院研究科が養成を図る専門職のキャリアパスを拡大する受け皿としての役割も期待されるほか、本研究科との連携によって専門性の統合が促進されることが期待されている。さらに、これまで本学が直接の対象としてこなかった医師をはじめとするコメディカル以外のヘルスケア・医療従事者、ヘルスケア産業従事者、国・地方行政職員、団体職員、NPO・NGO職員、国際機関職員、研究者等の多様な人材に対し、トランスディシプリナリーの観点から学際的にヘルスイノベーションに関する教育機会を提供することを目指している。

このように専門性の統合が促進されることにより、教育に加えて研究の視点においても、本研究科が本学に設置される意義は深い。本研究科に参画を予定している教員は、疫学や生物統計学はもちろん、組織マネジメントやデータサイエンス、テクノロジーなど、既存の「ライフサイエンス」を超えた様々な領域で研究を実施している。このような教員と、既設の学部・大学院で各医療・福祉における専門領域について研究を行っている教員とが協働することで、統合的・革新的な研究が遂行されることが望まれている。例えば、先端テクノロジーに関わる研究者と介護領域の研究者とが協働して、介護者の負荷軽減と安全性の向上が達成されるような介護支援製品の開発・研究にあたり、データサイエンス・栄養学・社会疫学の専門家が協働して、社会経済環境が違う世帯においても健康的な食生活を送ることができる行動変容プログラムについて研究にあたるなど、学部・研究科を超えた教員の協働により、社会課題に対する解決策を提示しうるイノベーションを研究の促進が期待される。

加えて、神奈川県は、超高齢社会の到来によって訪れる、かつて経験したことのない急激な社会変化を乗り越え、誰もが健康で長生きできる社会を実現するため「ヘルスケア・ニューフロンティア政策」を推進している。この政策は「未病の改善」と「最先端医療・最新技術の追求」という二つのアプローチによって新たな社会システムを構築することを目指すものである。「未病」とは、心身の状態を健康と病気という2つの状態に明

確に分けられる概念として捉えるのではなく、健康と病気の間を連続的に変化するものと捉え、このすべての変化の過程を表す概念であり、「未病の改善」とは、心身の状態の変化の中で、特定の疾患の予防にとどまらず、心身をより健康な状態に近づけていくことである。また最先端医療・最新技術の追求というアプローチでは、個別化医療を実現し、治療を必要としている人に、早期に最も適切かつ効果的な医療を提供していくために、基礎研究の成果をいち早く、革新的な医薬品・医療機器・再生医療製品等として実用化、産業化する取組みを推進している。こうした政策の実現・加速化にあたっては、保健医療領域において公衆衛生学・イノベーション創出の観点から学際的な取組みを行うことができる人材の養成は不可欠である。

以上の通り、神奈川県立保健福祉大学では、従前より以上に、次世代及び次々世代社会を見据えた産官学の各領域における人材育成が必須であり、本研究科はこのような人材の育成に加えて、神奈川県が推進する保健医療政策に関するシンクタンクの機能を担うことも期待されている。

(2) 人材養成の基本的な方向性

急激な少子高齢化の進行、様々な保健医療課題に直面する中、健康寿命の延伸や未病を改善して市民一人一人が生きがいを持った人生を送ることができる社会を実現するためには、既存の概念にとらわれない課題解決の方策が必要であるという認識のもと、本研究科では、起業家精神を持ち、科学的根拠に基づいたアプローチによって社会変革に意を尽くすことができる国際的人材を養成し、国内外に輩出することを目指して、具体例には下記のような人材を養成する。

ア リサーチャー

技術革新や、その基礎となる技術の研究・開発ができる人材

大学、研究機関、企業などにおいて既に特定の専門性を持つ研究者のうち、今後トランスディシプリナリーな研究や保健医療分野に関する科学技術コミュニケーターを目指す者、さらに、ヘルスケア、特に未病の領域についてエビデンスを探求し、新たな学問領域の構築や未病の学問体系化を志す人材、次世代の新たな価値を生み出せる人材

イ ビジネスパーソン

革新的な技術を具体的に産業化できる人材

製薬企業、医療機器関連企業等のヘルスケア産業の他、金融、IT、サービス、食品関連で、ヘルスケア、特に未病の領域において新たなビジネスを興せる人材、社会的な課題に対し、新たなテクノロジー等を活用し、ビジネスの手法で解決へ導くことができるソーシャルアントレプレナー等の人材

ウ アドミニストレータ

組織管理に革新を起こし、効果的・効率的な保健医療サービスの提供ができる人

材

保健医療機関において、今後、病院長・事務局長等の立場で組織経営に参画することを志す者で、未病・予防の観点や地域の様々なニーズを踏まえた医療サービスを展開するために、医療者のみならず行政・研究者・企業などと連携しながら、次世代の保健医療機関の在り方をデザインし組織経営を展開できる人材

エ ポリシーメーカー

組織・人材などを繋ぎ、保健医療課題の解決に資する革新的な社会システムを作ることができる人材

国際機関や国内外の行政機関・公的機関などにおいてヘルスケアに関する政策立案等に携わる者で、健やかな社会を実現するために、産官学によるオープンイノベーションのハブとして最先端のアカデミアや企業の人々とのネットワークを構築し、社会システムの最適化に貢献できる人材

(3) ディプロマ・ポリシー

人材養成の基本的な方向性に基づいて、本研究科では次の通りディプロマ・ポリシーを定める。

神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科は、本研究科規則に定められた教育課程の所定単位を修め、修士論文または特定の課題についての研究成果に関する報告書（以下「課題研究報告書」とする。）を提出の上、その審査および最終試験に合格した者に、修士（公衆衛生学）の学位を授与する。

- ① 現代における公衆衛生・保健医療の現状、最新のテクノロジーや社会システムを把握し、科学的な評価・分析に基づいて課題を抽出できる能力を身につけていること。（知識習得と評価分析スキル）
- ② 科学的根拠に基づいた革新的な課題解決の方策を検討できる能力を身につけていること。（分析結果に対する改善提案スキル）
- ③ 多様な背景を持った人や組織間での合意形成を実現するため、多面的な視点から物事を捉える能力、プレゼンテーション・コミュニケーション・語学能力を身につけていること。（合意形成・発信スキル）
- ④ 組織が限られた資源を有効かつ効率的に活用して課題解決を実現させるための、計画・管理・実行能力を身につけていること。（業務遂行・組織管理スキル）

(4) 人材需要の見通し

「人材養成の基本的な方向性」でも示したとおり、本研究科で学ぶ者の多くは社会人である事を想定しており、また社会人に配慮したカリキュラムの策定を行うため、本研究科の修了後も引き続いて現職に留まる修了生が多いと考えられる。

一方、本研究科における学修をきっかけとして新たなキャリア構築を図る学生や、学部等から入学して修了する学生も想定される。そこで設置構想に係る人材需要について事前調査を実施したところ、本研究科修了生の採用に対して、予定する入学定員を上回る人数の採用意欲が示された（「学生の確保の見通し等を記載した書類」参照）。

なお、「人材養成の基本的な方向性」で示した「リサーチャー」の人材像に該当する学生の中には、より専門性の高い研究を行うため国内外の大学院博士課程に進学を希望する者も想定される。次項で示すとおり、本研究科では博士課程の設置について検討を進めており、リサーチャーを志望する者の修士課程修了後の受け皿としての役割を担う予定である。

（５）博士課程の設置等の構想

本研究科では、主に公衆衛生学を基盤としたイノベーションの創出に取り組む高度専門職業人の養成に重点を置きつつ、「リサーチャー」の人材像で示したとおり、技術革新や、その基礎となる技術の研究・開発ができる人材の養成も行う。より専門的かつ高度なヘルスイノベーション研究に携わる研究者を養成することを目的として、本研究科では将来的に博士課程の設置を予定している。

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

（１）研究科、専攻の名称

本研究科は公衆衛生学を基盤としつつ、ヘルスケアに新たな社会的・経済的価値の創に向けたヘルスイノベーション研究、及びヘルスイノベーション人材育成を目指して設置をすることから、本研究科の名称は「ヘルスイノベーション研究科」とし、英訳は「Graduate School of Health Innovation」とする。

上記をふまえて、専攻名は「ヘルスイノベーション専攻」とし、英訳は「Health Innovation Program」とする。

（２）学位の名称

本研究科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づいて、本研究科における所定の課程を終えた者は、公衆衛生の基盤となる 5 つの領域に関する知識を有し、加えて先端のテクノロジーやデータサイエンス、イノベーションの手法、組織マネジメントに関する知識と能力を身につけている。本研究科のディプロマ・ポリシーを満たす者は、公衆衛生教育の国際的基準を定める米国公衆衛生学教育協議会（CEPH）の掲げる基準にも合致すると考えられることから、国際的な学位の通用性も鑑みて、学位の名称は「修士(公衆衛生学)」とし、英訳を「Master of Public Health」とする。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成の基本的な考え方

本研究科では、ディプロマ・ポリシーに定める人材を育成するため、以下のカリキュラム・ポリシーに基づいて教育課程を編成する。

- ① 保健医療・公衆衛生の専門的な知識と、科学的な評価分析能力を習得するため、世界的な公衆衛生教育の基準を踏まえた以下の科目区分を設置し、各区分から最低 1 科目は全学生の必修科目として配する。
 - ・ 疫学
 - ・ 生物統計学
 - ・ 社会行動科学
 - ・ 環境保健学
 - ・ 保健医療管理学
- ② 最新のテクノロジーやイノベーション、社会システムに関する知識を習得し、自ら新たな課題解決の方策を立案するため、経営管理やイノベーション手法の体得、アントレプレナーシップの滋養を目的とした講義・演習を配する。
- ③ 多面的な視点から物事を捉えることで、多様な背景を持った人や組織における課題解決・プロジェクト実行能力を滋養するため、トランスディシプリナリーな科目を配する。
- ④ 情報発信力を高め、また能動的な学習を促進するために、グループワークやプレゼンテーションなどのアクティブ・ラーニング、ICT 等を積極的に取り入れた授業を実施する。
- ⑤ 世界的課題の解決や、国際的人材の輩出を見据えた教育課程とするために、積極的に英語による授業を開講し、英語のみによる単位履修が可能とする。

なお修了単位の考え方としては、本研究科が掲げるディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき所定の課程を終えた者は、公衆衛生の基盤となる 5 つの領域に関する知識を有し、加えて先端のテクノロジーやデータサイエンス、イノベーションの手法、組織マネジメントに関する知識と能力を身につけていることが期待されることから、国内の公衆衛生大学院をはじめとした専門職大学院や、海外の公衆衛生大学院の修了要件を参考にし、国際的な公衆衛生大学院の基準である米国の Council of Education for Public Health (米国公衆衛生大学院教育評議会) による公衆衛生大学修士号の認定基準に準拠し、42 単位と設定する。(6. (4) 課程修了の要件参照)

(2) 教育課程及び科目区分の編成

カリキュラム・ポリシーに基づいて、本研究科の教育課程を「共通科目」「公衆衛生学基盤科目」「ヘルスイノベーション専門科目」「実践・特別研究科目」に区分する。「共通

科目」は、本研究科の全体像を俯瞰し、「公衆衛生学基盤科目」や「ヘルスイノベーション専門科目」への架橋となる科目を配する。さらに「公衆衛生学基盤科目」は、カリキュラム・ポリシーの①を達成するため、米国公衆衛生学教育協議会（CEPH）が定める公衆衛生学教育の国際的基準に沿った専門的な科目を配するコア領域として、「疫学」「生物統計学」「社会行動科学」「環境保健学」「保健医療管理学」に区分する。「ヘルスイノベーション専門科目」は、本研究科の特徴・独自性であるテクノロジー、イノベーション、経営管理など、多面的な視点に基づいて課題解決の方策に資する授業科目を配することで、カリキュラム・ポリシーの②を達成する。これらの科目は従来の国内公衆衛生大学院で学べる機会は限定的であったものの、米国公衆衛生学教育協議会（CEPH）が2016年に改定した公衆衛生学教育の基準において公衆衛生教育を受けた者が発揮すべきとして挙げられる22の「コンピテンシー」を陶冶し、公衆衛生の専門的知識を応用する上で不可欠な科目群である。また「実践・特別研究科目」には、カリキュラム・ポリシーの③及び④を達成するため、上述の科目で習得した知識を活用・発信するための演習・実習科目を配する。

なお、カリキュラム・ポリシー④に示したとおり、各科目を通じてアクティブ・ラーニングを取り入れ、知識の習得自体は可能な限り予習やICTを用いた講義によって行い、授業では予習等を踏まえたディスカッションやプレゼンテーションなど、アウトプットを意識した授業を行う。またカリキュラム・ポリシー⑤を達成するため、必修科目に加えて、少なくとも本課程の修了に必要な単位数については英語で実施する。

「共通科目」は、原則として1年次の前期を中心に、「公衆衛生学基盤科目」は1年次前期～2年次にかけて配し、「ヘルスイノベーション専門科目」及び「実践・特別研究科目」については1年次後期～2年次にかけて配置する。

各科目区分における授業科目の編成について、以下に示す。

ア 共通科目区分

共通科目区分には、本研究科の設置を構想した問題意識や、本研究科の全体像を俯瞰し応用科目への架橋となる科目を配する。具体的には、「未病特論」「ヒューマンサービス特論」「ヘルスイノベーション概論」「データサイエンス」「ヘルスイノベーションにおける『責任ある研究・イノベーション(RRI)』I」から構成する。

本研究科に学ぶ学生は多様な背景を持っていることを想定しているが、「ヒューマンサービス特論」では初学者に対して本学の理念であるヒューマンサービスの基礎的な考え方を学び、その体系を理解することを目指す。「未病特論」では、国の健康・医療戦略にも盛り込まれた「未病」のコンセプトを理解する科目として設置する。また「ヘルスイノベーション概論」では、パブリックヘルスの基礎的な知識に基づき、ヘルスケアにおいて如何にイノベーションを起こすことができるかといった基本的な手法論やその適用可能性について学ぶ。加えて、現代におけるイノベーションに不可欠な、

大規模データの利活用について学ぶ科目として「データサイエンス」を、生命・医療・研究倫理について学ぶ科目として「ヘルスイノベーションにおける『責任ある研究・イノベーション(RRI)』I」を配する。

イ 公衆衛生学基盤科目区分

公衆衛生学基盤科目区分には、パブリックヘルスに関する基礎的な知識を修得する科目群を配する。パブリックヘルスの基礎的な知識の習得は、現代における保健医療課題の探求や、その解決に向けた科学的思考の礎となるものであり、公衆衛生大学院が配する基本的な領域を中心として、公衆衛生大学院教育が盛んな米国の公衆衛生学教育協議会(CEPH)が作成する米国公衆衛生大学院の認可基準で基本分野とされている領域を中心に配する。本科目は公衆衛生学修士号を授与する上でとりわけコアとなる領域であり、本科目から14単位以上(うち必修科目9単位)を取得することを要件とする。

具体的には、体系的にパブリックヘルスに関する科目を配する「疫学」「生物統計学」「社会行動科学」「環境保健学」「保健医療管理学」の各領域から構成される。

(ア) 疫学領域

集団における疾病の因果関係やその対策・予防を検討する上で欠かせない疫学に関して学ぶ領域であり、「疫学概論」は本研究科の必修科目として配置する。また、技術革新をふまえたヘルスケア疫学研究をデザインする上で欠かせない、栄養疫学、分子疫学、ゲノム疫学など幅広い分野に関して疫学的に検証する「疫学研究」「疫学演習」を設置する。また、臨床研究を実際にデザインし実行するまでの手法を学習し経験するために「臨床試験」を配置する。

(イ) 生物統計学領域

保健医療において用いられる統計解析手法を学び、仮説検証の体系を身につける領域である。「生物統計学基礎」は、疫学をはじめ医療経済学や健康行動科学など他科目を学ぶ上でも不可欠な統計的素養を身につける科目であり、必修科目として配置する。加えて、研究者や臨床研究を志す者にとっては、より高度な生物統計学的手法を学ぶことが不可欠であるため、「生物統計学演習」「生物統計学応用」を配置する。また今日の保健医療では大規模なデータを取扱い、統計パッケージを用いて解析する必要があることから、その演習として「データ統計解析演習」を配置する。

(ウ) 社会行動科学領域

未病の改善や疾病の予防には、疾患に対する生物学的・医学的アプローチに限らず、人の行動に対するアプローチが重要である。本領域には、人が行動を選択する

メカニズムを学び、健康に良い行動を促すことを目的とした科目群を配する。「健康行動科学」では、人の行動やその選択に関する要因とその行動変容を促すアプローチの基礎について学ぶ科目であり、必修科目として配する。また、人や社会の行動に対してアプローチする上でコミュニケーションのあり方は基本的な観点の一つであり、「ヘルスコミュニケーション」を配置する。加えて、経済格差などの社会経済的要因が人の健康に与える影響について疫学的手法を用いて検証する「社会健康学・社会疫学」を設置する。また健康に関する現代社会や人々の現状を調査する上で不可欠な手法を学ぶ「フィールド調査・研究方法」を配置する。

(エ) 環境保健学領域

人は、その環境から様々な影響を受けて生活をしており、健康に与えるインパクトは極めて大きい。本領域では、そのような環境による健康影響を網羅的に学ぶ科目を配置する。「環境保健学」は必修科目とし、大気や食品などの化学的物質から受ける影響とその対策に関する基本的な知識を習得する。また労働環境から受ける影響は、肉体的影響はもとより、近代以降メンタルヘルスに対する影響も大きな課題となっており、「産業保健学」では職業に起因する健康障害について学ぶ科目として配する。さらに、産業における健康影響の具体的対策や解決策を論じ課題解決に繋げるため「産業保健学演習」を配置する。

(オ) 保健医療管理学領域

公共政策、とりわけ保健医療における政策の現状と課題について学び、政策形成能力を備えるための科目を配置する。保健医療を経済学的手法で捉え分析すること、そして医療保険制度や診療報酬制度などの特徴的な仕組みを経済学的に位置づけることは、その特性を理解する上で極めて重要であり、「医療経済学」を本研究科の必修科目として配置する。「健康・医療政策」は保健医療に関する政策を俯瞰し、公共組織・非営利組織の管理の基礎を学ぶべき分野である。また、保健医療課題がグローバル化する現在、国際的な保健医療政策に関する理解を深めることは重要であり「国際保健政策」を配置する。また、保健医療機関等の管理について学ぶ「ヘルスケア管理学」、保健医療政策を論じる上で不可欠な財政に関して整理する「財政と社会保障」に加えて、保健医療政策の基盤となる法律体系を学ぶ科目として「健康医療と法政策」を配置する。

ウ ヘルスイノベーション専門科目区分

本研究科は、基礎的なパブリックヘルスに関する知識に加えて、トランスディシプリナリーなアプローチによるイノベーション人材の養成を目的としており、ヘルスイノベーション専門科目区分ではテクノロジー、イノベーション、経営管理など、多面

的な視点に基づいて課題解決の方策に資する授業科目を配する。学生の背景や関心に基づいて履修を選択できるようにヘルスイノベーション専門科目には必修科目は設定しないものの、カリキュラム・ポリシーに照らして一定以上の授業を履修する必要がある、本科目から6単位以上を取得することを要件とする。

革新的なテクノロジーが進化を続ける中、人の健康や未病の改善に向けて革新的なテクノロジーを活用することが不可欠であり、「ヘルステクノロジーⅠ」「ヘルステクノロジーⅡ」「データサイエンス演習」の他、「再生医療特論」「ヘルスイノベーションにおける『責任ある研究・イノベーション (RRI)』Ⅱ」「健康危機管理論」「医療技術評価」「医薬品・医療機器開発」を配置する。また健康や未病の改善は、社会や生活との関わりが重要であることから、「未病社会のライフデザイン」「ヒューマン・ニュートリション」「インジュリー・コントロール」を配置する。加えて、組織やシステムの持続的な成長に不可欠な経営管理手法を身につけるため、「ファイナンス・アカウントティング」「マーケティング・ストラテジー」を配する。

エ 実践・特別研究科目区分

保健医療を取り巻く現代的課題は、従来のシステムでは対応できない課題が山積しており、革新的な技術の育成や事業創造が不可欠である。そこで本科目区分には、イノベーションに関する知識と手法を体系的に学び、「公衆衛生学基盤科目」や「ヘルスイノベーション専門科目」で得た知識を実践に結びつけるための実践的な演習・実習科目を配する。新たな事業創造に必要な知識や手法を演習形式で学ぶ「アントレプレナーシップⅠ、Ⅱ」を配する他、イノベーション人材として活躍する上で不可欠な、基本的なスキルを育むため、「プレゼンテーション」「アカデミックライティング」「組織マネジメント」を設置する。また、イノベーションには、社会における様々な取り組みを実際に経験することが極めて重要であり、「フィールド実習ⅠA～ⅡB」を設置する。さらに、「ヘルスイノベーション演習基礎」及び「ヘルスイノベーション演習」を必修科目として、本研究科における学びやフィールド実習の経験等を踏まえて、自ら設定した課題とその解決について得た成果について、本研究科における学びやフィールド実習の経験等を踏まえて、自ら設定した課題とその解決について得た成果についてまとめる。

(3) 必修科目・選択科目・自由科目の構成と配当年次の考え方

本研究科は、多様な背景を持った学生が、様々な分野でイノベーションを起こす人材として養成されることを目指しており、可能な限り個人の興味関心に応じた科目選択ができることを目指している。一方、ヘルスケアにおけるイノベーション人材養成に不可欠な、パブリックヘルスの基礎的な科目や、イノベーションに必要な基本的な知識・手法については全学生が必修科目として学ぶこととする。

本研究科の学問体系を俯瞰する概論に関する授業、またパブリックヘルスの基礎的な科目群など必修科目の大部分については、原則として1年次前半に重点的に配当し、必修科目以外のパブリックヘルスの科目については、主に1年次後半から2年次前半にかけて履修する。一方、個人の興味関心に沿って履修するヘルスイノベーション専門科目等の選択科目については、主に1年次後半から2年次前半に配当する。1年次後半から2年次には、併せてフィールド実習やヘルスイノベーション演習など、それまでに学んだ知識や手法を応用・実践し、その成果についてまとめる科目を配当する。

(4) 教育課程の編成の特色

ア パブリックヘルスに関する知識の体系的な習得

公衆衛生学修士号を授与するにあたり、パブリックヘルスに関する体系的な習得を可能とする教育課程を編成することは必須条件である。そこで、本研究科における教育課程では、公衆衛生学職教育の国際基準として知られている米国の公衆衛生学教育協議会(Council on Education for Public Health)が公衆衛生大学院(School of Public Health)の認証基準(2011年版)において定める「公衆衛生の知識に関するコア5領域」や、同基準(2016年改訂版)において定める「MPHの基礎的なコンピテンシー」、公益財団法人大学基準協会が定める公衆衛生系専門職大学院基準(2010年決定、2015年改定)において定める5つの「基本専門領域」を参考に、公衆衛生学基盤科目として5領域を配して関連する授業科目を設定した上で、領域ごとに1科目を必修科目として配置する。

イ イノベーションに不可欠な知識・技能の滋養

本研究科では、従来の手法やパラダイムでは解決し得ない保健医療課題に対処するため、ヘルスケアにおけるイノベーション人材の育成を目指しており、カリキュラム・ポリシーにも掲げるとおり、イノベーション手法を体得できるような教育課程の編成は不可欠である。そこで、共通科目に従来の基本的なパブリックヘルス関連科目に加えて、現代的課題や知識・技能を学ぶ科目群を配置し、必修科目としている。中でも、「イノベーション」や「データサイエンス」の技法を全学生が学ぶことは、教育課程編成上の大きな特色である。

ウ トランスディシプリナリー教育の実践

保健医療課題の解決に向けた様々な取組みは、科学者単独では成し得ず、様々なステイクホルダーとの協働により実現されるものであり、イノベーションにおいても、そのような協働は極めて重要である。そこで本研究科の教育課程では、異なるステイクホルダーの考え方や行動原理などを理解し、様々な視点から課題解決に向けた道筋を示すことができる人材育成を目指した、トランスディシプリナリー教育を実践する。

例えば、「ヘルスイノベーションにおける『責任ある研究・イノベーション (RRI)』Ⅰ」及び同科目Ⅱでは、先進医療をはじめとした科学技術の持つ様々な課題について法律や倫理、社会など多面的な視点から検討する。また、「医薬品・医療機器開発」では、開発・薬事承認・市販に至る過程における医薬品・医療機器の有効性と安全性と品質を評価する手法や行政による規制の在り方などについて議論を行う。

(5) 教育方法の特色

ア 少人数制

本研究科の定員は15名と設定しており、科目ごとの授業形態で「講義」と分類していても、実際には講義内容に関して授業内でディスカッションを促進することで、ふんだんに「演習」の機会を持つことを想定している。これは、次項における「実践教育」とも関連して学生が能動的に学習に参加するアクティブ・ラーニングを重視していること、また様々な背景を持った学生同士が議論を行うことによって異なるステイクホルダーの立場や考え方について相互に理解を促進するためである。

イ 実践教育の重視

前項でも指摘したとおり、本研究科ではイノベーション人材の育成に当たってアクティブ・ラーニングを重要視している。具体的には、様々な保健医療課題に対応する解決策について、実際に試行錯誤してまとめていくためのフィールドや経験の場が必要である。そこで、実践・特別研究科目として「フィールド実習」を配置した上で全学生に対して履修を強く推奨し、各学生のバックグラウンドや修了後に希望する進路に応じて、原則として、学生自身が希望するフィールドで行う。また演習科目では、知識の習得に留まらず、実践的な技能の習得を目標とした授業を配置する。具体的には「データサイエンス演習」では、課題の設定・データの取得から、解析、解釈に至る一連の流れを実践する。加えて、様々なステイクホルダー間での適切で効率的なコミュニケーション、組織の共通目標を設定して達成に向けたチームビルディングなどについても、課題解決においては極めて重要であることから、実践・特別研究科目には「プレゼンテーション」「組織マネジメント」を配置し、実践教育を行う。

ウ 個別化教育

本研究科には、多彩な背景を持った学生が集い、修了後は様々な進路で活躍が期待される。つまり、各学生が持つコンピテンシーも多様である。そこで、教育課程の編成においては、コア・コンピテンシーの滋養に不可欠な基礎的なパブリックヘルスの知識やイノベーションに関する技法等については必修科目としつつ、多彩な選択・自由科目を配することで、学生が持つ興味・関心に応えられるカリキュラムとしている。

様々な背景を持つ学生間で、授業科目やテーマによっては前提の知識に差が存在す

る可能性があるが、前二項でも示した少人数教育を実践することにより、各教員によるきめの細かい指導が可能であり、学習進度や興味・関心によって個別の指導を行う。

【別添資料1】神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科ヘルスイノベーション専攻 全体像

【別添資料2】ディプロマ・ポリシーと授業科目の対応

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

超高齢社会を迎えるこれからの社会において、保健医療分野における課題は多岐にわたることが想定され、その解決に向けては個人の人生全般に対する取組みが不可欠である。このような状況下においては、医療・福祉・介護の専門家のみでは対応が不可能であり、多分野の専門家と課題に挑戦する必要がある。

一例を挙げれば、大規模データや情報技術などの先端領域の専門家と協同して健康問題にアプローチすることにより、複数の専門領域の知恵が結集され、より効果的な解の発見につながっていく。その過程においては、個々の専門領域の高度化に加えて、学際的な取組みによるイノベーションを創生することで課題を解決していくことが求められており、本研究科では、その担い手となる人材を養成することを目指していく。

教育課程の編成にあたっては、高齢化に伴い発生する公衆衛生を始めとする保健医療分野における様々な課題に対して、公衆衛生の基礎的な知識を身につけつつ、専門領域ごとに指導的立場で問題解決型の対処ができる、すなわち現場での実践に資するという視点に重点を置いている。また、教員組織についても、当該教育課程に対応する形で、専門領域ごとの特性に応じて、教育研究上必要とされる優れた業績を有する教員を配置するとともに、高度な能力を備えた教員を配置している。

なお、本研究科では、積極的に英語による授業を開講し、英語のみによる単位履修が可能としている。そこで、各授業や学生の研究指導を担当する教員についても、海外での学位取得や教育研究歴のある者を積極的に配置しており、専任教員候補者17名のうち12名までが、海外留学等の経験を有している。

(1) 教員配置の考え方

専任教員は17名を予定し、原則として前述した教育課程に対応する科目区分ごとにバランス良く配置している。中核となる科目（必修科目）には豊富な教育経験や研究業績、実務経験を有する専任教員を配置するとともに、一部の先端的な科目については、外部の教育・研究業績を有する教員、専門家を非常勤講師として配置している。

(2) 各科目区分の教員編成

ア 共通科目

共通科目は本学、本研究科の理念である、ヒューマンサービスの実践やイノベーション人材の育成に不可欠であり、研究科に在籍する者がまず習得すべき科目として、「未病特論」、「ヒューマンサービス特論」「ヘルスイノベーション概論」、「データサイエンス」「ヘルスイノベーションにおける『責任ある研究・イノベーション(RRI)』Ⅰ」の5科目を開設する。

当該領域については、民間企業の役員を務めるなど豊富な実務経験に加え、教育研究歴を有し、修士(経営学)の学位を持つ専任教員1名及び豊富な教育研究歴を有し、修士(経済学)及び博士(情報工学)の学位をもつ専任教員1名が当該科目区分を担当すると共に、豊富な教育研究歴を有し、博士(医学)の学位を持つ医師1名をクロスアポイントメント教員として配置する。また、必要に応じて非常勤教員を配置することとしている。

イ 公衆衛生学基盤科目

(ア) 疫学領域

公衆衛生学の習得のみならず、保健医療分野における課題解決能力の養成に不可欠となる科学的根拠に基づく思考、研究に必要となる能力の養成には、集団における疾病の因果関係やその対策・予防を検討する上で欠かせない疫学を身につけることが必要であり、「疫学概論」、「臨床研究」、「臨床演習」、「臨床試験」の4科目を開設する。

当該領域においては、豊富な教育研究歴を有し、博士(医学)の学位を持つ医師1名、海外大学を卒業し、国内外における教育研究歴を有し、博士(医学)の学位を持つ医師1名、さらに教育研究歴を有し、博士(医学)の学位を持つ医師1名がそれぞれ専任教員として担当するとともに、必要に応じて非常勤教員を配置することとしている。

(イ) 生物統計学領域

保健医療において用いられる統計解析手法を学び、仮説検証の体系の習得、特に臨床試験の実効性の担保に必要となる実務的な科学的技法と管理手法を身につけるために必要となる生物統計学領域については、「生物統計学基礎」、「生物統計学演習」、「生物統計学応用」「データ統計解析演習」の4科目を開設する。

当該領域においては、豊富な教育研究歴に加え、実務経験を有し、修士(公衆衛生学)及び博士(理学)の学位を海外で取得した専任教員1名と教育研究歴と実務経験を有し、海外で博士(生物統計学)の学位を取得した専任教員1名が担当することで、国際的にも通用する教育を提供すると共に、必要に応じて非常勤教員を配置することとしている。

(ウ) 社会行動科学領域

行動科学理論的な裏づけとその実践的な手法を修得し、個人の生活行動変容と社会環

境を最適化することで、人々の健康増進につなげるため、社会行動科学領域について学ぶこととしており、具体的には、「健康行動科学」、「ヘルスコミュニケーション」、「フィールド調査・研究方法」、「社会健康学・社会疫学」の4科目を開設する。

当該領域においては、豊富な教育研究歴を有し、博士(保健学)の学位を持つ医師1名、豊富な教育研究歴を有し、海外大学で修士(公衆衛生学)の学位を取得した医師1名、教育研究歴を有し、公衆衛生学修士(専門職)及び博士(保健学)の学位を持つ専任教員1名を配置する。また、必要に応じて、非常勤教員を配置することとしている。

(エ) 環境保健学領域

環境保健学領域においては、人間の健康に環境が及ぼす影響が極めて大きいことから、有害物質による生態影響や環境衛生対策についての知識と能力を身につけると同時に、併せて労働環境から受ける影響とその課題解決について論じるため、「環境保健学」、「産業保健学」、「産業保健学演習」の3科目を開設する。

当該領域においては、豊富な教育研究歴を有し、修士(災害医療)及び博士(医学)の学位を海外で取得した医師1名と、教育研究歴を有し、公衆衛生学修士(専門職)及び博士(保健学)の学位を持つ専任教員1名を配置する。また、必要に応じて非常勤教員を配置することとしている。

(オ) 保健医療管理学領域

保健医療管理学領域では、保健医療政策の現状と課題について学ぶとともに、実体経済の中における保健医療サービスの現状についても併せて学ぶ科目として、「健康・医療政策」、「国際保健政策」、「医療経済学」、「ヘルスケア管理学」、「財政と社会保障」、「健康医療と法政策」の6科目を開設する。

当該領域においては、豊富な実務経験を有し、博士(法学)の学位を持つ専任教員を1名、豊富な教育研究歴を有し、修士(経済学)及び博士(情報工学)の学位をもつ専任教員1名、海外大学を卒業後、公衆衛生学修士(専門職)及び博士(商学)の学位を取得し、教育研究歴と実務経験を有する専任教員を1名、海外大学を卒業し、国内外における教育研究歴を有し、博士(医学)の学位を持つ医師1名専任教員として配置することとしている。また、必要に応じて、非常勤教員を配置することとしている。

ウ ヘルスイノベーション専門科目

未病や高齢化問題を始めとする保健医療全般に関連する諸課題について、テクノロジーや倫理、栄養、ビッグデータなど、様々な視点から整理し、必要な課題の把握と解決に向けたより実践的な知識を習得することを目的として、ヘルスイノベーション専門科目では「ヘルステクノロジーⅠ」「ヘルステクノロジーⅡ」、「ヘルスイノベーションにおける『責任ある研究・イノベーション(RRI)』Ⅱ」、「再生医療特論」、「データサイエンス演習」、「健

「康危機管理論」、「インジュリー・コントロール」、「未病社会のライフデザイン」、「ヒューマン・ニュートリション」、「ファイナンス・アカウントティング」、「マーケティング・ストラテジー」、「医療技術評価」、「医薬品・医療機器開発」の13科目を開設する。

当該領域においては、民間企業の役員を務めるなど、豊富な実務経験を有する専任教員1名、豊富な教育研究歴と実務経験を有し、修士(経営学)と博士(医学)の学位を有する専任教員1名、豊富な教育研究歴を有し、修士(災害医療)及び博士(医学)の学位を海外で取得した医師1名、豊富な教育研究歴を有し、博士(保健学)の学位を持つ医師1名、豊富な教育研究歴と実務経験を有し、博士(医学)の学位を持つ医師1名、豊富な教育研究歴を有し、修士(経済学)及び博士(情報工学)の学位をもつ専任教員1名、海外大学を卒業後、公衆衛生学修士(専門職)及び博士(商学)の学位を取得し、教育研究歴と実務経験を有する専任教員1名を配置することとし、必要に応じて非常勤教員を配置することとしている。

エ 実践・特別研究科目

豊かな技術的・制度的知見やコミュニケーションスキル等、技術や社会システムの革新を起こすことができるイノベーション人材育成に必要なスキルを習得することを目的として、「プレゼンテーション」、「アカデミックライティング」、「組織マネジメント」、「アントレプレナーシップⅠ、Ⅱ」、「フィールド実習ⅠA～ⅡB」、「ヘルスイノベーション演習基礎」、「ヘルスイノベーション演習」の科目を開設する。

「ヘルスイノベーション演習基礎」及び「ヘルスイノベーション演習」を除く8科目については、豊富な実務経験を有する専任教員1名、民間企業の役員を務めるなど豊富な実務経験に加え、教育研究歴を有し、修士(経営学)の学位を持つ専任教員1名、豊富な教育研究歴と実務経験を有し、公共経営学修士(専門職)及び博士(公共経営)の学位を持つ専任教員1名、海外大学を卒業し、国内外における教育研究歴を有し、博士(医学)の学位を持つ医師1名を配置するとともに、当該科目の中で必要に応じて非常勤教員を配置することとしている。

また、「ヘルスイノベーション演習基礎」及び「ヘルスイノベーション演習」については、修士論文または課題研究報告書の研究企画を立案し、倫理的手続を遵守し、研究を遂行する。また、結果を論理的に分析し、修士の学位にふさわしい、科学的根拠に基づく研究方法、研究成果の考察をふまえた修士論文または課題研究報告書を作成できるような指導が望まれる。したがって、指導教員には当該科目区分に関する研究実績や研究指導実績を有する教員を1名配置するとともに、ほかに指導補助教員を配置した研究指導体制を設けることとする。

さらに一部上場企業における取締役上席執行役員を勤め、企業経営や人材マネジメントの豊富な経験を有する専任教員を配置する。

オ その他

本学の教員の定年は満65歳となっており、定年に達した日以後における最初の3月31日に到達したとき、退職とし、教員としての身分を失うこととして規定している。本研究科には開設時に65歳の教員が1名いるが、就業規則第19条第2項において、理事長が特に認めるときは65歳を超えて雇用することができることとしており、この条項を適用し、少なくとも完成年度まで雇用する。

また、教員の年齢構成については完成年度末時点で、30代が2名、40代が6名、50代が5名、60代が4名と、年齢による偏りが少なく、完成年度後も定年により一斉に教員の補充が必要となることはない。

【別添資料3】完成年度末の教員年齢構成

【別添資料4】公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員就業規則案

6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

学生は、修士（公衆衛生学）の学位の授与に値する教育を2年、あるいは、それ以上の期間受け、修了要件である42単位以上を取得し、修士論文または課題研究報告書を作成し、最終試験に合格することによって本課程を修了する。この教育課程を経て、ヘルスケア分野でのイノベーションを担う専門知識を修得する。本研究科では、教育方法に以下のような特色を待っている。

ア 能動的学修の重視

多くの講義科目がプレゼンテーションや討議、また論文の批判的吟味や仮想論文の作成等、学生が主体的に問題を発見し解を見出していく能動的学修（アクティブ・ラーニング）を組み入れている。共通科目や公衆衛生学基盤科目は多くが講義科目（一部演習を含む）であるが、専門分野に関する理論や概念を探究するとともに、関心領域の実践と研究の動向を概観するため、内外の論文講読や批判的吟味を課す。従って、多くは演習を組み入れた講義科目とする。ヘルスイノベーション専門科目では、担当する教員自身の、あるいは教員の専門分野の研究論文の講読と批判的吟味により、研究能力を涵養するとともに、学生の研究テーマ・研究方法に関する演習や、自己の研究課題に関する系統的文献検索と精読により、研究課題や研究方法を絞り込んでいく作業に取り組む。実践・特別研究科目には、プレゼンテーションやヘルスイノベーション演習を演習科目としておいている。入学から修了までの標準的な履修指導・研究指導のスケジュールは別途資料に示す。

イ 英語による授業

本研究科では、「既存の概念にとらわれない課題解決の方策が必要であるという認識のもと、本研究科では、起業家精神を持ち、科学的根拠に基づいたアプローチによって社会変革に意を尽くすことができる国際的人材を養成し、国内外に輩出することを目指」すことを、人材養成の基本的な方向性として掲げており、そのために「世界的課題の解決や、国際的人材の輩出を見据えた教育課程とするために、積極的に英語による授業を開講し、英語のみによる単位履修が可能とする。」（【4. 教育課程の編成の考え方及び特色】より）こととしている。

「グローバル化に対応した英語教育改革の五つの提言」（文部科学省，平成26年）でも指摘されているとおり、「異文化理解や異文化コミュニケーションはますます重要」となり、「国際共通語である英語力の向上は日本の将来にとって不可欠」である。なかんずく、現代における保健医療課題の解決に向けた取組みは、様々なステイクホルダーとの協働により実現されるものであり、本研究科ではトランスディシプリナリー教育の実践を重視している。多様な背景を持った国内外の専門家等と協働する上で、英語によるコミュニケーションは不可欠なスキルであり、本研究科が養成を想定する4つの人材養成像を通じて英語による講義を受講することは重要である。

加えて、本研究科では海外から留学生の受入れを想定しており、さらに、日本人についても国際社会に通用する修了生の輩出を目指していることから、「ヘルスイノベーション演習基礎」及び「ヘルスイノベーション演習」を除いた全ての必修科目を英語で開講する。「ヘルスイノベーション演習基礎」及び「ヘルスイノベーション演習」については、日本語または英語で開講する。

さらに、選択科目についても英語による授業を複数科目開講するため、英語のみで修了要件である42単位を修得することが可能としている。

ただし、英語で実施される授業においても、必ずしも始めから高い英語力がなくとも授業の理解が深まるよう、必要に応じて日本語教材を用意し、授業終了後には適切に時間を確保しながら学生からの質問に応じる。

また、研究指導についても原則として英語により行い、修士論文や課題研究報告書の作成についても英語による執筆を推奨する。

ただし、修士論文や課題研究報告書で取り扱うテーマ・領域によっては、英語による執筆の必要性が低い場合や、社会制度と密着したテーマなど日本語による執筆のほうが望ましいケースが想定されるため、研究指導や修士論文・課題研究報告書の作成については、英語による指導や作成を推奨しつつ、指導教員と学生とが研究テーマなどについて十分に議論を交わした上で、日本語・英語のいずれかを選択できることとする。

ウ 授業外での英語支援

授業外においては、学生が積極的に英語を使用し、英語運用能力を向上させることを

目的として、BBC Learning English 等の多様な内容が掲載されており、学生自らの興味・関心に合わせて学習を進められるオンラインの英語学習教材を活用し、各学生に応じた指導・支援を行う。

さらに、専任教員の中の海外留学経験の豊富な者が必要に応じて学生の英語能力向上に向けた学習相談や支援を行う。

エ 社会人に配慮した教育機会の提供

本研究科には、学部から直接進学する学生のみならず、社会における様々な経験を踏まえて進学する学生が在籍することが期待されている。一方、ほとんどの社会人は、現在の職を辞すことが困難である場合が多く、在職のまま学び続けられる機会を提供することが不可欠である。そこで、授業は平日夜間及び土曜日を中心に編成する。

また、平日の夜間に設定されている科目のうち「データサイエンス」「ヘルスコミュニケーション」「環境保健学」「健康・医療政策」「国際保健政策」「ヘルスケア管理学」「健康医療と法政策」「データサイエンス演習」「ファイナンス・アカウンティング」について、メディア授業と対面授業を組み合わせた科目履修を可能とする。

オ 多様なメディアを利用した履修について

エに記載した授業科目について、その授業における座学・インプット中心の講義回については、オンデマンド授業による履修も可能とする。オンデマンド授業は、授業収録・配信システムの導入により、毎授業度に授業を録画し学習支援システム上に掲示することで、学生が自宅やオフィスのPCからいつでも、どこからでも、何度でも視聴できる形とする。

さらに、学習支援システムを導入することで、システムでの講義資料の掲示のほか、講義受講後のレポート提出、質疑応答、理解度テスト、グループワーク、ディスカッション等を授業の特性に合わせて学習支援システムを介して毎授業度を実施し、対面授業と遜色ない指導環境及び学生と教員との意見交換の機会を確保する。

また、成績評価についても、学習支援システム上で実施した上記の内容により評価を行う。

【別添資料5】多様なメディアを利用した履修の運用方法等について

カ アカデミックアドバイザー制度

本研究科では、専任教員の中から各学生にアカデミックアドバイザーを選任し、入学時の履修指導や学期中の勉学支援、進路指導を行っていくなど、公私にわたった助言指導を実施していく。さらに、将来的にはティーチングアシスタントを配することも検討しており、これらの方策を通じ学生の履修を支援していく。

(2) 履修指導

本研究科における教育は、授業科目の履修と修士論文または課題研究報告書の作成に関する指導によって行う。研究指導教員は、学生の研究課題に応じて履修指導を行う。

本研究科ではコース制を採用していないが、学生の人材像に応じて4つの履修モデルを提示している。この履修モデルは、入学前の段階で選択を必須とするものではないが、出願時点において希望する履修モデルを把握した上で、入学時に開催する履修登録ガイダンスにおいて各モデルの狙いなどについて詳細に説明を行う。ガイダンスや教員のアドバイスに踏まえ、学生は履修モデルを参考に履修登録を行う。

ア 1 年次

学生は、共通科目と公衆衛生学基盤科目、ヘルスイノベーション専門科目及び実践・特別研究科目の一部を中心に履修する。共通科目のうち4科目と公衆衛生学基盤科目の各科目から1科目は必修とし、その他のヘルスイノベーション専門科目、実践・特別研究科目については、進路に応じて選択する。「ヘルスイノベーション演習基礎」については、1年次の秋に指導教員と指導補助教員を決定し、研究指導を受けながら、研究計画の立案を進める。研究指導については後述する。

イ 2 年次

学生は、進路に応じて、公衆衛生学基盤科目、ヘルスイノベーション専門科目及び実践・特別研究科目から、必要な授業科目を履修する。特に、「フィールド実習」については、全学生に履修を強く推奨しており、各学生のバックグラウンドや終了後に希望する進路に応じて、原則として学生自身が希望するフィールドで行う。実習中は、これまでに学んだ知識を実践で活かしながら、実践能力を修得させる期間に充てる。また、「ヘルスイノベーション演習」を履修し、研究指導を受けながら、研究課題について、具体的に研究を進め、修士論文または課題研究報告書を作成する。

(3) 研究指導

研究指導は、指導教員と指導補助教員により行う。指導補助教員は、指導教員と異なる専門領域の教員でも可能とする。

指導教員は、研究計画立案、研究の実施、分析と解析、考察に至るまで、研究全体にわたって指導する。指導補助教員は、研究計画立案、研究の実施、分析と解析、考察に至るまで、教員の専門領域の観点から、類似した領域または異なる領域の知見を踏まえて助言し、学生の研究の独自性と専門性を高めるとともに、研究による新たな知見が、近接または異なる研究領域にも参考となるように、指導教員の指導を補助する。指導教員は、学生の研究内容により、指導補助教員を指名し、研究科教授会へ諮る。学生には、修士論文または課題研究報告書の作成に向けた研究計画書を策定させ、指導教員と指導補助教員によ

り、修士論文または課題研究報告書作成のための研究指導を行う。

修士論文を作成する学生への研究指導においては、先行研究の調査検討を十分に行い、その研究領域において求められる論文としての要件を満たすよう指導時に留意するとともに、学生の必要な研究時間が確保されるよう配慮する。

また課題研究報告書を作成する学生への研究指導においては、その課題研究を行うにあたり必要となる授業科目やフィールド実習の履修について適宜指導を行い、当該研究が社会においてより実践的なものとなるよう留意する。

学生は、倫理的配慮の基本的知識・手続の実際について、本学研究倫理審査委員会主催のガイダンスを受ける。また、研究者としての倫理については、研究委員会主催のガイダンスを受ける。指導教員・指導補助教員は、修士論文または課題研究報告書作成の全過程において、研究倫理、研究対象への人権擁護・自己決定の尊重のための配慮について、一貫して指導する。人を対象とした研究の開始に際しては、本学研究倫理審査委員会の承認を得ることを要件とする。

なお、研究指導は原則として英語により行い、修士論文や課題研究報告書の作成についても英語による執筆を推奨するが、指導教員と学生とが研究テーマなどについて予め十分に議論を行った上で、研究指導、および修士論文または課題研究報告書について日本語・英語のいずれかを選択できることとする。

ア 1 年次

学生は、希望する研究領域及び指導教員について研究科教授会に提出する。その後、研究科教授会が指導教員や指導補助教員を決定し、本人に通知した後、学生は研究課題や研究計画について検討を進める。検討に際しては、必要に応じて指導教員及び指導補助教員からの助言を受けることとする。

学生は、決定した指導教員及び指導補助教員より指導を受け、研究計画を立案する。当該計画は、指導教員及び指導補助教員による複眼的、かつ多角的な指導を受けることにより、精度を高めていく。また、研究課題を決定し、研究計画報告書について指導教員の承認を受けた後、研究科教授会へ報告する。

イ 2 年次

学生は、指導教員及び指導補助教員による複眼的、かつ多角的な指導を受けながら、研究を遂行する。

さらに、学生は、修士論文または課題研究報告書中間発表会での発表を行う。中間発表会においては、指導教員並びに指導補助教員より事前・事後指導を受ける。さらに、指導にかかわる教員以外からも助言を受けるなどして、研究を深化させる。学生は、所定の期日までに、修士論文または課題研究報告書を提出し、公開の研究発表会において、発表を行い、併せて最終試験を受ける。

【別添資料6】ヘルスイノベーション研究科 時間割案

(4) 課程修了の要件

ア 修業年限

修士課程の修業年限は2年とする。

ただし、在学期間に関しては、研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

イ 取得単位数

必修科目12単位を履修し、選択科目から課題研究・修士論文演習を含め30単位以上を加えて、修了単位数は総計42単位以上とする。

なお、本学大学院ヘルスイノベーション研究科規則第17条において、学長が教育上有益と認めるときは、入学する前に他の大学院において修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したもものとして認定することができることを規定している。

ウ 修了要件

修士課程に2年以上在学し、授業科目について所定の単位数を修得して、必要な研究指導を受けた上で、修士論文または課題研究報告書審査及び最終試験に合格することとする。

エ 修士論文について

修士論文は、関連文献の収集を行い、先行研究の調査検討を十分に行ったうえで、設定した研究目的に対し適切な研究方法を用いて研究し、英語または日本語で取りまとめる。修士論文では、研究そのものの学術的な独自性や新規性を重視し、内容の要旨や当該研究の重要性・意義、序論～結論、引用文献等、論文として通常必要とされる要素を盛り込んだものとする。

オ 課題研究報告書について

課題研究報告書は、自らが所属する組織や現在の社会が実際に直面している課題における仮説検証の方法を設定し、その構造分析とそれに対する具体的な解決策の提言までを、英語または日本語で取りまとめる。課題研究報告書では、特に課題分析の確性や解決策の実現性を重視し、研究目的とした課題の内容、その課題の構造・背景の分析結果、分析方法、具体的な解決策等の要素を盛り込んだものとする。特に履修モデルのうちリサーチャーモデル以外の履修モデルに則って授業科目を履修する学生については、社会実装に結びつくような実践的な課題解決人材を輩出するために、課

題研究報告書の審査をもって課程修了の要件とすることを想定している。

課題研究報告書の作成については修士論文の作成プロセスと同様であり、指導教員、指導補助教員の指導を受けながら作成するものである。学生は保健医療領域のみならず、行政データの利活用や領域横断的なビジネスモデル創出などを通じてこれからの公衆衛生領域に求められる政策提案能力を養う。

(5) 修士論文審査

修士論文を作成する学生については、学則に定められた教育課程の修了単位を修得し、修士論文審査のための所定の条件を満たし、かつ修士論文を提出し、その審査および最終試験に合格したものに、修士（公衆衛生学）の学位を授与する。

本研究科における修士論文審査に係る手続きは次の通りとする。

ア 指導教員の決定（1年次4月～1年次9月）

(ア) 修士論文の作成希望者についてはその研究テーマと研究計画を出願時に把握し、指導教員の調整を前もって開始する。

(イ) その後、1年次9月に、学生は、希望する論文題目及び指導教員を研究科教授会に提出する。

(ウ) 研究科教授会は、学生の希望をもとに、論文題目及び研究指導に適する指導教員と指導補助教員（以下「指導教員」とする。）を決定し、学生に通知する。

イ 研究課題・研究計画の検討（1年次10月～1年次1月）

(ア) 学生は、指導教員と相談しながら、研究課題、研究計画を検討する。指導教員は必要となる助言を行う。

(イ) 指導教員は、学生の研究に直接必要となる授業科目や高度専門職業人として必要な基礎学力を養う授業科目など、個々の学生に適した授業科目の履修を指導する。

ウ 研究課題の決定（1年次2月）

(ア) 指導教員は、学生の希望する研究課題、指導教員の専門分野、指導環境等を勘案して、学生と相談しながら研究課題を承認し、研究科教授会に報告する。

エ 研究計画報告書の作成（1年次3月）

(ア) 指導教員は、学生の研究計画報告書の作成にあたり、必要な指導を実施する。

(イ) 学生は、決定した研究課題についての研究計画を立案し、指導教員の確認を受けた後、研究科教授会に報告する。

(ウ) 研究計画に関しては、必要に応じ倫理的側面から本学研究倫理審査会の審査を受ける。

オ 研究の遂行及び指導（2年次4月～2年次9月）

- (ア) 学生は、研究計画に従い研究を遂行する。文献調査、先行研究の整理、仮説の設定を行い、研究方法を選択した上で、調査等を実施する。その後、本格的に研究活動を開始し、データ収集・解析等を行い、研究成果のまとめへ向かう。
- (イ) 指導教員は、研究の進捗確認・文献抄読を行うほか、研究遂行に関わる全般的な指導を行い、研究成果のまとめ方を指導する。
- (ウ) 研究遂行の間に、指導教員及び研究科教授会は、学生の研究進行状況について、2年次9月に確認し、学生の研究の進行状況に応じた指導を行う。

カ 中間発表(2年次10月)

- (ア) 研究科教授会は、学生のそれまでの研究成果の発表の場として、公開の中間発表会を開催する。
- (イ) 教員は、発表内容に係る問題点等を指摘・助言する。また、指導教員は教員から指摘された問題点等の解決方法についての指導を行う。

キ 修士論文の作成及びその指導(2年次10月～1月)

- (ア) 学生は、中間発表までの研究成果を基に修士論文の作成を開始し、中間発表会までの質疑、指摘を踏まえ、修士論文にまとめる。
- (イ) 指導教員は、学生の修士論文作成について、論文の全体構成、資料・データの整理法、図・表の作成、文献検索など、論文完成までの指導を行う。

ク 主査及び副査の決定（2年次1月）

- (ア) 研究科教授会は、学生の研究に関わる主査1名及び副査2名を決定し、学生に通知する。
- (イ) 主査及び副査は、当該学生の指導教員または学生の研究課題に近い専門分野の教員から選定する。

ケ 修士論文の提出（2年次2月）

- (ア) 学生は、完成させた修士論文を所定の期日(2月上旬)までに提出する。

コ 研究発表会及び最終試験（2年次2月）

- (ア) 研究科教授会は、修士論文にかかわる研究発表の場として、公開の研究発表会を開催する。
- (イ) 主査及び副査は、提出された修士論文を審査するとともに、その論文の内容及び専門領域に関する最終試験（口頭試問）を研究発表会で行い、これらの結果を研究科教授会に報告する。

サ 修士課程の修了及び学位の授与

- (ア) 研究科教授会は、主査及び副査による論文等の審査結果及び最終試験の判定結果並びに当該学生の単位修得状況により修士課程修了の可否を判定し、その結果を学長に報告する。
- (イ) 学長は、研究科教授会の判定結果に基づき、学生の修士課程の修了を認定し、

修士の学位を授与する。

(ウ) 学位の授与は学位記を交付して行う。

<修士論文審査の評価基準>

論文審査基準としては、研究課題設定の適切性・学術的意義、研究方法の適切性、研究成果及び考察の妥当性・独創性・新規性等の観点から、ヘルスイノベーション研究の分野の学術的な発展に寄与するものであるか、審査する。

また最終試験（口頭試問）では、当該修士論文について明確に説明・発信できているか等、ディプロマ・ポリシーに示すスキルを身につけているかを多角的に審査する。

(6) 課題研究審査

課題研究報告書は、本研究科の教育目的に応じた指導を受け必要なプロセスを経た内容であり、修士の学位に応じたものとして修士論文と同様に審査する。なお報告書の作成により修士課程の学位を授与するに当たっては、教育課程を修了し「ヘルスイノベーション演習基礎」及び「ヘルスイノベーション演習」において相当数の教育時間を確保し、コースワークやフィールド実習で得た気づきや学びを活用した上で研究指導を受けることにより教育研究水準及び質を担保することとしている。

本研究科における課題研究報告書審査に係る手続きは次の通りとする。

ア 指導教員の決定（1年次9月）

(ア) 学生は、希望する課題研究の題目及び指導教員を研究科教授会に提出する。

(イ) 研究科教授会は、学生の希望をもとに、課題研究の題目及び研究指導に適する指導教員と指導補助教員（以下「指導教員」とする。）を決定し、学生に通知する。

イ 研究課題・研究計画の検討（1年次10月～1年次1月）

(ア) 学生は、指導教員と相談しながら、研究課題、研究計画を検討する。指導教員は必要となる助言を行う。

(イ) 指導教員は、学生の研究に直接必要となる授業科目や高度専門職業人として必要な基礎学力を養う授業科目など、個々の学生に適した授業科目の履修を指導する。

ウ 研究課題の決定（1年次2月）

(ア) 指導教員は、学生の希望する研究課題、指導教員の専門分野、指導環境等を勘案して、学生と相談しながら研究課題を承認し、研究科教授会に報告する。

エ 研究計画報告書の作成（1年次3月）

(ア) 指導教員は、学生の研究計画報告書の作成にあたり、必要な指導を実施する。

(イ) 学生は、決定した研究課題についての研究計画を立案し、指導教員の確認を受けた後、研究科教授会に報告する。

(ウ) 研究計画に関しては、必要に応じ倫理的側面から本学研究倫理審査会の審査を受ける。

オ 研究の遂行及び指導（2年次4月～2年次9月）

(ア) 学生は、研究計画に従い研究を遂行する。既存研究の文献調査と仮説設定を行い、具体的な実践・追究方法と検証方法を設定し、現場で実践する。その実践結果や研究の実情を複合的にまとめ、研究仮説が立証されたかどうかの吟味を行い、研究成果のまとめへ向かう。

(イ) 指導教員は、研究の進捗確認・文献抄読を行うほか、研究遂行に関わる全般的な指導を行い、研究成果のまとめ方を指導する。

(ウ) 研究遂行の間に、指導教員及び研究科教授会は、学生の研究進行状況について、2年次9月に確認し、学生の研究の進行状況に応じた指導を行う。

カ 中間発表(2年次10月)

(ア) 研究科教授会は、学生のそれまでの研究成果の発表の場として、公開の中間発表会を開催する。

(イ) 教員は、発表内容に係る問題点等を指摘・助言する。また、指導教員は教員から指摘された問題点等の解決方法についての指導を行う。

キ 課題研究報告書の作成及びその指導(2年次10月～1月)

(ア) 学生は、中間発表までの研究成果を基に課題研究報告書の作成を開始し、中間発表会までの質疑、指摘を踏まえ、課題研究報告書にまとめる。

(イ) 指導教員は、学生の課題研究報告書作成について、報告書の全体構成、資料・データの整理法、図・表の作成、文献検索など、報告書完成までの指導を行う。

ク 主査及び副査の決定（2年次1月）

(ア) 研究科教授会は、学生の研究に関わる主査1名及び副査2名を決定し、学生に通知する。

(イ) 主査及び副査は、当該学生の指導教員または学生の研究課題に近い専門分野の教員から選定する。

ケ 課題研究報告書の提出（2年次2月）

(ア) 学生は、完成させた課題研究報告書を所定の期日(2月上旬)までに提出する。

コ 研究発表会及び最終試験（2年次2月）

(ア) 研究科教授会は、課題研究報告書にかかわる研究発表の場として、公開の研究発表会を開催する。

(イ) 主査及び副査は、提出された課題研究報告書を審査するとともに、その報告書の内容及び専門領域に関する最終試験（口頭試問）を研究発表会で行い、これらの結果を研究科教授会に報告する。

サ 修士課程の修了及び学位の授与

- (ア) 研究科教授会は、主査及び副査による報告書の審査結果及び最終試験の判定結果並びに当該学生の単位修得状況により修士課程修了の可否を判定し、その結果を学長に報告する。
- (イ) 学長は、研究科教授会の判定結果に基づき、学生の修士課程の修了を認定し、修士の学位を授与する。
- (ウ) 学位の授与は学位記を交付して行う。

<課題研究報告書審査の評価基準>

課題研究報告書審査基準としては、課題分析的確性や解決策の実現性、課題の構造・背景の分析方法、具体的な解決策及び考察の妥当性・有用性等の観点から、ヘルスイノベーション分野の課題解決に実践的に寄与するものであるか、審査を行う。

また最終試験（口頭試問）では、当該課題研究報告書の意義について明確に説明できているか等、ディプロマ・ポリシーに示すスキルを身につけているかを多角的に審査する。

【別添資料 7】神奈川県立保健福祉大学学位規則（案）

【別添資料 8】ヘルスイノベーション研究科修士論文及び課題研究報告書審査実施要項（案）

【別添資料 9】研究指導のスケジュール

【別添資料 10】神奈川県立保健福祉大学研究倫理審査規程（案）

(7) 履修モデル

2（2）で示したとおり、人材育成の基本的な方向性として、本研究科では①技術革新や、その基礎となる技術の研究・開発ができる人材(リサーチャー)、②革新的な技術を具体的に産業化できる人材(ビジネスパーソン)、③組織管理に革新を起こし、効果的・効率的な保健医療サービスの提供ができる人材(アドミニストレータ)、④組織・人材などを繋ぎ、保健医療課題の解決に資する新たな仕組みを作ることができる人材(ポリシーメーカー)を主に想定している。

以下に、それぞれの人材像ごとに履修モデルを示す。なお、本研究科が提示する履修モデルは、コース制度とは異なり、学生はモデルに沿った履修が不可欠ではないものの、希望する人材像に即した履修の参考となるモデルとして、各モデルの狙いなどについて入学時に開催する履修登録ガイダンスにて詳細に説明を行う。

ア リサーチャー

(ア) 想定する学生像

保健医療分野の課題に対して関心を有する研究者や、将来 保健医療分野における研究者となることを志す者

(イ) 目標

ヘルスケア、特に未病の領域についてエビデンスを探求し、新たな学問領域の構築や、未病の学問体系化などに必要な知識と技術を修得する。

(ウ) 基本的な履修の考え方

本研究科の基本的な趣旨やヘルスイノベーションの基本概念など、学生が共通して学ぶべき「ヘルスイノベーション概論」をはじめとした「共通科目」を学んだ上で、エビデンスに基づいた科学的な思考や基本的な公衆衛生の知識を身につけるために「公衆衛生学基盤科目」を履修する。また、リサーチャーとして不可欠な研究手法や、より専門性の高い科目を履修すると共に、より学際的な視点を身につけるために「ヘルスイノベーション専門科目」を履修する。さらに、質の高い論文作成を行う際に必要なアカデミックライティングや、研究・開発内容の価値を効果的にステイクホルダーに伝える上で求められるプレゼンテーションなど「実践・特別研究科目」を履修する。

(エ) 修了要件の考え方

大学や研究機関等で保健医療分野における研究者として質の高い研究・開発を行うことを目指し、修士論文をとりまとめる。

(オ) 修了後

トランスディシプリナリー研究や健康・医療分野に関する科学技術コミュニケーター（科学者、技術者と市民との橋渡しをする人材）として大学や研究機関で教育研究活動に従事する。

【具体的な進路】

- ①大学・大学院などの研究機関において、保健医療課題の解決に向けた、高度な研究を遂行する研究者
- ②企業の研究所などにおいて、保健医療課題の解決に資する製品・サービス・技術等の開発に従事する研究者
- ③医療機関などにおいて、患者や国民の健康に資する臨床研究などに携わる医療提供者・研究者
- ④大学院博士課程に進学し、より高度な研究手法について学ぶ学生

(カ) リサーチャー 履修モデル

科目区分	授業科目名	必修/選択	履修年次	単位数	合計単位数	ディプロマポリシーとの対応			
						1 知識習得と 評価分析	2 分析結果に 対する改善 提案	3 合意形成・ 発信	4 業務遂行・ 組織管理
共通科目	未病特論	必修	1年前期	1単位	43単位	○		◎	
	ヒューマンサービステ論	選択	1年前期	1単位				◎	
	ヘルスイノベーション概論	必修	1年前期	1単位		◎			
	データサイエンス	必修	1年後期	1単位		◎			
	MS/イノベーションにおける「責任ある研究・イノベーション (RR1)」 I	必修	1年後期	1単位		○	○	◎	
公衆衛生 学基盤科 目	疫学概論	必修	1年前期	2単位		◎			
	疫学研究	選択	1年前期	2単位		○	◎		
	疫学演習	選択	1年後期	2単位			◎		
	臨床試験	選択	2年前期	1単位		○		◎	
	生物統計学基礎	必修	1年前期	2単位		◎			
	生物統計学演習	選択	1年後期	2単位			◎		
	生物統計学応用	選択	2年前期	2単位		◎			
	データ統計解析演習	選択	2年前期	2単位			◎		
	健康行動科学	必修	1年前期	2単位			○	◎	
	環境保健学	必修	1年後期	1単位		◎			
医療経済学	必修	1年後期	2単位	○	◎				
ヘルスイ ンベ ーション専 門科目	ヘルステクノロジー I	選択	1年後期	1単位	◎				
	ヘルステクノロジー II	選択	2年前期	1単位	◎				
	MS/イノベーションにおける「責任ある研究・イノベーション (RR1)」 II	選択	1年後期	1単位			◎		
	データサイエンス演習	選択	2年前期	2単位	○	◎	○		
	医薬品・医療機器開発	選択	1年後期	2単位			○	◎	
実践・特 別研究科 目	プレゼンテーション	選択	1年前期	1単位			○	◎	
	アカデミックライティング	選択	1年前期	1単位			◎		
	アントレプレナーシップ I (アイデア創出)	選択	1年後期	1単位		◎			
	ヘルスイノベーション演習基礎	必修	1年後期	2単位		◎			
	ヘルスイノベーション演習	必修	2年通年	6単位		◎			

イ ビジネスパーソン

(ア) 想定する学生像

製薬企業、医療機器関連企業等のヘルスケア産業の他、金融、IT、サービス、食品関連の企業に勤める社員

(イ) 目標

ヘルスケアに関わる法などの社会制度やシステムを体系的に理解し、ヘルスケア分野におけるビジネスに必要な知識と技術を修得する。

(ウ) 基本的な履修の考え方

本研究科の基本的な趣旨やヘルスイノベーションの基本概念など、学生が共通して学ぶべき「ヘルスイノベーション概論」をはじめとした「共通科目」を学んだ上で、エビデンスに基づいた科学的な思考や基本的な公衆衛生の知識を身につけるために「公衆衛生学基盤科目」を履修する。また、革新的な技術を産業化する上で不可欠な先端的な技術に関する知識や組織マネジメントに関する科目を中心に「ヘルスイノベーション専門科目」を履修する。さらに、先端のテクノロジーを持っていたり、卓越する組織マネジメントを実践しているプライベートセクターにおけるフィールド実習をはじめとした「実践・特別研究科目」を履修して、組織におけるイノベーション創出の環境や手法を学んだり、人と組織を動かす実践的トレーニングを行う。

(エ) 修了要件の考え方

修了後に所属する企業や業界が抱える課題について発見し、社会制度やシステムもふまえた課題の分析や現実的な解決策を提言できるようになることを目指し、各科目で得た知見やフィールド実習で得た学びを課題研究報告書としてとりまとめる。

(オ) 修了後

所属する企業において、ヘルスケア分野における新たなビジネスを立ち上げる。

【具体的な進路】

- ①ヘルスケア関連企業で、技術・サービスの開発や薬事部門で製品の社会実装・国際展開に取り組む職員
- ②ヘルスケア関連企業で、技術・サービスの国際展開におけるマーケティング企画を行う職員
- ③ヘルスケア関連企業で、保健医療分野の社会的ニーズを汲み取り、ニーズに即した経営戦略を立案する職員
- ④ヘルスケア関連産業で、保健医療分野の社会的ニーズを汲み取り、研究者や技術者などと連携しながらニーズに即した医療技術・サービスの商品開発に取り組む職員
- ⑤自身の着想をもとに、社会的ニーズに対応した医療技術・サービスを提供する新たな事業を興す企業家

(カ) ビジネスパーソン 履修モデル

科目区分	授業科目名	必修/選択	履修年次	単位数	合計単位数	ディプロマポリシーとの対応				
						1 知識習得と 評価分析	2 分析結果に 対する改善 提案	3 合意形成・ 発信	4 業務遂行・ 組織管理	
共通科目	未病特論	必修	1年前期	1単位	43単位	○		◎		
	ヒューマンサービス特論	選択	1年前期	1単位					◎	
	ヘルスイノベーション概論	必修	1年前期	1単位		◎				
	データサイエンス	必修	1年後期	1単位		◎				
	ヘルスイノベーションにおける「責任ある研究・イノベーション (RR1)」Ⅰ	必修	1年後期	1単位		○	○		◎	
公衆衛生学基盤科目	疫学概論	必修	1年前期	2単位		◎				
	生物統計学基礎	必修	1年前期	2単位		◎				
	健康行動科学	必修	1年前期	2単位			○		◎	
	フィールド調査・研究方法	選択	1年前期	2単位		◎	○			
	環境保健学	必修	1年後期	1単位		◎				
	健康・医療政策	選択	1年前期	2単位		○			◎	
	医療経済学	必修	1年後期	2単位		○	◎			
ヘルスイノベーション専門科目	健康医療と法政策	選択	1年前期	1単位		◎				
	ヘルステクノロジーⅠ	選択	1年後期	1単位		◎				
	再生医療特論	選択	1年後期	2単位		○	◎			
	ファイナンス・アカウンティング	選択	1年前期	2単位				◎		
	マーケティング・ストラテジー	選択	1年後期	2単位				◎		
	医療技術評価	選択	2年前期	1単位				◎		
実践・特別研究科目	医薬品・医療機器開発	選択	1年後期	2単位			○	◎		
	組織マネジメント	選択	1年後期	1単位				◎		
	アントレプレナーシップⅠ(アイデア創出)	選択	1年後期	1単位		◎				
	アントレプレナーシップⅡ(ビジネスモデル仮説検証)	選択	2年前期	2単位		◎	○			
	フィールド実習ⅠB	選択	1～2年通年	2単位				◎		
	ヘルスイノベーション演習基礎	必修	1年後期	2単位			◎			
ヘルスイノベーション演習	必修	2年通年	6単位			◎				

ウ アドミニストレータ

(ア) 想定する学生像

保健医療機関において、今後、病院長・事務局長等の立場で組織経営に参画することを志す者

(イ) 目標

未病・予防の観点や地域の様々なニーズを踏まえた医療サービスを展開するために必要な知識と技術を修得する。

(ウ) 基本的な履修の考え方

本研究科の基本的な趣旨やヘルスイノベーションの基本概念など、学生が共通して学ぶべき「ヘルスイノベーション概論」をはじめとした「共通科目」を学んだ上で、エビデンスに基づいた科学的な思考や基本的な公衆衛生の知識を身につけるために「公衆衛生学基盤科目」を履修する。また、革新的で効率的なヘルスアドミニストレーションを達成する上で不可欠な組織マネジメントに関する科目を中心に「ヘルスイノベーション専門科目」を履修する。さらに、国内外の保健医療機関等におけるフィールド実習をはじめとした「実践・特別研究科目」を履修して、現実の諸課題を具体的に把握したり、人と組織を動かす実践的トレーニングを行う。

(エ) 修了要件の考え方

修了後に所属する保健医療機関において、その機関が抱える組織経営上の課題や医療サービス提供上の課題を発見し、社会制度や地域の様々なニーズをふまえて課題の分析や解決策の提言を行えるようになることを目指し、各科目で得た知見やフィールド実習で得た学びを課題研究報告書としてとりまとめる。

(オ) 修了後

所属する保健医療機関において、医療者のみならず行政・研究者・企業などと連携しながら、次世代の保健医療機関の在り方をデザインし組織経営を展開する。

【具体的な進路】

- ①急性期病院や高度な健診機能を備えた医療機関などで、渡航受診者の受入拡大を積極的に行う組織において、将来、組織経営に参画することを志す職員
- ②高度で質の高い医療サービスについて国際展開を志す医療機関などにおいて、将来、組織経営に参画することを志す職員
- ③効率的で質の高いケアの提供を志す介護施設またはそのような介護施設を運営する法人等において、将来、組織経営に参画することを志す職員

(カ) アドミニストレータ 履修モデル

科目区分	授業科目名	必修/選択	履修年次	単位数	合計単位数	ディプロマポリシーとの対応			
						1 知識習得と 評価分析	2 分析結果に 対する改善 提案	3 合意形成・ 発信	4 業務遂行・ 組織管理
共通科目	未病特論	必修	1年前期	1単位	43単位	○		◎	
	ヒューマンサービステ論	選択	1年前期	1単位				◎	
	ヘルスイノベーション概論	必修	1年前期	1単位		◎			
	データサイエンス	必修	1年後期	1単位		◎			
	ヘルスイノベーションにおける「責任ある研究・イノベーション (RRI)」 I	必修	1年後期	1単位		○	○	◎	
公衆衛生学基盤科目	疫学概論	必修	1年前期	2単位		◎			
	生物統計学基礎	必修	1年前期	2単位		◎			
	健康行動科学	必修	1年前期	2単位			○	◎	
	ヘルスコミュニケーション	選択	1年前期	2単位				◎	
	環境保健学	必修	1年後期	1単位		◎			
	産業保健学	選択	1年後期	2単位		◎			
	産業保健学演習	選択	2年前期	1単位			◎		
	医療経済学	必修	1年後期	2単位		○	◎		
ヘルスケア管理学	選択	2年前期	2単位				○	◎	
ヘルスイノベーション専門科目	ヘルステクノロジー I	選択	1年後期	1単位		◎			
	健康危機管理論	選択	1年後期	2単位	○	◎	○		
	ファイナンス・アカウンティング	選択	1年前期	2単位				◎	
	マーケティング・ストラテジー	選択	1年後期	2単位				◎	
実践・特別研究科目	プレゼンテーション	選択	1年前期	1単位			○	◎	
	組織マネジメント	選択	1年後期	1単位				◎	
	アントレプレナーシップ I (アイデア創出)	選択	1年後期	1単位		◎			
	アントレプレナーシップ II (ビジネスモデル仮説検証)	選択	2年前期	2単位		◎	○		
	フィールド実習 I A	選択	1～2年通年	2単位				◎	
	ヘルスイノベーション演習基礎	必修	1年後期	2単位		◎			
	ヘルスイノベーション演習	必修	2年通年	6単位		◎			

エ ポリシーメーカー

(ア) 想定する学生像

健康医療政策を担当する自治体職員等

(イ) 目標

ヘルスケアに関わる法などの社会制度やシステムを体系的に理解し、健やかな社会を実現するために必要な知識と技術を修得する。

(ウ) 基本的な履修の考え方

本研究科の基本的な趣旨やヘルスイノベーションの基本概念など、学生が共通して学ぶべき「ヘルスイノベーション概論」をはじめとした「共通科目」を学んだ上で、エビデンスに基づいた科学的な思考や基本的な公衆衛生の知識、及び国内外の保健医療システムの現状と課題を学ぶために「公衆衛生学基盤科目」を履修する。また、ポリシーメーカーとして必要な社会やコミュニティの保健医療課題に関する科目を中心に「ヘルスイノベーション専門科目」を履修する。さらに、国内外の行政機関や国際機関におけるフィールド実習をはじめとした「実践・特別研究科目」を履修して、現実の諸課題を具体的に把握したり、保健医療システムの改善における行政組織の役割について検討する。

(エ) 修了要件の考え方

修了後に所属する自治体において、その地域が抱える保健医療課題や、自治体組織が抱える課題を発見し、社会制度や多様なステークホルダーのニーズをふまえて課題の分析や解決策の提言を行えるようになることを目指し、各科目で得た知見やフィールド実習で得た学びを課題研究報告書としてとりまとめる。

(オ) 修了後

所属する自治体で政府、国際機関や国内外のアカデミア、企業等とネットワークを作りながら、産官学によるオープンイノベーションのハブとして最先端のアカデミアや企業の人々とのネットワークを構築し、新たな施策を立案する。

【具体的な進路】

- ①保健医療課題を体系的に理解し、国際的な人材を含む様々なステイクホルダーを繋ぐことができる健康医療政策を担当する自治体職員
- ②国連、WHO、JICA など健康医療課題に取り組む国際的機関の職員
- ③ASEAN 諸国を中心とした中央政府や地方自治体で健康医療政策を担当する職員

(カ) ポリシーメーカー履修モデル

科目区分	授業科目名	必修/選択	履修年次	単位数	合計単位数	ディプロマポリシーとの対応			
						1 知識習得と 評価分析	2 分析結果に 対する改善 提案	3 合意形成・ 発信	4 業務遂行・ 組織管理
共通科目	未病特論	必修	1年前期	1単位	42単位	○		◎	
	ヒューマンサービステ論	選択	1年前期	1単位				◎	
	ヘルスイノベーション概論	必修	1年前期	1単位		◎			
	データサイエンス	必修	1年後期	1単位		◎			
	ヘルスイノベーションにおける「責任ある研究・イノベーション (RR1)」 I	必修	1年後期	1単位		○	○	◎	
公衆衛生学基盤科目	疫学概論	必修	1年前期	2単位		◎			
	生物統計学基礎	必修	1年前期	2単位		◎			
	健康行動科学	必修	1年前期	2単位			○	◎	
	社会健康学・社会疫学	選択	1年後期	2単位		○	○	◎	
	環境保健学	必修	1年後期	1単位		◎			
	健康・医療政策	選択	1年前期	2単位		○		◎	
	国際保健政策	選択	1年後期	1単位		○		◎	
	医療経済学	必修	1年後期	2単位		○	◎		
	財政と社会保障	選択	1年前期	2単位		○	◎		
	健康医療と法政策	選択	1年前期	1単位		◎			
ヘルスイノベーション専門科目	ヘルステクノロジー I	選択	1年後期	1単位	◎				
	健康危機管理論	選択	1年後期	2単位	○	◎	○		
	インジェリィ・コントロール	選択	2年前期	2単位	○	◎	○		
	未病社会のライフデザイン	選択	1年後期	2単位	○	○	◎		
	ヒューマン・ニュートリション	選択	1年後期	2単位	◎				
実践・特別研究科目	アントレプレナーシップ I (アイデア創出)	選択	2年前期	1単位		◎			
	フィールド実習 I A	選択	1～2年通年	2単位				◎	
	ヘルスイノベーション演習基礎	必修	1年後期	2単位		◎			
	ヘルスイノベーション演習	必修	2年通年	6単位		◎			

【別添資料 11】履修モデルごとの時間割案

7. 施設・設備等の整備計画

(1) 校舎等施設の整備計画

本研究科は、川崎市川崎区殿町地区に所在する民間ビルの2階全部及び3階の一部を賃借する神奈川県立保健福祉大学殿町キャンパスにて開設する。入学者の多くは社会人を想定しており、主に東京都内や神奈川県内で就業する者や居住する者を想定し、通学の利便性を考えている。

同地区は、羽田空港から車で10分という位置にあり、現在ライフサイエンス・環境分野を中心としたさまざまな企業や研究機関、教育機関が集積していることから、教育研究環境として効果的な地区である。

施設については、本研究科は入学定員15人であり、実践的な教育・研究を実施することから、少人数での教育が主であり、小講義室の使用が多くなることを想定して整備している。具体的な教室の配置は以下の通りである。

(2階：研究・教育ゾーン)

小講義室（16名定員） 4室

※ 室間を可動間仕切とすることで、中講義室、大講義室としても使用できるようにし、状況に応じたフレキシブルな利用が可能。

※ 添付資料9の時間割案においては「講義室A」「講義室B」として2室ずつ中講義室として配置している。

共同研究室 2室（専任教員共同研究室、非常勤教員共同研究室）

研究室 17室

ディスカッションルーム 2室

(3階：管理・事務ゾーン)

事務室 1室

理事長室 1室

研究科長室 1室

研究室 1室

会議室 1室

医務室（休憩室） 1室

小講義室にはプロジェクター、スクリーン、白板、音響設備を完備する。

学生の利便性を考慮し、ICT基本インフラを整備することで、研究スペース・教育スペース全域で無線LANの利用を可能とし、教育用クラウド等のツールも活用することで教育・研究活動をインタラクティブにサポートする。

【別添資料12】ヘルスイノベーション研究科 時間割案（施設参考資料）

(2) 図書等の資料及び図書館の整備計画

既存の神奈川県立保健福祉大学横須賀キャンパスには、図書 127,273 冊（うち外国図書 6,127 冊）を有し、学術雑誌は 3,626 冊（うち外国書 709 種）、電子ジャーナルは 1,530 種（うち外国書 429 種）を常備しており、各キャンパス間を巡回しているシャトル便によって、殿町キャンパスにいながら横須賀キャンパスの蔵書図書を利用することを可能とする。

そのため、殿町キャンパスでは、冊子体の図書は専門書や学術誌に厳選し、オンラインで閲覧できる図書を最大限に充実させ、電子ジャーナルやデータベース等の電子書籍に重点を置き整備を進める。

殿町キャンパスにおける図書資料整備にあたっては、次の考え方により、特に研究科のカリキュラム、授業内容に重点を置きながら、学習、教育、研究に必要な資料を収集する。

なお、学術雑誌のうち、データベースでは「Web of Science」、電子ジャーナルでは、「Annals of Internal Medicine」、「Annals of Oncology」、「Science」、「Public Health」、「North Holland Handbook in Economics」、「Diabetologia」、「Journal of Nutrition」、「Appetite」、「Westlaw Japan」、「Westlaw Next」、「Statistical Methods in Medical Research」、「Journal of Health Economics」、「International Journal of Lifelong Education」、「Life Sciences」、「Clinical Social Work Journal」、「Preventive Medicine」を購入する。

<図書資料整備の基本的な考え方>

- ①研究科学生の学習、研究を支援する、公衆衛生学を中心としたビジネスや統計資料など各分野の基本的な資料
- ②教職員の教育、研究に必要なデータベース、外国雑誌を中心とした専門資料

殿町キャンパスには、図書コーナー・ラウンジを設け、図書（和書、洋書）約 1,000 冊、雑誌約 30 タイトル、電子和書・電子洋書約 580 冊、電子ジャーナル 17 パッケージ、データベースを整備する計画である。

また、利用者用に閲覧席（PC 対応）席を備えており、図書間蔵書検索システム OPAC(Online Public Access Catalogue)による蔵書検索が可能であることに加えて、学内 LAN 接続端末からメディカルオンラインをはじめとしたオンライン閲覧も可能であり、一部の電子書籍は自宅や学外からもインターネットを介してオンライン閲覧を可能とする予定である。

さらには、他大学の図書館や県内公共図書館等協力機関と連携し、図書の相互貸借や文献複写の相互協力を行っているほか、「神奈川県内大学図書館相互協力協議会」加盟の

大学図書館を利用できる共通閲覧証を交付するなど、学生の教育研究環境のさらなる向上を図っている。

8. 入学選抜の概要

(1) ヘルスイノベーション研究科のアドミッションポリシー

健康寿命の延伸や未病を改善して市民一人一人が生きがいを持った人生を送ることができる社会を実現するために、既存の概念にとらわれない課題解決の方策を提示できる人材が強く求められるなか、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科では、起業家精神を持ち、科学的根拠に基づいたアプローチによって社会変革に意を尽くすことができる人材を養成し、国内外に輩出することを目指している。そのために、本研究科では、以下のような人材を受け入れる。

- ① 保健医療の改善を通じて、人々が生きがいを持った人生を送る社会を構築することに強い意欲がある者
- ② 社会的課題に対する関心を有し、論理的・科学的思考に基づいた課題解決を志す者
- ③ 多様な背景を持った人や組織における課題について、多面的視点による解決策を提示しようとする者
- ④ 既存の視点枠組みにとらわれず、新たな観点から大胆な課題解決策の提示を行い、実行することができる者

(2) 出願資格

- ① 大学を卒業した者及び平成 31(2019)年 3 月 31 日までに卒業見込みの者
- ② 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 31(2019)年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 31(2019)年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- ④ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成 31(2019)年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- ⑤ 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成 31(2019)年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- ⑥ (昭和 28 年文部省告示第 5 号をもって)文部科学大臣の指定した者
- ⑦ 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者及び平成 31(2019)年 3 月 31 日までに授与される見込みの者

- ⑧ 外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと本研究科において認めた者
- ⑨ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと本研究科において認めた者
- ⑩ 大学に 3 年以上在学した者（学校教育法第 102 条第 2 項の規程により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- ⑪ 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において本大学院の教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- ⑫ 個別の入学資格審査をもって、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者で、平成 31(2019)年 3 月 31 日において 22 歳に達している者

(3) ヘルスイノベーション研究科の選抜方法・実施体制

入学者選抜の実施体制は、研究科入試委員会を中心とし、入試全般の企画、広報、選抜試験の実施、評価、次年度への課題の整理等を行う。試験及び合否判定は、大学院及び研究科の教育目標に照らして、事前に評価項目、評価基準、合否判定基準を設定し、それに基づいて実施する。合格者の決定は、一次選考と二次選考の採点結果に基づいて入試委員会が合格者判定原案を作成し、合否判定会議で決定する。試験結果については、簡易開示の方法を定め、受験生本人に開示する。

本研究科では、入学の段階で本修士課程の学習に必要な専門知識を必ずしも習得していることを要件としていないものの、学生が受験段階で有する専門知識や課題意識、さらにそれを論述する能力については、入学者選抜の第 1 次選考における小論文と志望動機書にて受験生に記載させることで、また第 2 次選考においては面接を行うことで確認する。

具体的に、第 1 次選考の小論文については、あらかじめ公衆衛生に関する論文や最新の健康施策に関する書籍を受験生に提示し、その内容に基づいた小論文を作成させることで、受験生のその時点での専門知識の確認や、社会人経験の中から培った課題意識などについて確認をする。また、志望動機書では、自らが有している社会課題や、その課題解決のために本研究科でどのように取り組みたいかを記載させる。

また、第 2 次選考で実施する面接では、公衆衛生に関連した社会的な課題を中心とした質問を面接官が実施することなどを通じ、その専門的な知識を確認する。また、受験

生が有するヘルスケア領域の課題意識、さらにその課題を解決しようとする意欲や、本研究科でどのように取り組んでいくか等について、この面接においても回答を求め確認する。

これらの一次、二次試験を通じて、本研究科が掲げるアドミッション・ポリシーにマッチした人材を選抜することにつなげる。

ア 入学定員

入学定員 15名

イ 選抜方法

【第1次選考】

スコアを記した英語力証明書類 (TOEFL、IELTS、TOEIC)、小論文、志願動機書、成績証明書等、研究計画書(出願時に「修士論文」の作成を希望する者に限る)をもとに書類選考。

入学時に求める英語力の基準として、TOEFL(iBT)70点以上、TOEFL(PBT)550点以上、TOEIC800点以上、IELTS6.0以上のスコアを取得できていることが望ましい。

【第2次選考】

面接試験

ウ 留学生の選抜及び支援策

本研究科の入学資格と同等以上の学力を有する外国人で、本研究科において教育を受ける目的をもって入国し、本研究科に入学を志望するものがあるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

外国人留学生に対しては、「イ 選抜方法」に記載されているとおり、日本人学生と同様の選抜試験を実施するが、全ての書類について英語での記載を可とし、面接試験も英語で実施することができる。

本研究科は、タイ国のマヒドン大学やチュラロンコーン大学と研究科開設後の学生交流に関する連携協定を締結しており、これらの大学に代表される、ASEAN 諸国からの留学生を若干名受け入れることを想定している。

留学生の希望によっては、日本語で開講する予定の選択科目を受講したいという事態が想定されることから、その場合は、担当する教員による補講や、アカデミックアドバイザー、さらに将来はティーチングアシスタントなどによりバックアップしていく。

また、留学生のための生活支援として、独自の奨学金制度の創設や学内規程に基づく授業料等の免除、さらに宿舍のあっせんを予定している他、専任教員が担当するアカデミックアドバイザーや研究科が開設される殿町キャンパスに留学生対応の事務職員を配置させることで、留学生の日本での学生生活全般のサポートを行う。

(4) 科目等履修生および聴講生

本研究科入学資格に該当する者で、特定の授業科目の聴講を志望する者があるときは、本研究科の教育研究に支障のない限り、研究科教授会の議を経て、聴講生として聴講を許可することがある。

9. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

(1) 目的及び必要性

本研究科では、公衆衛生学修士の学位取得に関わる社会人学生を受け入れる。そのため、平日の昼間、夜間、土曜日に授業を開講する。

(2) 修業年限

修業年限は2年間とする。

(3) 履修指導及び研究指導の方法及び授業の方法

基本的に、授業は月曜日から金曜日の18時40分から21時50分まで及び土曜日の9時から17時50分までに開設することにより、社会人学生が通学しやすいよう配慮する。また、必要に応じて授業を集中的に開講する。

(4) 教員の負担の程度

本研究科の授業は平日夜間及び土曜日を中心に編成されているが、本学では平成31年度からの公立大学法人化を契機として、教員について裁量労働制を採用する予定であり、授業の開講時間に合わせ、教員自身にとって負担のないように勤務することが可能である。なお土曜日の授業を受け持つ教員については勤務日の振替の措置をとることとしている。また会議や委員会等の授業以外の就業時間についても、なるべく同一日の開催にするなど、教員にとって過重な負担とならないよう取り組む。

(5) 図書館等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員等の配慮

ア 図書館

図書館は、平日9時から22時まで、土曜日は9時から17時まで開館し、夜間や土曜日の利用に配慮する。

イ 学生の厚生に対する配慮

精神保健に関する相談には横須賀キャンパスに学生相談室を設けており、研究科が所在する殿町キャンパスにも医務室を設け、学生の利用を可能にする。また、大学周辺にはコンビニエンスストア等があり、利用可能である。

ウ 交通機関

本学は京浜急行大師線の最寄駅から徒歩 15 分の距離にあり、通学等のための交通手段は、夜間開講にあたって不便はない。

エ 夜間開講時間帯の教員及び学生に対する事務的サービス等

非常勤職員等により対応を行う。また、特別な問題が生じた場合は、緊急連絡体制により対処することとし、授業等に支障のないような体制を取る。

10. 管理運営

本研究科は、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科規則第 4 条に基づき、研究科に関する事項について審議するため「教授会」を組織している他、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科規則第 5 条に基づく学内委員会である「研究科運営会議」及び同規則第 6 条に基づく学内委員会である「研究科入試委員会」により管理運営する。

また、本学の学士課程担当教員を含む教職員によって組織され、研究の倫理審査を行う研究倫理審査委員会や、学生の学習環境等を支援する学生委員会等の各種学内委員会や学部・大学院共通の事務局により一体的な管理運営が行われており、これらの組織において管理運営を行っていく。

【別添資料 13】神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科規則(案)

(1) 研究科教授会

研究科教授会は、本学大学院の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。ただし、学長が必要と認めるときは、その他の教員も加えることができる。月に一度の頻度で開催する。

教授会は、学長が掲げる次の事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- ① 学生の入学、課程の修了及び賞罰に関する事項
- ② 学位の授与に関する事項
- ③ 前各号に規定するもののほか、研究科の教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

教授会は、上記に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(2) 研究科運営会議

研究科内の連絡調整を行い、もって研究科の運営を円滑にするため研究科運営会議を置く。研究科運営会議は、研究科長、副研究科長及び関係する事務局職員を持って構成される。ただし、研究科長が必要と認めるときは、教員その他の職員を加えることが出来る。

(3) 研究科入試委員会

研究科入試委員会は研究科教授会の構成員から選出された教員をもって組織される。研究科入試委員会では本学研究科小委員会規程に定める下記の事項を審議し、入試運営を行う。

- ① 選抜に関する事
- ② 選抜試験の実施に関する事
- ③ 試験問題に関する事
- ④ 研究生等の選考に関する事

(4) 事務組織

本研究科は川崎市の殿町キャンパスにおいて開設することから、横須賀キャンパスと連携することで、教員、学生の相談等に支障が生じないように努める。さらに学内の意思疎通や円滑な管理運営を図るため、上記の委員会を含め、教職員間の会議や各種委員会を開催するが、その際教職員に負担とならないよう、テレビ会議システムの活用等を検討する。

11. 自己点検・評価

神奈川県立保健福祉大学における自己点検・評価の実施については、開学に合わせて2003年4月から自己評価委員会を組織し、自己点検・評価を行ってきた。

2013年1月には、「神奈川県立保健福祉大学将来構想」を掲げ、今後取り組むべき課題の解決及び重点的な取組みを着実に推進するため、具体的な取組み内容と進め方を明確にした。この将来構想の推進体制を位置付けるため、「将来構想実施計画」を策定し、実施計画の取組みは、「保健福祉大学実践行動計画」に位置付けて、毎年度末には自己点検・評価結果を取りまとめ、教授会・評議会での審議を経て教職員への浸透をはかっている。併せてこの評価結果をホームページ等で公表するとともに、評価結果を踏まえて改善を図っている。

また、本学は2008年度に大学評価・学位授与機構による大学認証評価を受けた。さらに2015年6月末には、第二周期の大学認証評価を受けるために大学評価・学位授与機構に自己評価書を提出し、同年11月に訪問調査が実施された。評価結果では、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしていると評価された。

本研究科開設後も、これまで同様に大学及び大学院全体を通じた継続的な自己点検・評

価を実施することでより良い教育・研究に向け改善、質の保証を図っていくこととする。

12. 認証評価

本学は、2015年度に大学評価・学位授与機構により、同機構が定める大学評価基準を満たしている、との評価を受けている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程において、象徴科目の「ヒューマンサービス論Ⅰ」「ヒューマンサービス論Ⅱ」をはじめとして、人間総合教育科目、連携実践教育科目、専門創造教育科目からなる体系的な教育課程を構築し、大学の理念である「ヒューマンサービス」教育の実現に努めている。
- 保健福祉学部リハビリテーション学科作業療法学専攻は、世界作業療法士連盟（WFOT）の認定を受けており、卒業生は国際的教育水準をクリアした作業療法士として海外でも活躍することが可能となっている。
- 1年次の必修科目である「保健医療福祉論Ⅰ」において、4学科の学生がグループとなって学科合同の体験学習を行い、全学の教員が事前・事後の学習指導に当たり、保健・医療・福祉現場の連携や総合化の課題を利用者の側からも理解する機会として、また、4年次の必修科目である「ヒューマンサービス総合演習」において、4学科合同のグループ学習により事例検討を行い、その成果をプレゼンテーションする全学発表会までのプロセスを通して多職種協働の基礎力を養っていることは、特徴的な取組である。
- 看護師、保健師、管理栄養士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士等の国家試験において高い合格率を維持している。
- 就職者の約3分の2は神奈川県内に就職しており、公立大学としての使命を十分に果たしている。
- 大学施設が、バリアフリー・セーフティ・グリーン・エコロジーの4つのコンセプトを基に建設され、高い耐震性能と高度のバリアフリー機能を有しており、PFI契約により適切な維持管理が行われている。
- 全授業でリアクションペーパーが利用され、日常的に学生の意見が把握できる状況にあり、授業の改善等に活かされている。

評価結果は、神奈川県立保健福祉大学ホームページ（下記にURL掲載）へ掲載するとともに、大学や関連機関等へ配布し、広く社会に公表している。

『平成27年度大学機関別認証評価実施結果報告』

<http://www.kuhs.ac.jp/shoukai/2013071800064/>

13. 情報の公表

(1) 実施方法

本学では、県民から信頼され地域に貢献する大学として発展していくため、教育研究活動等の状況を本学ホームページ、各種刊行物、公開講座等の手段を用いて広く発信し、積極的な情報公開に努めている。

(2) ホームページによる公開情報

学校教育法施行規則に規定される公表すべき以下の項目について、本学ホームページの「教育情報の公表」(<http://www.kuhs.ac.jp/shoukai/2013122600032>)により公開している。

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

イ 教育研究上の基本組織に関すること

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

エ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

このほか、ホームページ上には大学認証評価の自己評価書、収支状況、教員の教育研究活動報告及び全学的研究活動についても掲載し、広く社会に対し公表している。

(3) その他の公開情報

ホームページ以外の情報の公表の手段としては、受験生向けの大学パンフレットにおいて教育理念、教育目標やカリキュラム等を記載し県内を中心に広く配布しているほか、オープンキャンパスや公開講座を開催することにより、進学希望者や地域の方々などに対し本学の教育研究活動を理解してもらう機会を提供している。

14. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 教職員研修

本学は教員の資質の維持向上を図るため、ファカルティ・ディベロップメント (FD)・

スタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会を組織し、全学的な取組みを行っており、本研究科においても、研究科の特性をふまえた積極的な取組みを推進する。

ア 全学的な取組み

本学では全学的な取組みとして、学内に FD・SD 委員会を設置（平成 31 年 3 月までは FD 委員会として設置）し、研修の企画実施を行っている。専門職の養成という本学の特色や教員ニーズを踏まえた FD 研修会は年 2 回程度開催している。この研修会では、より効果的な授業評価のフィードバックについて検討を行うなどの取組みを通じて、教員の資質向上を図ると共に、授業内容や教育方法の改善につながる取組みを積極的に展開している。さらに、研究倫理や人権倫理に関するテーマについて、関連委員会による FD を開催している。また、特に新任教員に対する研修会を開催して、基本理念・教育目標の浸透・普及に努めている。FD の開催状況や結果については、教員等に対してニュースレターを発行し、学内での情報共有を図っている。

平成 31 年 4 月からは、FD 委員会を FD・SD 委員会として改めて設置し、職員も含めて合同で研修会を行う予定であり、大学における教育研究への職員の理解促進、教職員間のコミュニケーションの増進など、より良い大学運営に向けた職員の資質向上の取組みを強化する。

イ 大学院の取組み

2009 年度より大学院独自の FD を毎年 2 回程度開催しており、大学院教育システムや教育支援体制や、社会人大学院生への指導・教育評価等をはじめ保健福祉学に関連した内容について取り上げている。FD の進め方としては、各回のテーマにふさわしい他大学院の教授陣を招いての講演や、テーマに基づくグループワークを実施している。今後も、各授業科目を担当する教員の資質向上に役立つ研修会や、キャリアパス確保に配慮した指導方針等についての意見交換を企画・実施する。

ウ ヘルスイノベーション研究科における取組み

全学的な FD や大学院として実施している FD に加えて、本研究科独自の FD としては、ヘルスイノベーションに関する最新の知見や、アクティブ・ラーニングなどの効果的な教育技法を身につけるためのワークショップを年 1~2 回程度開催する。また、本研究科では積極的に英語による授業を開講することから、英語による授業を行う教員を対象として英語による教材作成やプレゼンテーションに関する研修を実施し、英語による質の高い授業実施に向けて継続的な取組みを行う。

また、本研究科に係る業務に携わる職員については、教員及び学生の教育・研究を支援できるよう、産官学連携促進や、海外機関とのコミュニケーション上必要となる英語力の向上等をテーマとした研修を行う。

エ その他の職員研修について

職員向けの研修としては、上記アの全学的な FD・SD 研修会及びウのヘルスイノベーション研究科の取組みとして実施するほか、県からの派遣職員については、県に行っている職員研修として、新採用職員研修、初期・中期・後期キャリア研修、新任管理職研修等も確実に受講させ、職員としての資質向上に努めることとしている。

【別添資料 14】大学院 FD について（実績一覧）

（2）教員雇用の任期制度

本学では、開学時の 2003 年度より、大学教員等の任期に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、教員の任期に関する規程等を定め、任期制度を採用しており、教員組織の活性化と教員の流動性が図られている。

全ての職位に対し、次表のとおり教員任期を定め、一定期間後はその間の教育研究活動を組織的に評価する仕組みを導入・運用している。

職	任期	再任に関する事項
教授	10 年	再任可
准教授	5 年	再任可
講師	5 年	再任可 ただし、2 回限りとする。
助教	5 年	再任可 ただし、2 回限りとする。1 回目の再任の任期は 3 年、2 回目の再任の任期は 2 年とする。
助手	5 年	再任可 ただし、2 回限りとする。1 回目の再任の任期は 3 年、2 回目の再任の任期は 2 年とする。

備考 任期中に公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員就業規則第 19 条に規定する定年に該当する者の任期は、この表にかかわらず、同規則第 17 条第 3 項に規定する退職の日までとする。

（3）教員評価制度

教員の大学における諸活動について、学内で自律的・主体的に点検・評価を行うことにより、各教員の発揮した能力等を公正かつ客観的に評価し、その結果を人材育成及び人事上の処遇に活用することをもって、各教員のモチベーションの向上を図り、ヒューマンサービスの実現を目指す本学の教育研究等諸活動の活性化と一層の充実を図ることを目的として、教員人事評価を実施しており、本研究科においても同様に実施していく。

評価の対象は、担当分野について、適切に教育を進めることができるかを評価する「教育活動能力」、担当分野について、適切に研究を進めることができるかを評価する「研究活

動能力」、学内組織の中でそれぞれの職に応じた役割を果たすことができるかを評価する「大学運営能力」及び研究成果を社会へ還元し、地域の活性化に貢献するよう努めることができるかについて評価する「社会貢献能力」の4つの能力となっている。

(4) 授業評価

本学では既に授業評価制度を採用しており、毎回の授業についてその感想や意見等をリアクションペーパーにて吸い上げ、各担当教員の授業運営に活用している。学部では科目ごとに最終回に学内で統一した用紙にて授業評価を実施している。博士前期・後期課程では個人が特定されるために各科目の授業評価は実施していないが、前期末と後期末に、各自が受けた授業科目を対象に授業評価を実施している。授業の内容、方法等についての記述は、教授会を通じて公表され担当教員に伝えられて授業改善に活用されている。本研究科においても、博士前期・後期課程と同様の授業評価を実施する。

(5) 研究成果公表の機会

学術研究活動の推進を図ることを目的に、年1回教員の研究発表会を開催し、学内の研究助成金を活用した研究の発表や、海外研修の報告を実施している。

(6) 研究倫理のガイダンス

研究倫理審査委員会が中心となって、研究倫理指針の改定への対応と研修会を、教員を対象に実施している。また必要に応じて研究倫理審査委員会主催の研究倫理に関するFDを実施している。また図書・情報委員会との連携で、研究に関わる個人情報保護や、具体的な取扱い基準・手続きの検討および教員へのアナウンスを行っている。

上記に加え、研究委員会主催で研究活動における不正行為の防止や、研究費使用におけるコンプライアンス遵守のための研修会を毎年度実施している。

(7) 教員の短期留学制度

海外研修助成制度が開学時より設けられ年間4～5名の教員に活用されている。2015年度より、対象者数を絞り長期滞在型の海外研修を奨励するものとし、若手教員にチャンスを与えるものとなっている。

設置趣旨等を記載した書類 別添資料

【目次】

- 資料1 ヘルスイノベーション研究科ヘルスイノベーション専攻 全体像
- 資料2 ディプロマ・ポリシーと授業科目の対応
- 資料3 完成年度末の教員年齢構成
- 資料4 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員就業規則案
- 資料5 多様なメディアを利用した履修の運用方法等について
- 資料6 ヘルスイノベーション研究科 時間割案
- 資料7 神奈川県立保健福祉大学学位規則（案）
- 資料8 ヘルスイノベーション研究科修士論文及び課題研究報告書審査実施要項（案）
- 資料9 研究指導のスケジュール
- 資料10 神奈川県立保健福祉大学研究倫理審査規程（案）
- 資料11 履修モデルごとの時間割案
- 資料12 ヘルスイノベーション研究科 時間割案（施設参考資料）
- 資料13 神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科規則（案）
- 資料14 大学院FDについて（実績一覧）

ヘルスイノベーション研究科ヘルスイノベーション専攻 全体像

アドミッションポリシー

- ① 保健医療の改善を通じて、人々が生きがいを持った人生を送る社会を構築することに強い意欲がある者
- ② 社会的課題に対する関心を有し、論理的・科学的思考に基づいた課題解決を志す者
- ③ 多様な背景を持った人や組織における課題について、多面的視点による解決策を提示しようとする者
- ④ 既存の視点枠組みにとらわれず、新たな観点から大胆な課題解決策の提示を行い、実行することができる者

実践・特別研究科目

ヘルスイノベーション演習基礎

ヘルスイノベーション演習

フィールド実習

ヘルスイノベーション専門科目

公衆衛生学基盤科目

疫学・生物統計学・社会行動科学・環境保健学・保健医療管理学

共通科目

1年次

2年次

課題研究報告書または修士論文

ディプロマポリシー

- ① 現代における公衆衛生・保健医療の現状、最新のテクノロジーや社会システムを把握し、科学的な評価・分析に基づいて課題を抽出できる能力を身につけていること。(知識習得と評価分析スキル)
- ② 科学的根拠に基づいた革新的な課題解決の方策を検討できる能力を身につけていること。(分析結果に対する改善提案スキル)
- ③ 多様な背景を持った人や組織間での合意形成を実現するため、多面的な視点から物事を捉える能力、プレゼンテーション・コミュニケーション・語学能力を身につけていること。(合意形成・発信スキル)
- ④ 組織に限られた資源を有効かつ効率的に活用して課題解決を実現させるための、計画・管理・実行能力を身につけていること。(業務遂行・組織管理スキル)

養成する人材像

修士(公衆衛生学) MPH

- ◆リサーチャー
技術革新や、その基礎となる技術の研究・開発ができる人材
- ◆ビジネスパーソン
革新的な技術を具体的に産業化できる人材
- ◆アドミニストレータ
組織管理に革新を起こし、効果的・効率的な保健医療サービスの提供ができる人材
- ◆ポリシーメーカー
組織・人材などを繋ぎ、保健医療課題の解決に資する革新的な社会システムを作ることができる人材

出願時に、希望する履修モデルを把握

研究開始のタイミングで、他の履修モデルに基づいた科目選択も可能

カリキュラムポリシー

- ① 保健医療・公衆衛生の専門的な知識と、科学的な評価分析能力を習得するため、世界的な公衆衛生教育の基準を踏まえた以下の科目区分を設置し、各区分から最低1科目は全学生の必修科目として配する。
 - ・疫学
 - ・生物統計学
 - ・社会行動科学
 - ・環境保健学
 - ・保健医療管理学
- ② 最新のテクノロジーやイノベーション、社会システムに関する知識を習得し、自ら新たな課題解決の方策を立案するため、経営管理やイノベーション手法の体得、アントレプレナーシップの滋養を目的とした講義・演習を配する。
- ③ 多面的な視点から物事を捉えることで、多様な背景を持った人や組織における課題解決・プロジェクト実行能力を滋養するため、トランスディシプリナリーな科目を配する。
- ④ 情報発信力を高め、また能動的な学習を促進するために、グループワークやプレゼンテーションなどのアクティブ・ラーニング、ICT等を積極的に取り入れた授業を実施する。
- ⑤ 世界的課題の解決や、国際的人材の輩出を見据えた教育課程とするために、積極的に英語による授業を開講し、英語のみによる単位履修が可能とする。

ディプロマ・ポリシーと授業科目の対応

資料2

- 【ディプロマポリシー】
1. 現代における公衆衛生・保健医療の現状、最新のテクノロジーや社会システムを把握し、科学的な評価・分析に基づいて課題を抽出できる能力を身につけていること。(知識習得と評価分析スキル)
 2. 科学的根拠に基づいた革新的な課題解決の方策を検討できる能力を身につけていること。(分析結果に対する改善提案スキル)
 3. 多様な背景を持った人や組織間での合意形成を実現するため、多面的な視点から物事を捉える能力、プレゼンテーション・コミュニケーション・語学能力を身につけていること。(合意形成・発信スキル)
 4. 組織に限られた資源を効果的かつ効率的に活用して課題解決を実現させるための、計画・管理・実行能力を身につけていること。(業務遂行・組織管理スキル)

DP対応				科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		
1 知識習得 と評価分 析	2 分析結果 に対する 改善提案	3 合意形成・ 発信	4 業務遂行・ 組織管理				必修	選択	自由
○		◎		共通科目	未病特論	1前	1		
		◎			ヒューマンサービス特論	1前		1	
◎					ヘルスイノベーション概論	1前	1		
◎					データサイエンス	1後	1		
○	○	◎			ヘルスイノベーションにおける「責任ある研究・イノベーション(RRI)」I	1後	1		
					小計(5科目)		4	1	
◎				疫学	疫学概論	1前	2		
○	◎				疫学研究	1前		2	
	◎				疫学演習	1後		2	
○		◎			臨床試験	2前		1	
					小計(4科目)		2	5	
◎				生物統計学	生物統計学基礎	1前	2		
	◎				生物統計学演習	1後		2	
◎					生物統計学応用	2前		2	
	◎				データ統計解析演習	2前		2	
					小計(4科目)		2	6	
	○	◎		公衆衛生学 社会行動科学	健康行動科学	1前	2		
		◎			ヘルスコミュニケーション	1前		2	
◎	○				フィールド調査・研究方法	1前		2	
○	○	◎			社会健康学・社会疫学	1後		2	
					小計(4科目)		2	6	
◎				環境保健学	環境保健学	1後	1		
◎					産業保健学	1後		2	
	◎				産業保健学演習	2前		1	
					小計(3科目)		1	3	
○		◎		保健医療管理 学	健康・医療政策	1前		2	
○		◎			国際保健政策	1後		1	
○	◎				医療経済学	1後	2		
		○	◎		ヘルスケア管理学	2前		2	
○	◎				財政と社会保障	1前		2	
◎					健康医療と法政策	1前		1	
					小計(6科目)		2	8	
				公衆衛生学基盤科目合計21科目		9	28		

【ディプロマポリシー】

1. 現代における公衆衛生・保健医療の現状、最新のテクノロジーや社会システムを把握し、科学的な評価・分析に基づいて課題を抽出できる能力を身につけていること。(知識習得と評価分析スキル)
2. 科学的根拠に基づいた革新的な課題解決の方策を検討できる能力を身につけていること。(分析結果に対する改善提案スキル)
3. 多様な背景を持った人や組織間での合意形成を実現するため、多面的な視点から物事を捉える能力、プレゼンテーション・コミュニケーション・語学能力を身につけていること。(合意形成・発信スキル)
4. 組織に限られた資源を効果的かつ効率的に活用して課題解決を実現させるための、計画・管理・実行能力を身につけていること。(業務遂行・組織管理スキル)

DP対応				科目区分案	授業科目の名称	配当年次	単位数		
1 知識習得 と評価分 析	2 分析結果 に対する 改善提案	3 合意形成・ 発信	4 業務遂行・ 組織管理				必修	選択	自由
◎				ヘルスイノベーション専門科目	ヘルステクノロジーⅠ	1後		1	
◎					ヘルステクノロジーⅡ	2前		1	
		◎			ヘルスイノベーションにおける「責任ある研究・イノベーション(RRI)」Ⅱ	1後		1	
○	◎				再生医療特論	1後		2	
○	◎	○			データサイエンス演習	2前		1	
○	◎	○			健康危機管理論	1後		2	
○	◎	○			インジュリー・コントロール	2前		2	
○	○	◎			未病社会のライフデザイン	1後		2	
◎					ヒューマン・ニュートリション	1後		2	
			◎		ファイナンス・アカウントینگ	1前		2	
			◎		マーケティング・ストラテジー	1後		2	
		◎			医療技術評価	2前		1	
		○	◎		医薬品・医療機器開発	1後		2	
				ヘルスイノベーション専門科目合計(13科目)			0	21	
		○	◎	実践・特別研究科目	プレゼンテーション	1前		1	
		◎			アカデミックライティング	1前		1	
			◎		組織マネジメント	1後		1	
	◎				アントレプレナーシップⅠ(アイデア創出)	1後		1	
	◎	○			アントレプレナーシップⅡ(ビジネスモデル仮説検証)	2前		2	
			◎		フィールド実習ⅠA	1-2通		2	
			◎		フィールド実習ⅠB	1-2通		2	
			◎		フィールド実習ⅡA	1-2通		4	
			◎		フィールド実習ⅡB	1-2通		4	
	◎				ヘルスイノベーション演習基礎	1後		2	
	◎				ヘルスイノベーション演習	2通		6	
				小計(11科目)				26	
12	15	13	10	合計(50科目)			13	76	

完成年度末の教員年齢構成

年齢(歳)	教員数 (人)
67	1
66	
65	2
64	
63	
62	1
61	
60	
59	
58	1
57	3
56	
55	
54	
53	
52	1
51	
50	
49	1
48	
47	1
46	1
45	
44	
43	
42	1
41	1
40	1
39	
38	
37	
36	1
35	
34	
33	1
合計	17

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員就業規則（案）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 89 条の規定に基づき、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「法人」という。）に勤務する職員及び臨時的任用職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

（関係法令）

第 2 条 この規則及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、労基法、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）その他関係法令の定めるところによる。

（定義）

第 3 条 この規則において、職員とは、法人に雇用される者で、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）に基づき、神奈川県から派遣された職員及び他法人との間で個別に締結した出向協定書に基づき当該他法人から法人に出向した職員を含み、次項及び次の各号に掲げる者を除いた者をいう。

- (1) 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学再雇用職員に関する就業規則第 3 条第 2 項に規定する再雇用職員
- (2) 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学契約職員に関する就業規則第 3 条に規定する契約職員

2 この規則において、臨時的任用職員とは、次のいずれかに該当する場合に、常時勤務を要する職に臨時に雇用される者をいう。

- (1) 育児休業中の場合の代替要員として臨時的に雇用する必要があるとき
- (2) 欠員にしておくことができない緊急の場合において臨時的に雇用する必要があるとき
- (3) その他理事長が特に認めるとき

3 この規則において、教員とは、職員のうち教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。

4 第 1 項各号に掲げる者の就業に関する事項については、理事長が別に定める。

（規則の遵守）

第 4 条 法人及び職員並びに臨時的任用職員は、この規則を遵守し、その誠実な履行に努めなければならない。

（労働条件の変更）

第 5 条 この規則その他理事長が定める規則等に定める労働条件及び服務規律等については、経営環境の変化に伴い業務上必要があると認めるときは、職員の意見を聴いて、変更することがある。

- 2 個別労働契約により、この規則の変更により変更し得ない特約がある場合には、前項により変更された労働条件は適用されない。

第2章 職員の人事

第1節 採用

(採用)

第6条 理事長は、労働契約の期間（以下「任期」という。）を定め、あるいは定めな
いで職員を採用することができる。

- 2 理事長は、期間を定めた労働契約を締結する教員（以下「任期付教員」という。）
の労働契約期間満了の際、当該職員を同一の職位で再任することができる。

- 3 任期付教員に関する事項については、この規則に定めるほか、公立大学法人神奈川
県立保健福祉大学における教員の任期に関する規程の定めるところによる。

(採用方法)

第7条 職員の採用は、競争試験又は選考による。

- 2 前項に規定する選考は、理事長が必要があると認めるときは、知識、技能等の判定
の方法として筆記考査、実地考査、面接考査等を用いることができる。

- 3 第1項の競争試験及び選考に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(試用期間)

第8条 職員として採用された日から6箇月以内は試用期間とし、その間その職務を良
好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。ただし、理事長が特に認めた
ときは、試用期間を設けないことができる。

- 2 職員が試用期間の開始後6箇月以内において実際に勤務した日数が90日に満たな
い場合には、その日数が90日に達するまで、その試用期間を延長するものとする。

- 3 その他理事長が特に必要と認める場合は、試用期間を1年に至るまで延長すること
ができる。

- 4 試用期間は、勤務年数に通算する。

第2節 労働契約

(労働契約の締結)

第9条 理事長は、職員を採用するに際しては、労働契約を締結する。

- 2 理事長は、前項に定めるほか、任期付教員が第6条第2項に規定する再任、第12
条に規定する昇任及び第13条に規定する降任となった場合は、当該職員との間で労
働契約を締結する。ただし、この場合、第6条及び第8条の規定は適用しない。

(勤務条件の明示)

第10条 職員として採用しようとする者には、その採用に際して、次の各号に掲げる
事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 勤務の場所及び従事すべき業務に関する事項

- (3) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日、休暇に関する事項
- (4) 給与（退職手当、臨時に支払われる給与、期末手当、勤勉手当及びその他これらに準ずる給与を除く。）の決定、計算及び支払の方法並びに給与の締切り及び支払の時期
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

第3節 人事評価

（勤務成績の評価）

第11条 法人は、職員の勤務成績等について評価を実施する。

- 2 前項のほか必要な事項については、理事長が別に定める。

第4節 昇任、降任等

（昇任）

第12条 職員の昇任は、選考による。

- 2 前項の選考は、選考される者の当該職の職務遂行の能力の有無を、選考の基準に適合しているかどうかに基づいて判定するものとする。
- 3 前項に規定する選考の基準は、法令に基づく学歴、免許その他の資格及び法人が必要と認める知識、技能、経歴等を有すること並びに人事評価が良好であることとする。
- 4 前項のほか必要な事項については、理事長が別に定める。

（降任・降給）

第13条 職員が次の各号のいずれか（降給の場合は第5号を除く。）に該当する場合には、降任又は降給させることができる。

- (1) 勤務実績が良くないとき
 - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くとき
 - (4) 本人の申し出があったとき
 - (5) 組織の改廃により廃職が生じたとき
- 2 前項のほか必要な事項については、理事長が別に定める。

第5節 人事異動

（人事異動）

第14条 理事長は、人事異動を命ずることができる。

- 2 職員は、人事異動を命ぜられたときは、直ちに着任しなければならない。
- 3 前項のほか必要な事項については、理事長が別に定める。

（クロスアポイントメント制度）

第15条 理事長は、法人と法人以外の他の機関（以下「他機関」という。）との協定に基づき、職員が法人及び他機関の身分を有しながら法人及び他機関の業務を行うため、職員を外向させ又は採用すること（以下「クロスアポイントメント」という。）がで

きる。

- 2 前項の規定の適用を受ける職員の就業について前項に掲げる協定に規定されている事項については、この規則又は法人の他の規則等の規定に関わらず、当該事項を適用する。
- 3 クロスアポイントメントの取り扱いについて必要な事項は、理事長が別に定める。

第6節 休職

(休職)

第16条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを休職させることができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要するとき
- (2) 刑事事件に関し起訴されたとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に認めるとき

- 2 前項のほか必要な事項については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の休職に関する規程で定める。

第7節 退職及び解雇

(退職)

第17条 職員は、次の各号のいずれかに該当した場合には退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 定年に達した日（その職員の定年に達する誕生日の前日）以後における最初の3月31日に到達したとき
- (2) 自己都合による辞職を願い出て、承認されたとき
- (3) 任期付教員について、その任期が満了したとき（再任、昇任又は降任した場合を除く）
- (4) 休職期間が満了し、復職しないとき
- (5) 死亡したとき

(自己都合による退職手続)

第18条 職員は、退職しようとするときは、理事長が別に定める様式により、原則として退職を希望する日の30日前までに、理事長に申し出なければならない。

(定年)

第19条 職員の定年は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。

- (1) 教員 満65歳
- (2) 前号以外の職員（学長及び副学長を除く） 満60歳

- 2 教育研究又は法人運営の遂行において理事長が特に必要と認める者は、前項に規定する定年によらないことができる。

(定年による退職の特例)

第20条 理事長は、定年に達した職員が第17条第1号の規定により退職すべきことと

なる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を引き続いて勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずるとき
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該職務に係る業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずるとき
 - (4) 前各号に掲げるほか理事長が特に必要と認めるとき
- 2 理事長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して原則として3年を超えることができない。
- 3 理事長は、第1項の期限又は前項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由が存しなくなると認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げることができる。
- 4 理事長は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合、第2項の規定により期限を延長する場合又は前項の規定により期限を繰り上げる場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 5 前各項のほか必要な事項については、理事長が別に定める。

(定年退職者等の再雇用)

第21条 理事長は、第17条第1号の規定により退職した職員、前条の規定により勤務した後退職した職員等が希望した場合には、再雇用する。ただし、次条第1項及び第2項に規定する事由に該当する職員については、この限りではない。

- 2 前項のほか必要な事項については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学再雇用職員に関する就業規則で定める。

(解雇)

第22条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することができる。

- (1) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがない等、就業に適さないと認められたとき
- (2) 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責を果たし得ないと認められたとき
- (3) 業務上の傷病による療養の開始後3年を経過しても当該負傷又は疾病が治らない場合であって、職員が傷病補償年金を受けているとき又は受けることとなったと

- き（法人が打ち切り補償を支払ったときを含む）
- (4) 心身の障害について、適正な雇用管理を行い、雇用の継続に配慮してもなおその障害により業務に耐えられないと認められたとき
 - (5) 試用期間中の職員について、試用期間中に引き続き雇用しておくことが適切でないとして認められたとき
 - (6) 第 47 条第 1 項第 1 号に定める懲戒解雇事由に該当する事実があると認められたとき
 - (7) 事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変やその他これに準ずるやむを得ない事情により、法人の事業の縮小・転換又は部門の閉鎖等を行う必要が生じた場合であって、他の職務への配置転換等解雇を回避するための経営努力が相当になされ、手続きの妥当性等が認められるとき
 - (8) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があったとき
- 2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇する。
- (1) 成年被後見人又は被保佐人となったとき
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したとき
- 3 前項第 2 号の場合であっても、業務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行が猶予された職員について、情状を考慮して理事長が特に必要があると認めるときは、解雇しないものとすることができる。ただし、その刑の執行の猶予の言渡しを取り消された場合には、解雇する。
- 4 第 1 項又は第 2 項による解雇の取扱いについては、理事長が別に定める。
(解雇制限)
- 第 23 条 前条第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。
- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務しない期間及びその後 30 日間
 - (2) 産前産後の女性職員が労基法第 65 条の規定によって勤務しない期間及びその後 30 日間
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは適用しない。
- (1) 前項第 1 号の場合において、療養開始後 3 年を経過した日において、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）又は労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく傷病補償年金を受けているとき又は同日後において傷病補償年金を受けることとなったとき
 - (2) 風水震災害その他の天災事変などやむを得ない事由のため法人の事業の継続が不可能となった場合で、所轄労働基準監督署長の認定を受けたとき

(解雇予告)

第 24 条 法人は、第 22 条の規定による解雇を行う場合には、少なくとも 30 日前までに予告をするか、又は労基法第 12 条に定める平均賃金の 30 日分を解雇予告手当として支払わなければならない。

2 前項の予告の日数は、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、予告することなく即時解雇する。

(1) 試用期間中の者を採用の日から 14 日以内に解雇するとき

(2) 風水震災害その他の天災事変などやむを得ない事由のため法人の事業の継続が不可能となった場合で、所轄労働基準監督署長の認定を受けたとき

(3) 職員の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合で、所轄労働基準監督署長の認定を受けたとき

(退職後の責務)

第 25 条 退職又は解雇された者は、身分証明書その他職員に交付されていた証明書等及び法人から貸与された物品を返還しなければならない。

(退職証明等)

第 26 条 退職又は解雇された者が退職証明書の交付を請求した場合、又は解雇された者が解雇の予告がされた日から退職の日までの間において解雇の理由を記載した証明書の交付を請求した場合は、労基法第 22 条に定めるところにより遅滞なくこれを交付する。

第 3 章 職員の給与及び退職手当

(給与)

第 27 条 職員の給与として、給料その他各種手当（次条に規定する退職手当を除く。）を支給する。

2 前項のほか必要な事項については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の給与に関する規程で定める。

(退職手当)

第 28 条 職員の退職手当については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の退職手当に関する規程で定める。

第 4 章 職員の服務

(服務の原則)

第 29 条 職員は、地方独立行政法人法に定める公立大学法人の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務に専念しなければならない。

2 職員は、その職務を遂行するに当たって、法令その他法人の規程等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

3 この規則に定めるほか、服務に関して必要な事項は理事長が別に定める。

(信用失墜行為の禁止)

第 30 条 職員は、職務の内外を問わず、法人の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第 31 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、理事長の許可を受けなければならない。

(職員の倫理)

第 32 条 職員は、職務に係る倫理の保持に努めなければならない。

(職務専念義務)

第 33 条 職員は、法令及びこの規則が定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、法人がなすべき責を有する職務のみ従事しなければならない。

第 34 条 職員は、理事長が別に定める事由に該当する場合には、あらかじめ理事長の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

2 前項に規定する事由その他必要な事項については、別に定める。

(兼業)

第 35 条 職員は、理事長の許可を受けずに法人の業務以外の業務につくことはできない。

2 前項に規定する許可その他必要な事項については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員兼業規程（以下「職員兼業規程」という。）で定める。

(身分証明書)

第 36 条 職員は、その身分を明確にし、業務の適正な遂行を図るため、常に身分証明書を所持し、職務の執行に当たり職員であることを示す必要があるときは、いつでも提示しなければならない。

(ハラスメント)

第 37 条 職員は、いかなるハラスメントもしてはならない。

2 前項のほか必要な事項については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学ハラスメントの防止等に関する規程で定める。

(欠勤)

第 38 条 休暇の承認を受けず、若しくは届出をせず、職務専念義務免除等の承認を受けず、又は勤務命令に反し、正規の勤務時間中に勤務しないときは、欠勤とする。

(勤務時間中の外出)

第 39 条 職員は、勤務時間中みだりに執務の場所を離れてはならない。

2 私事のため一時外出しようとするときは、上司の承認を受けなければならない。

第5章 職員の勤務時間等

(勤務時間等)

第40条 職員の勤務時間、休日及び休暇等については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程で定める。

(裁量労働制の適用)

第41条 職員のうち業務の性質上、業務の遂行の手段及び時間配分をその者の裁量に委ねることが適当な職員については、労基法第38条の3第1項に規定する労使協定に基づき、専門業務型裁量労働に関するみなし労働時間制を適用する。

第6章 職員の休業

(育児休業)

第42条 職員は、子（理事長が別に定める子に限る。）を養育するために必要がある場合は、理事長に申し出て育児休業を取得し、又は勤務時間の短縮等の措置を受けることができる。

2 前項に規定する子その他必要な事項については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の育児休業等に関する規程で定める。

(介護休業)

第43条 傷病のため介護を要する家族がいる職員は、理事長に申し出て介護休業、介護時間等を取得することができる。

2 前項のほか必要な事項については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の介護休業等に関する規程で定める。

(その他の休業)

第44条 職員は、業務の運営に支障がない場合であって次の各号に掲げる場合には、理事長に申し出て当該各号に掲げる休業を取得することができる。

(1) 職員が大学その他の教育施設において修学する場合（当該職員の業務に関する能力の向上に資すると認められる場合に限る。） 修学部分休業

(2) 満55歳以上に達した職員が、加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動への従事などの地域貢献、定年後の生活準備などを行う場合 高齢者部分休業

(3) 外国で勤務等をする配偶者と生活を共にする場合 配偶者同行休業

(4) 在職期間が5年以上の職員が、大学等教育施設で課程の履修又は国際貢献活動等を行う場合（当該職員の業務に関する能力の向上に資すると認められる場合に限る。） 自己啓発等休業

2 前項に掲げる休業について、前項のほか必要な事項については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の修学部分休業に関する規程、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の高齢者部分休業に関する規程、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の配偶者同行休業に関する規程及び公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の自己啓発等休業に関する規程に定める。

第7章 職員の表彰及び懲戒

第1節 表彰

(表彰)

第45条 理事長は、業務の運営に顕著な功績または職員の模範として推奨すべき業績のあった者若しくは社会へ貢献した者を表彰することができる。

2 職員の表彰については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の表彰に関する規程で定める。

第2節 懲戒

(懲戒)

第46条 職員が次のいずれかに該当する場合は、懲戒に処することができる。

- (1) 法令及びこの規則その他法人の諸規程等に違反したとき
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (3) 法人の職員たるにふさわしくない非行のあったとき
- (4) その他前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき
- (5) 管理監督者である職員が、部下職員が前各号に掲げる場合に該当する場合であって、その指導監督に適正を欠いていたり、部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認していたとき

(懲戒の種類及び程度)

第47条 懲戒の種類及び程度は、次のとおりとする。

- (1) 懲戒解雇 予告期間を設けず、即時に解雇する。ただし、所轄労働基準監督署長の解雇予告除外認定を受けられなかった場合は、第24条に定める解雇予告の手続を経て解雇する。
 - (2) 停職 6箇月を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間はいかなる給与も支給しない。
 - (3) 減給 給与の一部を減額する。ただし、1回の額は平均賃金の1日分の半額を超えず、その総額は1給与支払期間の給与総額の10分の1を限度とする。
 - (4) 戒告 職員にその責任を確認し、及びその将来を戒める。
- 2 懲戒処分は、次号に掲げる事項を総合的に考慮して量定する。
- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
 - (2) 故意又は過失の程度
 - (3) 非違行為を行った職員の職責及びその職責と非違行為との関係
 - (4) 他の職員及び社会に与える影響
 - (5) 過去の非違行為の有無
- 3 前各項のほか必要な事項については、理事長が別に定める。

第8章 職員のその他就業に関する事項

(研修)

第 48 条 職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修に参加することを命ぜられた場合は、研修を受けなければならない。

2 理事長は、職員の研修機会の提供に努めるものとする。

3 前 2 項のほか必要な事項については、理事長が別に定める。

(勤務発明)

第 49 条 職員の勤務発明等については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学勤務発明等に関する規程で定める。

(損害賠償)

第 50 条 職員が故意又は重大な過失によって法人に損害を与えた場合は、第 46 条の懲戒とは別に、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

(安全衛生)

第 51 条 理事長は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令に基づき、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項のほか必要な事項については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学安全衛生規程で定める。

(出張)

第 52 条 職員は、業務上必要がある場合には、出張を命ぜられることがある。

2 出張を命じられた職員が出張を終えたときは、速やかにその旨を上司等に報告しなければならない。

(旅費)

第 53 条 職員が前条の規定により出張する場合は、旅費を支給する。

2 前項のほか必要な事項については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の旅費に関する規程で定める。

(業務上の災害等)

第 54 条 職員の業務上の災害及び通勤途上における災害については、地方公務員災害補償法その他関係法令の定めるところにより、補償を行う。

(社会保険等)

第 55 条 職員の社会保険等は、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律 152 号）、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）その他関係法令に定めるところによる。

(福利厚生)

第 56 条 職員は、一般財団法人神奈川県厚生福利振興会に加入することができる。

第 9 章 臨時的任用職員の就業に関する事項

(雇用)

第 57 条 第 3 条第 2 項に規定する臨時的任用職員を雇用しようとする場合は、その就かせようとする職務に見合った知識、技能、経験、健康状態等業務遂行能力について、慎重かつ公正に選考のうえ雇用しなければならない。

2 臨時的任用職員の雇用は、正規職員の採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。

(雇用期間)

第58条 第3条第2項第2号及び第3号の事由に該当して雇用された臨時的任用職員の雇用期間は、1年を超えない期間とする。

2 第3条第2項第1号の事由に該当して雇用された臨時的任用職員の雇用期間は、当該育児休業職員が請求した育児休業の期間を限度とする。

3 前2項の臨時的任用職員の雇用期間は、更新することができる。

(退職)

第59条 臨時的任用職員は、次の各号のいずれかに該当した場合には退職とし、臨時的任用職員としての身分を失う。

(1) 雇用期間の末日が到来したとき

(2) 自己都合による辞職を願い出て、承認されたとき

(3) 休職期間が満了し、復職しないとき

(4) 死亡したとき

2 理事長は、雇用期間の末日の30日前までに、雇用期間が終了する旨を本人に通告するものとする。

(給与)

第60条 臨時的任用職員の給与の種類、額、支給方法等は、正規職員の給与の取扱いに準ずるものとし、初任給の決定にあたっては、初任給基準表のその他欄を適用する。

(退職手当)

第61条 臨時的任用職員のうち、雇用が開始する日の属する月から雇用期間が終了する日の属する月までの月数が通算して6月以上となる者については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の退職手当に関する規程に規定する退職手当を支給する。

(業務上の災害等)

第62条 臨時的任用職員の業務上の災害又は通勤途上における災害については、労基法、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法その他関係法令の定めるところによる。

(社会保険等)

第63条 臨時的任用職員の社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、雇用保険法その他関係法令の定めるところによる。

(福利厚生)

第64条 臨時的任用職員（一般財団法人厚生福利振興会が規定する者に限る。）は、一般財団法人神奈川県厚生福利振興会に加入することができる。

(準用)

第 65 条 第 10 条（勤務条件の明示）、第 16 条（休職）、第 18 条（自己都合による退職
手続）、第 22 条（解雇）、第 23 条（解雇制限）、第 24 条（解雇予告）、第 25 条（退職
後の責務）、第 26 条（退職証明等）、第 4 章（服務）、第 40 条（勤務時間等）、第 42
条（育児休業）、第 43 条（介護休業）、第 45 条（表彰）、第 46 条（懲戒）、第 47 条（懲
戒の種類及び程度）、第 48 条（研修）、第 49 条（勤務発明）、第 50 条（損害賠償）、
第 51 条（安全衛生）、第 52 条（出張）及び第 53 条（旅費）の規定は、臨時的任用職
員に準用する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方独立行政法人法第 59 条第 2 項の規定により法人の職員となった者（以下「承
継職員」という。）のうち、この規則の施行日前に地方公務員法（昭和 25 年法律第
261 号）その他関係法令、神奈川県職員服務規程（昭和 28 年神奈川県訓令第 34 号）
その他関係規程により発令、承認、許可等を受けていた場合の当該発令、承認、許可
等については、その効力を引き継ぐ。

3 承継職員の勤続年数の計算においては、神奈川県の職員として引き続いた在職期間
（神奈川県の規程等において在職期間に含めることとされる期間を含む。）を含める
ものとする。

（神奈川県からの派遣職員等の適用）

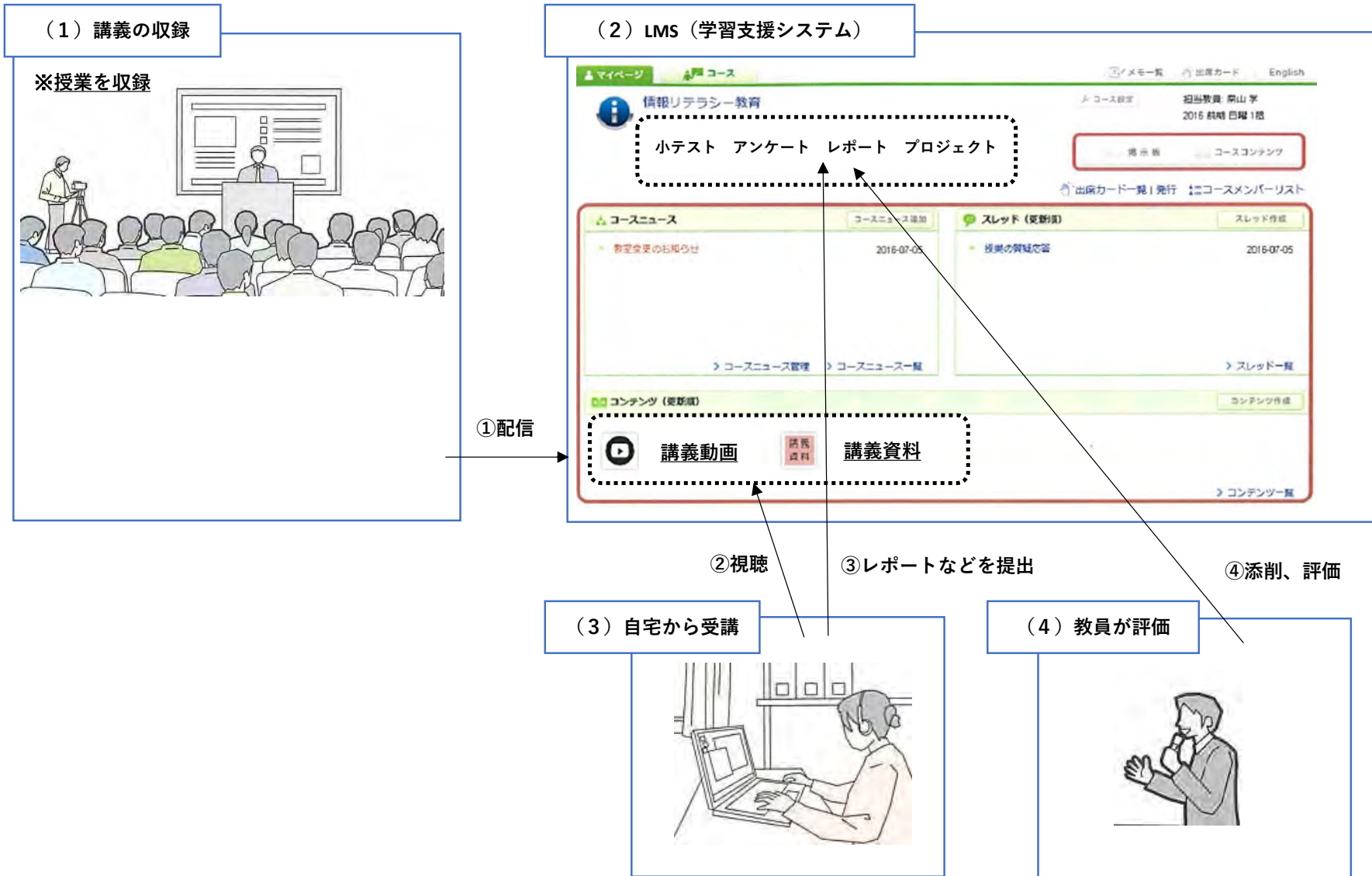
4 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」とい
う。）に基づき、神奈川県から派遣された職員には、派遣法第 2 条第 1 項に規定され
た神奈川県との取決めにおいて定められた事項については当該事項を適用し、当該取
決めに定めがない事項についてはこの規則を適用する。

5 他法人との間で個別に締結した出向協定書に基づき、当該他法人から法人に出向し
た職員には、当該協定書において定められた事項については当該事項を適用し、当該
協定書に定めがない事項についてはこの規則を適用する。

（臨時的任用職員に係る給料月額の特例の適用除外）

6 第 60 条の規定にかかわらず、臨時的任用職員については、公立大学法人神奈川県
立保健福祉大学職員の給与に関する規程附則第 8 項の規定は準用しない。

多様なメディアを利用した履修の運用方法等について
《運用方法》



《システム構成図》

録画システム・配信システム ※予定

録画カメラ



《ビデオ会議システムのカメラを利用》

- 最大1080p60映像サポート
- 光学10倍/デジタル2倍
- オートフォーカス
- 水平視野角 標準65°、オプション85°
- 垂直視野角39°

録画・配信ソリューション



《録画・配信機能を実装したオールインワン装置》

- オンライン上で通信を行う機能があり、各教室側に録画装置は不要
- 動画をリアルタイムにエンコード処理を行いストリーミング配信可能
- 最大同時6教室の録画が可能
- 動画の視聴履歴も管理・確認が可能

視聴イメージ



動画
人物、資料映像を個別
に拡大縮小可能
※PCのみ対応

サムネイル画面

再生一時停止ボタン

LMS（学習支援システム） ※イメージ



《LMSで備える予定の機能》

LMSの機能を利用して、資料配布、課題提出・添削・指導、質疑応答など、きめ細やかな指導と学生との意見交換を行う。

- 講義資料のアップロード、講義動画のリンク先を表示する機能
- 学生がレポートを提出し、教員と学生間で添削・指導ができる機能
- グループワーク機能（課題に対して学生間で資料を共有・作成し、教員も適宜進捗確認・指導）
- 理解度チェックのための講義後の小テスト機能
- 質疑応答機能

ヘルスイノベーション研究科 時間割案

資料6

【1年前期(前半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00~10:30						疫学概論 Svensson A教室
2時限目 10:40~12:10						生物統計学基礎 竹内(正)・方・朴 B教室
3時限目 13:00~14:30						健康行動科学 津野・吉田・中田・平井・渡辺・近藤・松本・鎌田 A教室
4時限目 14:40~16:10						未病特論 鄭 A教室
5時限目 16:20~17:50						
6時限目 18:40~20:10	フィールド調査・研究方法 【隔週】 中原 A教室		ヘルスイノベーション概論 大西・昌子・林・佐藤・黒河 A教室	プレゼンテーション Svensson A教室	ヘルスコミュニケーション 吉田・片桐 A教室／メディア	
7時限目 20:20~21:50	フィールド調査・研究方法 【隔週】 中原 A教室	健康医療と法政策 佐藤 A教室／メディア	ヒューマンサービス特論 金 A教室	アカデミックライティング 永川 A教室	ヘルスコミュニケーション 吉田・片桐 A教室／メディア	

【1年前期(後半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00~10:30						疫学概論 Svensson A教室
2時限目 10:40~12:10						生物統計学基礎 竹内(正)・方・朴 B教室
3時限目 13:00~14:30						健康行動科学 津野・吉田・中田・平井・渡辺・近藤・松本・鎌田 A教室
4時限目 14:40~16:10						
5時限目 16:20~17:50						
6時限目 18:40~20:10	フィールド調査・研究方法 【隔週】 中原 A教室	疫学研究 成松・中村 A教室	健康・医療政策 渡邊・森田・黒河 A教室／メディア	ファイナンス・アカウンティング 樋原 A教室／メディア	財政と社会保障 西村 A教室	
7時限目 20:20~21:50	フィールド調査・研究方法 【隔週】 中原 A教室	疫学研究 成松・中村 A教室	健康・医療政策 渡邊・森田・黒河 A教室／メディア	ファイナンス・アカウンティング 樋原 A教室／メディア	財政と社会保障 西村 A教室	

【1年後期(前半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00~10:30						医療経済学 川村 A教室
2時限目 10:40~12:10						ヘルスマネジメントにおける「責任ある研究」の推進 八代 A教室
3時限目 13:00~14:30						組織マネジメント 大西・昌子 A教室
4時限目 14:40~16:10						健康危機管理論 徳野・吉田 A教室
5時限目 16:20~17:50		疫学演習 成松・中村 B教室				ヘルスイノベーション演習基礎※
6時限目 18:40~20:10	国際保健政策 Svensson A教室／メディア	再生医療特論 八代 A教室	医薬品・医療機器開発 坂巻・昌子 A教室	社会健康学・社会疫学 津野・吉田・坪谷・井上・近藤・阿部・島津 A教室	産業保健学 徳野・津野・吉村 A教室	
7時限目 20:20~21:50	環境保健学 徳野 A教室／メディア	再生医療特論 八代 A教室	医薬品・医療機器開発 坂巻・昌子 A教室	社会健康学・社会疫学 津野・吉田・坪谷・井上・近藤・阿部・島津 A教室	産業保健学 徳野・津野・吉村 A教室	

【1年後期(後半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00~10:30						医療経済学 川村 A教室
2時限目 10:40~12:10						ヘルステクノロジーⅠ 八代 A教室
3時限目 13:00~14:30						アントレプレナーシップⅠ (アイデア創出) 島岡 A教室
4時限目 14:40~16:10						健康危機管理論 徳野・吉田 A教室
5時限目 16:20~17:50		疫学演習 成松・中村 B教室	先進医療における「責任ある研究・イノベーション(RRI)」Ⅱ 八代 A教室			ヘルスイノベーション演習基礎※
6時限目 18:40~20:10	データサイエンス 川村 B教室／メディア	ヒューマン・ニュートリション 中島 A教室	生物統計学演習 竹内(正)・方 B教室	マーケティング・ストラテジー 横山 A教室	未病社会のライフデザイン 渡邊 A教室	
7時限目 20:20~21:50		ヒューマン・ニュートリション 中島 A教室	生物統計学演習 竹内(正)・方 B教室	マーケティング・ストラテジー 横山 A教室	未病社会のライフデザイン 渡邊 A教室	

※ヘルスイノベーション演習基礎については上記以外に適宜、指導教員と学生が日程を調整し合計30時間履修する。

【2年前期(前半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						ヘルスイノベーション演習※
2時限目 10:40～12:10						アントレプレナーシップⅡ(ビジネスモデル仮説検証) 島岡 A教室
3時限目 13:00～14:30						アントレプレナーシップⅡ(ビジネスモデル仮説検証) 島岡 B教室
4時限目 14:40～16:10						アントレプレナーシップⅡ(ビジネスモデル仮説検証) 島岡 B教室
5時限目 16:20～17:50		臨床試験 成松・中村・阪口 B教室				
6時限目 18:40～20:10	産業保健学演習 徳野・津野 B教室	生物統計学応用 竹内(正)・方・竹内(円) B教室	ヘルスケア管理学 渡邊 B教室/メディア	ヘルスイノベーション演習※	インジュリー・コントロール 中原・市川・藤田・神田・伊藤 B教室	
7時限目 20:20～21:50	データサイエンス演習 川村 B教室/メディア	生物統計学応用 竹内(正)・方・竹内(円) B教室	ヘルスケア管理学 渡邊 B教室/メディア		インジュリー・コントロール 中原・市川・藤田・神田・伊藤 B教室	

【2年後期(前半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						ヘルスイノベーション演習※
2時限目 10:40～12:10						ヘルスイノベーション演習※
3時限目 13:00～14:30						
4時限目 14:40～16:10						
5時限目 16:20～17:50						
6時限目 18:40～20:10	ヘルスイノベーション演習※		ヘルスイノベーション演習※			
7時限目 20:20～21:50						

【2年前期(後半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						ヘルスイノベーション演習※
2時限目 10:40～12:10						ヘルスイノベーション演習※
3時限目 13:00～14:30						
4時限目 14:40～16:10						
5時限目 16:20～17:50		ヘルステクノロジーⅡ 八代 A教室				
6時限目 18:40～20:10	医療技術評価 坂巻・大野・村田 B教室、ディスカッションルーム	データ統計解析演習 竹内(正)・方 B教室	ヘルスイノベーション演習※		ヘルスイノベーション演習※	
7時限目 20:20～21:50	医療技術評価 坂巻・大野・村田 B教室、ディスカッションルーム	データ統計解析演習 竹内(正)・方 B教室				

【2年後期(後半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						ヘルスイノベーション演習※
2時限目 10:40～12:10						ヘルスイノベーション演習※
3時限目 13:00～14:30						
4時限目 14:40～16:10						
5時限目 16:20～17:50						
6時限目 18:40～20:10	ヘルスイノベーション演習※					
7時限目 20:20～21:50						

※ヘルスイノベーション演習については上記以外に適宜、指導教員と学生が日程を調整し合計90時間履修する。

神奈川県立保健福祉大学学位規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、神奈川県立保健福祉大学学則第36条の規定に基づき、学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 学位に付記する専攻分野の名称は、別表1のとおりとする。

（学位の名称）

第3条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学士の学位を授与された者は「神奈川県立保健福祉大学」を、修士及び博士の学位を授与された者は「神奈川県立保健福祉大学大学院」と付記するものとする。

（学位論文の提出要件）

第4条 修士論文（課題研究を含む）及び博士論文（以下「学位論文」という。）を提出できる者は、予定した修業年限の最終年度のものであり、所定の単位を修得した者又は学位論文の審査の日までに所定の単位を修得できる見込みのある者で、必要な研究指導を受けた者とする。

（学位論文）

第5条 学位論文は1編とし、研究科長に提出するものとする。また、必要により参考論文を添付することができる。なお、提出部数は別に定める。

2 提出した学位論文及び参考論文は返却しない。

（学位論文の審査）

第6条 修士の学位論文の審査は、神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科規則及び神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科規則第4条第1項で規定する教授会（以下「教授会」という。）で決定した主査1名、副査2名で行う。

2 博士論文の審査は、博士論文審査会で行う。

（最終試験）

第7条 主査及び副査は、学位論文の内容及び専門領域に関する最終試験を口頭試問により行う。

（審査結果の報告）

第8条 主査は前条の審査結果を教授会に報告する。

2 教授会は前項の報告に基づき合否について審議する。

（合格者の報告）

第9条 教授会は、教授会の審議結果を学長に報告する。

（修士及び博士の学位の授与）

第10条 学長は、前条の報告に基づき、修士及び博士の学位を授与することができる。

（学位記の様式）

第11条 学位記の様式は別表2のとおりとする。

(学位授与の報告)

第 12 条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から 3 か月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(論文審査要旨の公表)

第 13 条 学長は、博士の学位を授与したときは、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を神奈川県立保健福祉大学機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)で公表するものとする。

(学位論文の公表)

第 14 条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から 1 年以内に、当該学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に公表されている場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合は、大学の承認を受けて、当該学位の論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、大学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

2 前 2 項に規定する博士の学位を授与された者が行う公表は、リポジトリで行うものとする。

(学位授与の取消)

第 15 条 学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明した場合、又は本学の名誉を著しく毀損する行為があった場合は、学長は教授会の審議を経て学位を取消し、修了証書・学位記を返納させ、かつその旨を公表する。

(その他)

第 16 条 この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第2条関係）

1 学士の学位に付記する専攻分野の種類

学 部	専攻分野の種類
保健福祉学部	看護学 栄養学 社会福祉学 理学療法学 作業療法学

2 修士の学位に付記する専攻分野の種類

研 究 科	専攻分野の種類
保健福祉学研究科	看護学 栄養学 社会福祉学 リハビリテーション学
ヘルスイノベーション研究科	公衆衛生学

3 博士の学位に付記する専攻分野の種類

研 究 科	専攻分野の種類
保健福祉学研究科	保健福祉学

別表2（第11条関係）

第1号様式（学士の学位記 日本工業規格A3横）

第 号	神奈川 県立保 健福祉 大学長 氏 名	年 月 日	学士（ 学）の 学位を 授与す る	本学保 健福祉 学部 学科	所定の 課程を 修めて 本学を 卒業し たこと を認め、	氏 名	年 月 日生	大学 印	卒業証書・学位記

修了証書・学位記

大学印

氏名

年月日生

本学大学院保健福祉学研究科保健福祉学専攻
所定の課程を修めたことを認め、

修士（学）の学位を授与する

年月日

神奈川県立保健福祉大学長 氏名

保修第 号

修了証書・学位記

氏 名

年 月 日生

本学大学院ヘルスイノベーション研究科
ヘルスイノベーション専攻

所定の課程を修めたことを認め、

修士（公衆衛生学）の学位を授与する

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学長 氏 名

保修第 号

修了証書・学位記

大学印

氏名

年月日生

本学大学院保健福祉学研究科保健福祉学専攻
所定の課程を修めたことを認め、
博士（保健福祉学）の学位を授与する

年月日

神奈川県立保健福祉大学長 氏名

保博第 号

ヘルスイノベーション研究科 修士論文及び課題研究報告書審査実施要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、神奈川県立保健福祉大学学位規則第16条の規定に基づき、修士論文及び課題研究報告書（以下「論文等」という。）の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

（論文等の審査申請）

第2条 論文等の審査を希望する学生は、あらかじめ定められた期日までに論文等審査申請書（様式第1号）を指導教員に提出しなければならない。

2 指導教員は、学生から提出された論文等審査申請書を確認のうえ、研究科教授会に提出するものとする。

（主査及び副査の決定）

第3条 研究科教授会は、論文等審査のための主査1名及び副査2名を指名するものとする。

（主査及び副査）

第4条 研究科教授会は、主査及び副査を、当該学生の研究に関する指導教員または学生の研究課題に近い専門分野の教員から指名するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要と認めるときは、指導補助教員相当の者又は学外の教員（いずれも指導教員又は指導補助教員相当の者に限る。）を副査に指名することができるものとする。

（論文等の提出・審査等）

第5条 学生は、定められた期日までに論文等を研究科教授会に提出しなければならない。

2 主査及び副査は、提出された論文等を審査するとともに、その論文等の内容に関する最終試験（口頭試問）を行い、論文等の審査結果及び最終試験の判定結果を、論文等審査報告書（様式第2号）に論文等審査及び最終試験の結果の要旨（様式第3号）を添付して研究科教授会に報告するものとする。

（修士課程修了の可否等）

第6条 研究科教授会は、主査及び副査による論文等の審査結果及び最終試験の判定結果並びに当該学生の単位修得状況により修士課程修了の可否を判定し、その結果を学

長に報告するものとする。

(異議申立)

第7条 第5条の規定により審査を受けた者は、その審査結果に異議がある場合は学長に異議を申し立てることができる。

2 学長は前項の異議申立について相当の理由があると認める場合は、研究科長に調査を命ずることができる。

3 前項の規定により調査を実施した時は、研究科長は調査結果を速やかに学長に報告しなければならない。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、論文等の審査に関し必要な事項は、研究科教授会の議に基づき、研究科長が別に定める。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

論文等審査申請書

神奈川県立保健福祉大学大学院
ヘルスイノベーション研究科長 殿

次のとおり、修士論文・課題研究報告書の審査を申請します。

ヘルスイノベーション研究科 ヘルスイノベーション専攻		年度入学 学年	
学生氏名		学籍番号	
指導教員	印	修士論文	課題研究報告書
題目			

様式第2号

論文等審査報告書

年 月 日

主査 印

副査 印

副査 印

次の学生の修士論文・課題研究報告書審査及び最終試験の結果を報告します。

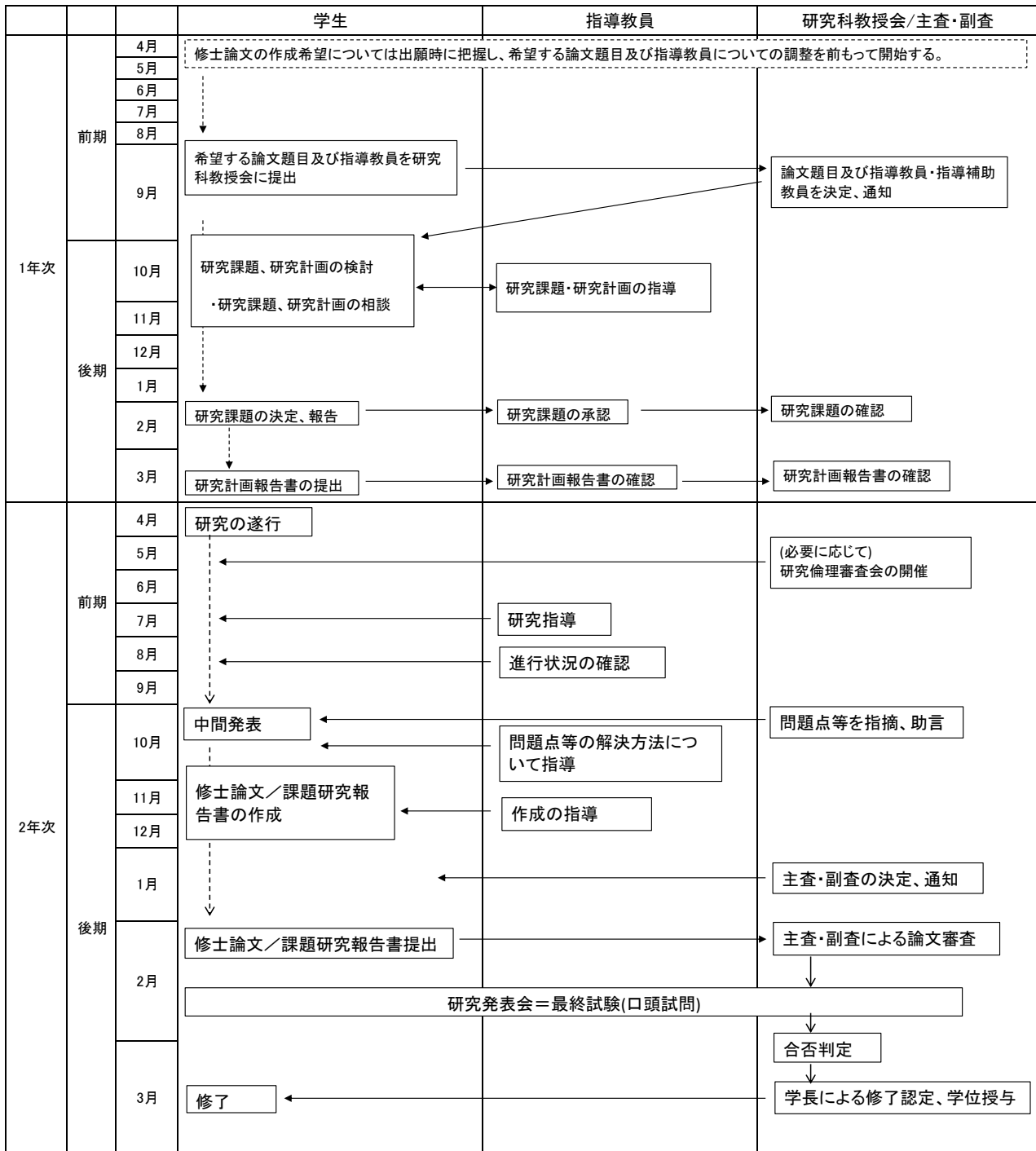
ヘルスイノベーション研究科 ヘルスイノベーション専攻	学籍番号	
学生氏名		
論文等題名		
論文等審査及び 最終試験結果	合格	不合格
添付書類	1 論文等審査及び最終試験の結果の要旨（様式第3号） 2 論文等要旨	

様式第3号

論文等審査及び最終試験の結果の要旨

学生氏名
論文等題名
【審査及び最終試験の経過】
【審査及び最終試験の結果】 (合格または不合格とした理由)
最終試験の担当者 (主査) (副査)

研究指導のスケジュール



神奈川県立保健福祉大学研究倫理審査規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学(以下「本学」という。)の教員、学部生、大学院生(博士前期・後期課程・修士課程)、研究生、研修生(以下「研究者」という。)が人を対象とする研究又は人から取得された試料を用いる研究を行うに当たり、倫理的配慮を行うことを目的として必要な事項を定める。

(申請)

第2条 研究者が研究を行う際は、別に定めるところの研究倫理に係る研修会を受講したうえで、必要事項を記載した研究倫理審査申請書(様式第1号)を学長に提出しなければならない。

2 研究者のうち学部生、大学院生(博士前期・後期課程・修士課程)、研究生、研修生(以下「学生等」という。)が前項の規定による申請を行う場合は、指導教員が適切な指導及び監修を行い、指導教員又は学生等が学長に申請するものとする。

3 学長は、研究者から申請があった場合は、研究倫理審査委員会(以下「委員会」という。)に意見を求めるものとする。

(審査)

第3条 委員会は前条第3項の規定により、意見を求められた場合は、次の各号に掲げる事項に留意し、適切な審査を行う。

- (1) 研究の対象となる個人(以下「対象者」という。)の人権は擁護されるか。
- (2) 対象者への研究目的、内容及び方法等の説明は適切に行われ、対象者の同意を得る方法は適切か。
- (3) 研究の実施に伴って対象者が受ける不利益や危険性はないか。
- (4) 研究の実施によって学術的または社会的な貢献が期待できるか。

2 委員会は、申請を行った研究者の出席を求め、申請の内容や意見を聴取することができる。

3 委員は自己の申請に関する審査に参加することができない。

4 研究計画が軽易な事項の審査については、委員会が別に定めるところにより迅速審査を行うことができる。

(判定)

第4条 申請された研究の判定は、次の各号に掲げる区分により行う。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 保留(継続審査)
- (6) 非該当
- (7) 中止

- 2 判定に当たっては、出席委員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、議決を持って判定することができる。議決は過半数をもって行い、同数の場合には委員長が決定する。
- 3 審査結果の概要は、公表するものとする。

(審査結果の報告)

第5条 委員長は委員会の判定又は迅速審査の判定について、研究倫理審査結果報告書(様式第3号)により速やかに学長に報告しなければならない。

(審査結果の通知)

第6条 学長は、前条の規定による報告を受けたときは、研究倫理審査申請書の受理後1か月以内に研究倫理審査結果を研究倫理審査結果通知書(様式第4号)により、申請者に通知する。

- 2 前項の通知が、第4条第1項第2号から第7号までに該当する場合には、その理由等を研究倫理審査結果通知書に明記する。

(審査結果に基づく再申請)

第7条 前条の通知が第4条第1項第3号又は第4号に該当する場合には、申請を行った研究者は内容を修正の上、第2条と同様の手続きにより再申請することができる。

(審査に対する異議の申立)

第8条 第6条の審査結果の通知に異議のある場合には、申請を行った研究者は異議の根拠となる資料等を添え、第2条と同様の手続きにより異議申し立てを行うことができる。

(進捗状況の報告)

第9条 研究者は、承認された研究期間が2年を超えると、毎年年度末までの進捗状況を年度終了後30日以内に研究進捗状況報告書(様式第5号)により学長に報告しなければならない。

(計画の変更)

第10条 研究者は、承認された研究計画のうち倫理的側面に関する計画を変更する必要があるときは、速やかに研究計画変更申請書(様式第6号)を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請が行われた場合は、学長は委員会に意見を求め、委員会は第3条に基づく審査を行い、学長は第6条による通知を行う。
- 3 計画の変更のうち、倫理的側面以外の部分を変更する場合は、研究計画変更報告書(様式第7号)により学長に報告しなければならない。

(終了又は中止の報告)

第11条 研究者は、承認された研究が終了したときは、速やかに研究終了報告書(様式第2号)により学長に報告しなければならない。

- 2 研究者は、承認された研究を中止したときは、速やかに研究中止報告書(様式第8号)により学長に報告しなければならない。

(研究中止又は変更の勧告)

第12条 研究者は、対象者に危険又は不利益が生じたときは、遅滞なく学長に報告しなければならない。

2 委員会は、学長が前項の報告を受けたときは、当該研究計画の変更、中止に関して必要な意見を学長に述べることができる。

3 学長は、当該研究計画の変更、中止に関し必要な事項を決定する。

4 学長は、対象者からの申請等により倫理上問題があると認めた研究について審査の有無に関わらず、中止又は変更を勧告することができる。

(倫理審査を必要としない研究)

第13条 非該当(倫理審査を必要としない研究)の判断が必要な研究計画については、研究倫理審査申請書(様式第1号)により申請し、倫理審査を必要としない研究の承認通知書(様式第9号)を受けすることができる。

(研究倫理意識の向上)

第14条 研究者は本規程の趣旨を十分遵守するため、常に研究倫理に関する意識の向上に努めると共に、学長は研究者が自己研鑽を図るため研修等を行う。

(委員の守秘義務)

第15条 委員会の委員は、審査等を行う上で知りえた個人及び研究計画等に関する情報を法令に基づき場合など正当な理由なしに漏らしてならない。委員を退いた後も同様とする。

(雑則)

第16条 この規程の定めるもののほかに、研究倫理審査に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年9月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

研究倫理審査申請書

年 月 日 提出

年 月 日 再提出

神奈川県立保健福祉大学長 殿

申請者氏名: _____

所属学科等・職: _____

(指導教員名): _____

研修会受講番号: _____

以下の研究について、倫理審査を申請します。

1. 審査対象	<input type="checkbox"/> 通常審査 <input type="checkbox"/> 迅速審査 I <input type="checkbox"/> 迅速審査 II <input type="checkbox"/> 非該当	受付番号	<small>※受付番号は記入しないでください</small>
2. 研究課題名			
3. 研究代表者 (所属・職・氏名)			
4. 研究分担者 (所属・職・氏名)			
5. 研究の内容			
(1) 該当する研究倫理指針: <input type="checkbox"/> 医学系 <input type="checkbox"/> その他()			
(2) 研究の種類: <input type="checkbox"/> 観察 <input type="checkbox"/> 介入 <input type="checkbox"/> その他()			
(3) 介入および試料採取における侵襲性: <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 但し軽微な侵襲(内容))			
(4) 公表方法: <input type="checkbox"/> 卒論 <input type="checkbox"/> 修論 <input type="checkbox"/> 博論 <input type="checkbox"/> 学術雑誌 <input type="checkbox"/> その他()			
(5) 情報の取得と提供: <input type="checkbox"/> 新たに個人情報を取得する <input type="checkbox"/> 既存試料・情報の提供を受ける <input type="checkbox"/> 他機関に試料・情報を提供する			
(6) 取り扱う情報の種類: <input type="checkbox"/> 情報単体で特定の個人を識別することができるもの <input type="checkbox"/> 他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができるもの <input type="checkbox"/> 個人識別符号が含まれるもの <input type="checkbox"/> 要配慮個人情報 <input type="checkbox"/> 匿名加工情報・非識別加工情報 <input type="checkbox"/> 個人が特定されない(無記名等)			
(7) 対応表: <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 情報提供元 <input type="checkbox"/> 研究者 <input type="checkbox"/> その他())			
(8) 研究費:()			
(9) 審査範囲: <input type="checkbox"/> 研究全体 <input type="checkbox"/> 分担研究部分			
(10) 利益相反: <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(利益相反委員会: <input type="checkbox"/> 申請不要 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 承認())			
(11) 他組織の研究倫理審査委員会への申請: <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
(12) 研究期間: 承認後～ 年 月 日			

6.研究の概要

目的及び意義:

対象:

方法:

7. 添付書類

研 究 終 了 報 告 書

年 月 日提出

神奈川県立保健福祉大学長 殿

申請者氏名： _____

所属学科等・職： _____

※ 受付番号 _____

1 研究課題名 _____

2 研究代表者 所属学科等及び職・氏名 _____

3 研究分担者 所属学科等及び職・氏名 _____

4 判定結果通知番号 _____

【留意事項】

1. ※欄は記入しないでください。

研究倫理審査結果報告書

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学長 殿

研究倫理審査委員会委員長

受付番号 _____

研究課題名 _____

研究代表者名 _____

研究分担者名 _____

年 月 日付けをもって諮問のあった上記研究実施計画について、当委員会で(通常審査/迅速審査)した結果、次のとおり判定しましたので報告します。

1 判定結果 (判定結果報告番号 _____)

2 判定理由

3 申請者への意見等

研究倫理審査結果通知書

年 月 日

申請者

殿

神奈川県立保健福祉大学長 印

受付番号 _____

研究課題名 _____

研究代表者名 _____

研究分担者名 _____

上記研究実施計画について研究倫理審査委員会で(通常審査/迅速審査)した結果、次のとおり判定しましたので通知します。

1 判定結果 (判定結果通知番号 _____)

2 判定理由

3 申請者への意見等

研究進捗状況報告書

年 月 日提出

神奈川県立保健福祉大学長 殿

申請者氏名： _____

所属学科等・職： _____

※ 受付番号 _____

1 研究課題名 _____

2 研究代表者 所属学科等及び職・氏名 _____

3 研究分担者 所属学科等及び職・氏名 _____

4 研究の進捗状況

【留意事項】

1. 2年を超える研究の場合、毎年年度末までの進捗状況を年度終了後30日以内に報告してください。
2. ※欄は記入しないでください。

研 究 計 画 変 更 申 請 書

年 月 日提出

神奈川県立保健福祉大学長 殿

申請者氏名： _____

所属学科等・職： _____

※ 受付番号 _____

1 研究課題名 _____

2 研究代表者 所属学科等及び職・氏名 _____

3 研究分担者 所属学科等及び職・氏名 _____

4 判定結果通知番号 _____

5 研究の変更の内容及びその理由

(1) 変更内容

(2) 理由

【留意事項】

1. 変更後の研究実施計画書、及びその他変更した書類を添付してください。
2. ※欄は記入しないでください。

研 究 計 画 変 更 報 告 書

年 月 日提出

神奈川県立保健福祉大学長 殿

申請者氏名： _____

所属学科等・職： _____

※ 受付番号 _____

1 研究課題名 _____

2 研究代表者 所属学科等及び職・氏名 _____

3 研究分担者 所属学科等及び職・氏名 _____

4 判定結果通知番号 _____

5 研究の変更の内容及びその理由

(1) 変更内容

(2) 理由

【留意事項】

1. ※欄は記入しないでください。

研 究 中 止 報 告 書

年 月 日提出

神奈川県立保健福祉大学長 殿

申請者氏名： _____

所属学科等・職： _____

※ 受付番号 _____

1 研究課題名 _____

2 研究代表者 所属学科等及び職・氏名 _____

3 研究分担者 所属学科等及び職・氏名 _____

4 判定結果通知番号 _____

5 中止の理由

【留意事項】

1. ※欄は記入しないでください。

様式第9号(第13条関係)

倫理審査を必要としない研究の承認通知書

年 月 日

申請者

殿

神奈川県立保健福祉大学長 印

受付番号 _____

研究課題名 _____

上記研究について、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づき、倫理審査を必要としない研究と承認します。

承認通知番号 _____

時間割案（履修モデルごと） (1) リサーチャー

資料11

【1年前期(前半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						疫学概論 Svensson A教室
2時限目 10:40～12:10						生物統計学基礎 竹内(正)・方・朴 B教室
3時限目 13:00～14:30						健康行動科学 津野・吉田・中田・平井・渡辺・近藤・松本・鎌田 A教室
4時限目 14:40～16:10						未病特論 鄭 A教室
5時限目 16:20～17:50						
6時限目 18:40～20:10	フィールド調査・研究方法 【隔週】 中原 A教室		ヘルスイノベーション概論 大西・昌子・林・佐藤・黒河 A教室	プレゼンテーション Svensson A教室	ヘルスコミュニケーション 吉田・片桐 A教室／メディア	
7時限目 20:20～21:50	フィールド調査・研究方法 【隔週】 中原 A教室	健康医療と法政策 佐藤 A教室／メディア	ヒューマンサービス特論 金 A教室	アカデミックライティング 永川 A教室	ヘルスコミュニケーション 吉田・片桐 A教室／メディア	

【1年後期(前半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						医療経済学 川村 A教室
2時限目 10:40～12:10						<small>ヘルスイノベーションにおける責任ある研究-イノベーション(RRI) II</small> 八代 A教室
3時限目 13:00～14:30						組織マネジメント 大西・昌子 A教室
4時限目 14:40～16:10						健康危機管理論 徳野・吉田 A教室
5時限目 16:20～17:50		疫学演習 成松・中村 B教室				ヘルスイノベーション演習基礎
6時限目 18:40～20:10	国際保健政策 Svensson A教室／メディア	再生医療特論 八代 A教室	医薬品・医療機器開発 坂巻・昌子 A教室	社会健康学・社会疫学 津野・吉田・坪谷・井上・近藤・阿部・島津 A教室	産業保健学 徳野・津野・吉村 A教室	
7時限目 20:20～21:50	環境保健学 徳野 A教室／メディア	再生医療特論 八代 A教室	医薬品・医療機器開発 坂巻・昌子 A教室	社会健康学・社会疫学 津野・吉田・坪谷・井上・近藤・阿部・島津 A教室	産業保健学 徳野・津野・吉村 A教室	

【1年前期(後半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						疫学概論 Svensson A教室
2時限目 10:40～12:10						生物統計学基礎 竹内(正)・方・朴 B教室
3時限目 13:00～14:30						健康行動科学 津野・吉田・中田・平井・渡辺・近藤・松本・鎌田 A教室
4時限目 14:40～16:10						
5時限目 16:20～17:50						
6時限目 18:40～20:10	フィールド調査・研究方法 【隔週】 中原 A教室	疫学研究 成松・中村 A教室	健康・医療政策 渡邊・森田・黒河 A教室／メディア	ファイナンス・アカウンティング 樋原 A教室／メディア	財政と社会保障 西村 A教室	
7時限目 20:20～21:50	フィールド調査・研究方法 【隔週】 中原 A教室	疫学研究 成松・中村 A教室	健康・医療政策 渡邊・森田・黒河 A教室／メディア	ファイナンス・アカウンティング 樋原 A教室／メディア	財政と社会保障 西村 A教室	

【1年後期(後半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						医療経済学 川村 A教室
2時限目 10:40～12:10						ヘルステクノロジー I 八代 A教室
3時限目 13:00～14:30						アントレプレナーシップ I (アイデア創出) 島岡 A教室
4時限目 14:40～16:10						健康危機管理論 徳野・吉田 A教室
5時限目 16:20～17:50		疫学演習 成松・中村 B教室	<small>ヘルスイノベーションにおける「責任ある研究-イノベーション(RRI)」 II</small> 八代 A教室			ヘルスイノベーション演習基礎
6時限目 18:40～20:10	データサイエンス 川村 B教室／メディア	ヒューマン・ニュートリション 中島 A教室	生物統計学演習 竹内(正)・方 B教室	マーケティング・ストラテジー 横山 A教室	未病社会のライフデザイン 渡邊 A教室	
7時限目 20:20～21:50		ヒューマン・ニュートリション 中島 A教室	生物統計学演習 竹内(正)・方 B教室	マーケティング・ストラテジー 横山 A教室	未病社会のライフデザイン 渡邊 A教室	

【2年前期(前半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						ヘルスイノベーション演習
2時限目 10:40～12:10						アントレプレナーシップⅡ(ビジネスモデル画説検証) 島岡 A教室
3時限目 13:00～14:30						アントレプレナーシップⅡ(ビジネスモデル画説検証) 島岡 B教室
4時限目 14:40～16:10						アントレプレナーシップⅡ(ビジネスモデル画説検証) 島岡 B教室
5時限目 16:20～17:50		臨床試験 成松・中村・阪口 B教室				
6時限目 18:40～20:10	産業保健学演習 徳野・津野 B教室	生物統計学応用 竹内(正)・方・竹内(円) B教室	ヘルスケア管理学 渡邊 B教室/メディア	ヘルスイノベーション演習	インジューリー・コントロール 中原・市川・藤田・神田・伊藤 B教室	
7時限目 20:20～21:50	データサイエンス演習 川村 B教室/メディア	生物統計学応用 竹内(正)・方・竹内(円) B教室	ヘルスケア管理学 渡邊 B教室/メディア		インジューリー・コントロール 中原・市川・藤田・神田・伊藤 B教室	

【2年後期(前半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						ヘルスイノベーション演習
2時限目 10:40～12:10						ヘルスイノベーション演習
3時限目 13:00～14:30						
4時限目 14:40～16:10						
5時限目 16:20～17:50						
6時限目 18:40～20:10	ヘルスイノベーション演習		ヘルスイノベーション演習			
7時限目 20:20～21:50						

【2年前期(後半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						ヘルスイノベーション演習
2時限目 10:40～12:10						ヘルスイノベーション演習
3時限目 13:00～14:30						
4時限目 14:40～16:10						
5時限目 16:20～17:50		ヘルステクノロジーⅡ 八代 A教室				
6時限目 18:40～20:10	医療技術評価 坂巻・大野・村田 B教室、ディスカッションルーム	データ統計解析演習 竹内(正)・方 B教室	ヘルスイノベーション演習		ヘルスイノベーション演習	
7時限目 20:20～21:50	医療技術評価 坂巻・大野・村田 B教室、ディスカッションルーム	データ統計解析演習 竹内(正)・方 B教室				

【2年後期(後半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						ヘルスイノベーション演習
2時限目 10:40～12:10						ヘルスイノベーション演習
3時限目 13:00～14:30						
4時限目 14:40～16:10						
5時限目 16:20～17:50						
6時限目 18:40～20:10	ヘルスイノベーション演習					
7時限目 20:20～21:50						

※ヘルスイノベーション演習については上記以外に適宜、指導教員と学生が日程を調整し合計90時間履修する。

時間割案（履修モデルごと） (2) ビジネスパーソン

【1年前期(前半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00~10:30						疫学概論 Svensson A教室
2時限目 10:40~12:10						生物統計学基礎 竹内(正)・方・朴 B教室
3時限目 13:00~14:30						健康行動科学 津野・吉田・中田・平井・渡辺・近藤・松本・鎌田 A教室
4時限目 14:40~16:10						未病特論 鄭 A教室
5時限目 16:20~17:50						
6時限目 18:40~20:10	フィールド調査・研究方法 【隔週】 中原 A教室		ヘルスインノベーション概論 大西・昌子・林・佐藤・黒河	プレゼンテーション Svensson A教室	ヘルスコミュニケーション 吉田・片桐 A教室／メディア	
7時限目 20:20~21:50	フィールド調査・研究方法 【隔週】 中原 A教室	健康医療と法政策 佐藤 A教室／メディア	ヒューマンサービス特論 金 A教室	アカデミックライティング 永川 A教室	ヘルスコミュニケーション 吉田・片桐 A教室／メディア	

【1年前期(後半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00~10:30						疫学概論 Svensson A教室
2時限目 10:40~12:10						生物統計学基礎 竹内(正)・方・朴 B教室
3時限目 13:00~14:30						健康行動科学 津野・吉田・中田・平井・渡辺・近藤・松本・鎌田 A教室
4時限目 14:40~16:10						
5時限目 16:20~17:50						
6時限目 18:40~20:10	フィールド調査・研究方法 【隔週】 中原 A教室	疫学研究 成松・中村 A教室	健康・医療政策 渡邊・森田・黒河 A教室／メディア	ファイナンス・アカウンティング 樋原 A教室／メディア	財政と社会保障 西村 A教室	
7時限目 20:20~21:50	フィールド調査・研究方法 【隔週】 中原 A教室	疫学研究 成松・中村 A教室	健康・医療政策 渡邊・森田・黒河 A教室／メディア	ファイナンス・アカウンティング 樋原 A教室／メディア	財政と社会保障 西村 A教室	

【1年後期(前半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00~10:30						医療経済学 川村 A教室
2時限目 10:40~12:10						ヘルスインノベーションにおける「責任ある研究・イノベーション(RRI)」 八代 A教室
3時限目 13:00~14:30						組織マネジメント 大西・昌子 A教室
4時限目 14:40~16:10						健康危機管理理論 徳野・吉田 A教室
5時限目 16:20~17:50		疫学演習 成松・中村 B教室				ヘルスインノベーション演習基礎※
6時限目 18:40~20:10	国際保健政策 Svensson A教室／メディア	再生医療特論 八代 A教室	医薬品・医療機器開発 坂巻・昌子 A教室	社会健康学・社会疫学 津野・吉田・坪谷・井上・近藤・阿部・島津 A教室	産業保健学 徳野・津野・吉村 A教室	
7時限目 20:20~21:50	環境保健学 徳野 A教室／メディア	再生医療特論 八代 A教室	医薬品・医療機器開発 坂巻・昌子 A教室	社会健康学・社会疫学 津野・吉田・坪谷・井上・近藤・阿部・島津 A教室	産業保健学 徳野・津野・吉村 A教室	

【1年後期(後半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00~10:30						医療経済学 川村 A教室
2時限目 10:40~12:10						ヘルステクノロジー1 八代 A教室
3時限目 13:00~14:30						アントレプレナーシップ1 (アイデア創出) 島岡 A教室
4時限目 14:40~16:10						健康危機管理理論 徳野・吉田 A教室
5時限目 16:20~17:50		疫学演習 成松・中村 B教室	先進医療における「責任ある研究・イノベーション(RRI)」 八代 A教室			ヘルスインノベーション演習基礎※
6時限目 18:40~20:10	データサイエンス 川村 B教室／メディア	ヒューマン・ニュートリション 中島 A教室	生物統計学演習 竹内(正)・方 B教室	マーケティング・ストラテジー 横山 A教室	未病社会のライフデザイン 渡邊 A教室	
7時限目 20:20~21:50		ヒューマン・ニュートリション 中島 A教室	生物統計学演習 竹内(正)・方 B教室	マーケティング・ストラテジー 横山 A教室	未病社会のライフデザイン 渡邊 A教室	

【2年前期(前半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						ヘルスイノベーション演習※
2時限目 10:40～12:10						アントレプレナーシップⅡ(ビジネスモデル画説検証) 島岡 A教室
3時限目 13:00～14:30						アントレプレナーシップⅡ(ビジネスモデル画説検証) 島岡 B教室
4時限目 14:40～16:10						アントレプレナーシップⅡ(ビジネスモデル画説検証) 島岡 B教室
5時限目 16:20～17:50		臨床試験 成松・中村・阪口 B教室				
6時限目 18:40～20:10	産業保健学演習 徳野・津野 B教室	生物統計学応用 竹内(正)・方・竹内(円) B教室	ヘルスケア管理学 渡邊 B教室/メディア	ヘルスイノベーション演習※	インジュリー・コントロール 中原・市川・藤田・神田・伊藤 B教室	
7時限目 20:20～21:50	データサイエンス演習 川村 B教室/メディア	生物統計学応用 竹内(正)・方・竹内(円) B教室	ヘルスケア管理学 渡邊 B教室/メディア		インジュリー・コントロール 中原・市川・藤田・神田・伊藤 B教室	

【2年後期(前半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						ヘルスイノベーション演習※
2時限目 10:40～12:10						ヘルスイノベーション演習※
3時限目 13:00～14:30						
4時限目 14:40～16:10						
5時限目 16:20～17:50						
6時限目 18:40～20:10	ヘルスイノベーション演習※		ヘルスイノベーション演習※			
7時限目 20:20～21:50						

【2年前期(後半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						ヘルスイノベーション演習※
2時限目 10:40～12:10						ヘルスイノベーション演習※
3時限目 13:00～14:30						
4時限目 14:40～16:10						
5時限目 16:20～17:50		ヘルステクノロジーⅡ 八代 A教室				
6時限目 18:40～20:10	医療技術評価 坂巻・大野・村田 B教室、ディスカッションルーム	データ統計解析演習 竹内(正)・方 B教室	ヘルスイノベーション演習※		ヘルスイノベーション演習※	
7時限目 20:20～21:50	医療技術評価 坂巻・大野・村田 B教室、ディスカッションルーム	データ統計解析演習 竹内(正)・方 B教室				

【2年後期(後半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						ヘルスイノベーション演習※
2時限目 10:40～12:10						ヘルスイノベーション演習※
3時限目 13:00～14:30						
4時限目 14:40～16:10						
5時限目 16:20～17:50						
6時限目 18:40～20:10	ヘルスイノベーション演習※					
7時限目 20:20～21:50						

※ヘルスイノベーション演習については上記以外に適宜、指導教員と学生が日程を調整し合計90時間履修する。

時間割案（履修モデルごと） (3) アドミニストレータ

【1年前期(前半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						疫学概論 Svensson A教室
2時限目 10:40～12:10						生物統計学基礎 竹内(正)・方・朴 B教室
3時限目 13:00～14:30						健康行動科学 津野・吉田・中田・平井・渡辺・近藤・松本・鎌田 A教室
4時限目 14:40～16:10						未病特論 鄭 A教室
5時限目 16:20～17:50						
6時限目 18:40～20:10	フィールド調査・研究方法 【隔週】 中原 A教室		ヘルスイノベーション概論 大西・昌子・林・佐藤・黒河 A教室	プレゼンテーション Svensson A教室	ヘルスコミュニケーション 吉田・片桐 A教室／メディア	
7時限目 20:20～21:50	フィールド調査・研究方法 【隔週】 中原 A教室	健康医療と法政策 佐藤 A教室／メディア	ヒューマンサービス特論 金 A教室	アカデミックライティング 永川 A教室	ヘルスコミュニケーション 吉田・片桐 A教室／メディア	

【1年前期(後半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						疫学概論 Svensson A教室
2時限目 10:40～12:10						生物統計学基礎 竹内(正)・方・朴 B教室
3時限目 13:00～14:30						健康行動科学 津野・吉田・中田・平井・渡辺・近藤・松本・鎌田 A教室
4時限目 14:40～16:10						
5時限目 16:20～17:50						
6時限目 18:40～20:10	フィールド調査・研究方法 【隔週】 中原 A教室	疫学研究 成松・中村 A教室	健康・医療政策 渡邊・森田・黒河 A教室／メディア	ファイナンス・アカウンティング 樋原 A教室／メディア	財政と社会保障 西村 A教室	
7時限目 20:20～21:50	フィールド調査・研究方法 【隔週】 中原 A教室	疫学研究 成松・中村 A教室	健康・医療政策 渡邊・森田・黒河 A教室／メディア	ファイナンス・アカウンティング 樋原 A教室／メディア	財政と社会保障 西村 A教室	

【1年後期(前半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						医療経済学 川村 A教室
2時限目 10:40～12:10						ヘルスイノベーションにおける「責任ある研究・イノベーション(R&D)」II 八代 A教室
3時限目 13:00～14:30						組織マネジメント 大西・昌子 A教室
4時限目 14:40～16:10						健康危機管理論 徳野・吉田 A教室
5時限目 16:20～17:50		疫学演習 成松・中村 B教室				ヘルスイノベーション演習基礎※
6時限目 18:40～20:10	国際保健政策 Svensson A教室／メディア	再生医療特論 八代 A教室	医薬品・医療機器開発 坂巻・昌子 A教室	社会健康学・社会疫学 津野・吉田・坪谷・井上・近藤・阿部・島津 A教室	産業保健学 徳野・津野・吉村 A教室	
7時限目 20:20～21:50	環境保健学 徳野 A教室／メディア	再生医療特論 八代 A教室	医薬品・医療機器開発 坂巻・昌子 A教室	社会健康学・社会疫学 津野・吉田・坪谷・井上・近藤・阿部・島津 A教室	産業保健学 徳野・津野・吉村 A教室	

【1年後期(後半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						医療経済学 川村 A教室
2時限目 10:40～12:10						ヘルステクノロジー I 八代 A教室
3時限目 13:00～14:30						アントレプレナーシップ I (アイデア創出) 島岡 A教室
4時限目 14:40～16:10						健康危機管理論 徳野・吉田 A教室
5時限目 16:20～17:50		疫学演習 成松・中村 B教室	先進医療における「責任ある研究・イノベーション(R&D)」II 八代 A教室			ヘルスイノベーション演習基礎※
6時限目 18:40～20:10	データサイエンス 川村 B教室／メディア	ヒューマン・ニュートリション 中島 A教室	生物統計学演習 竹内(正)・方 B教室	マーケティング・ストラテジー 横山 A教室	未病社会のライフデザイン 渡邊 A教室	
7時限目 20:20～21:50		ヒューマン・ニュートリション 中島 A教室	生物統計学演習 竹内(正)・方 B教室	マーケティング・ストラテジー 横山 A教室	未病社会のライフデザイン 渡邊 A教室	

【2年前期(前半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						ヘルスイノベーション演習※
2時限目 10:40～12:10						アントレプレナーシップⅡ(ビジネスモデル仮説検証) 島岡 A教室
3時限目 13:00～14:30						アントレプレナーシップⅡ(ビジネスモデル仮説検証) 島岡 B教室
4時限目 14:40～16:10						アントレプレナーシップⅡ(ビジネスモデル仮説検証) 島岡 B教室
5時限目 16:20～17:50		臨床試験 成松・中村・阪口 B教室				
6時限目 18:40～20:10	産業保健学演習 徳野・津野 B教室	生物統計学応用 竹内(正)・方・竹内(円) B教室	ヘルスケア管理学 渡邊 B教室/メディア	ヘルスイノベーション演習※	インジュリー・コントロール 中原・市川・藤田・神田・伊藤 B教室	
7時限目 20:20～21:50	データサイエンス演習 川村 B教室/メディア	生物統計学応用 竹内(正)・方・竹内(円) B教室	ヘルスケア管理学 渡邊 B教室/メディア		インジュリー・コントロール 中原・市川・藤田・神田・伊藤 B教室	

【2年後期(前半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						ヘルスイノベーション演習※
2時限目 10:40～12:10						ヘルスイノベーション演習※
3時限目 13:00～14:30						
4時限目 14:40～16:10						
5時限目 16:20～17:50						
6時限目 18:40～20:10	ヘルスイノベーション演習※		ヘルスイノベーション演習※			
7時限目 20:20～21:50						

【2年前期(後半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						ヘルスイノベーション演習※
2時限目 10:40～12:10						ヘルスイノベーション演習※
3時限目 13:00～14:30						
4時限目 14:40～16:10						
5時限目 16:20～17:50		ヘルステクノロジーⅡ 八代 A教室				
6時限目 18:40～20:10	医療技術評価 坂巻・大野・村田 B教室、ディスカッションルーム	データ統計解析演習 竹内(正)・方 B教室	ヘルスイノベーション演習※		ヘルスイノベーション演習※	
7時限目 20:20～21:50	医療技術評価 坂巻・大野・村田 B教室、ディスカッションルーム	データ統計解析演習 竹内(正)・方 B教室				

【2年後期(後半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						ヘルスイノベーション演習※
2時限目 10:40～12:10						ヘルスイノベーション演習※
3時限目 13:00～14:30						
4時限目 14:40～16:10						
5時限目 16:20～17:50						
6時限目 18:40～20:10	ヘルスイノベーション演習※					
7時限目 20:20～21:50						

※ヘルスイノベーション演習については上記以外に適宜、指導教員と学生が日程を調整し合計90時間履修する。

時間割案（履修モデルごと） （4）ポリシーメーカー

【1年前期(前半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						疫学概論 Svensson A教室
2時限目 10:40～12:10						生物統計学基礎 竹内(正)・方・朴 B教室
3時限目 13:00～14:30						健康行動科学 津野・吉田・中田・平井・渡辺・近藤・松本・鎌田 A教室
4時限目 14:40～16:10						未病特論 鄭 A教室
5時限目 16:20～17:50						
6時限目 18:40～20:10	フィールド調査・研究方法 【隔週】 中原 A教室		ヘルスイノベーション概論 大西・昌子・林・佐藤・黒河 A教室	プレゼンテーション Svensson A教室	ヘルスコミュニケーション 吉田・片桐 A教室／メディア	
7時限目 20:20～21:50	フィールド調査・研究方法 【隔週】 中原 A教室	健康医療と法政策 佐藤 A教室／メディア	ヒューマンサービス特論 金 A教室	アカデミックライティング 永川 A教室	ヘルスコミュニケーション 吉田・片桐 A教室／メディア	

【1年前期(後半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						疫学概論 Svensson A教室
2時限目 10:40～12:10						生物統計学基礎 竹内(正)・方・朴 B教室
3時限目 13:00～14:30						健康行動科学 津野・吉田・中田・平井・渡辺・近藤・松本・鎌田 A教室
4時限目 14:40～16:10						
5時限目 16:20～17:50						
6時限目 18:40～20:10	フィールド調査・研究方法 【隔週】 中原 A教室	疫学研究 成松・中村 A教室	健康・医療政策 渡邊・森田・黒河 A教室／メディア	ファイナンス・アカウンティング 樋原 A教室／メディア	財政と社会保障 西村 A教室	
7時限目 20:20～21:50	フィールド調査・研究方法 【隔週】 中原 A教室	疫学研究 成松・中村 A教室	健康・医療政策 渡邊・森田・黒河 A教室／メディア	ファイナンス・アカウンティング 樋原 A教室／メディア	財政と社会保障 西村 A教室	

【1年後期(前半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						医療経済学 川村 A教室
2時限目 10:40～12:10						<small>ヘルスイノベーションにおける「責任ある研究・イノベーション(R&D)」II</small> 八代 A教室
3時限目 13:00～14:30						組織マネジメント 大西・昌子 A教室
4時限目 14:40～16:10						健康危機管理論 徳野・吉田 A教室
5時限目 16:20～17:50		疫学演習 成松・中村 B教室				ヘルスイノベーション演習基礎※
6時限目 18:40～20:10	国際保健政策 Svensson A教室／メディア	再生医療特論 八代 A教室	医薬品・医療機器開発 坂巻・昌子 A教室	社会健康学・社会疫学 津野・吉田・坪谷・井上・近藤・阿部・島津 A教室	産業保健学 徳野・津野・吉村 A教室	
7時限目 20:20～21:50	環境保健学 徳野 A教室／メディア	再生医療特論 八代 A教室	医薬品・医療機器開発 坂巻・昌子 A教室	社会健康学・社会疫学 津野・吉田・坪谷・井上・近藤・阿部・島津 A教室	産業保健学 徳野・津野・吉村 A教室	

【1年後期(後半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						医療経済学 川村 A教室
2時限目 10:40～12:10						ヘルステクノロジー I 八代 A教室
3時限目 13:00～14:30						アントレプレナーシップ I (アイデア創出) 島岡 A教室
4時限目 14:40～16:10						健康危機管理論 徳野・吉田 A教室
5時限目 16:20～17:50		疫学演習 成松・中村 B教室	<small>先進医療における「責任ある研究・イノベーション(R&D)」II</small> 八代 A教室			ヘルスイノベーション演習基礎※
6時限目 18:40～20:10	データサイエンス 川村 B教室／メディア	ヒューマン・ニュートリション 中島 A教室	生物統計学演習 竹内(正)・方 B教室	マーケティング・ストラテジー 横山 A教室	未病社会のライフデザイン 渡邊 A教室	
7時限目 20:20～21:50		ヒューマン・ニュートリション 中島 A教室	生物統計学演習 竹内(正)・方 B教室	マーケティング・ストラテジー 横山 A教室	未病社会のライフデザイン 渡邊 A教室	

【2年前期(前半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						ヘルスイノベーション演習※
2時限目 10:40～12:10						アントレプレナーシップⅡ(ビジネスモデル画説検証) 島岡 A教室
3時限目 13:00～14:30						アントレプレナーシップⅡ(ビジネスモデル画説検証) 島岡 B教室
4時限目 14:40～16:10						アントレプレナーシップⅡ(ビジネスモデル画説検証) 島岡 B教室
5時限目 16:20～17:50		臨床試験 成松・中村・阪口 B教室				
6時限目 18:40～20:10	産業保健学演習 徳野・津野 B教室	生物統計学応用 竹内(正)・方・竹内(円) B教室	ヘルスケア管理学 渡邊 B教室/メディア	ヘルスイノベーション演習※	インジェリー・コントロール 中原・市川・藤田・神田・伊藤 B教室	
7時限目 20:20～21:50	データサイエンス演習 川村 B教室/メディア	生物統計学応用 竹内(正)・方・竹内(円) B教室	ヘルスケア管理学 渡邊 B教室/メディア		インジェリー・コントロール 中原・市川・藤田・神田・伊藤 B教室	

【2年後期(前半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						ヘルスイノベーション演習※
2時限目 10:40～12:10						ヘルスイノベーション演習※
3時限目 13:00～14:30						
4時限目 14:40～16:10						
5時限目 16:20～17:50						
6時限目 18:40～20:10	ヘルスイノベーション演習※		ヘルスイノベーション演習※			
7時限目 20:20～21:50						

【2年前期(後半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						ヘルスイノベーション演習※
2時限目 10:40～12:10						ヘルスイノベーション演習※
3時限目 13:00～14:30						
4時限目 14:40～16:10						
5時限目 16:20～17:50		ヘルステクノロジーⅡ 八代 A教室				
6時限目 18:40～20:10	医療技術評価 坂巻・大野・村田 B教室、ディスカッションルーム	データ統計解析演習 竹内(正)・方 B教室	ヘルスイノベーション演習※		ヘルスイノベーション演習※	
7時限目 20:20～21:50	医療技術評価 坂巻・大野・村田 B教室、ディスカッションルーム	データ統計解析演習 竹内(正)・方 B教室				

【2年後期(後半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						ヘルスイノベーション演習※
2時限目 10:40～12:10						ヘルスイノベーション演習※
3時限目 13:00～14:30						
4時限目 14:40～16:10						
5時限目 16:20～17:50						
6時限目 18:40～20:10	ヘルスイノベーション演習※					
7時限目 20:20～21:50						

※ヘルスイノベーション演習については上記以外に適宜、指導教員と学生が日程を調整し合計90時間履修する。

ヘルスイノベーション研究科 時間割案(施設参考資料)

資料12

【前期(前半)】

	月		火		水		木		金		土	
	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次
1時限目 9:00~10:30											疫学概論 Svensson A教室	ヘルスイノベーション演習
2時限目 10:40~12:10											生物統計学基礎 竹内(正)・方・朴 B教室	アントレプレナーシップⅡ(ビジネスモデル仮説検証) 島岡 A教室
3時限目 13:00~14:30											健康行動科学 津野・吉田・中田・平井・渡辺・近藤・松本・鎌田 A教室	アントレプレナーシップⅡ(ビジネスモデル仮説検証) 島岡 B教室
4時限目 14:40~16:10											未病特論 鄭 A教室	アントレプレナーシップⅡ(ビジネスモデル仮説検証) 島岡 B教室
5時限目 16:20~17:50				臨床試験 成松・中村・阪口 B教室								
6時限目 18:40~20:10	フィールド調査・研究方法 【隔週】中原 A教室	産業保健学演習 徳野・津野 B教室		生物統計学応用 竹内(正)・方・竹内(円) B教室	ヘルスイノベーション概論 大西・昌子・林・佐藤・黒河 A教室	ヘルスケア管理学 渡邊 B教室／メディア	プレゼンテーション Svensson A教室	ヘルスイノベーション演習	ヘルスコミュニケーション 吉田・片桐 A教室／メディア	インジュリー・コントロール 中原・市川・藤田・神田・伊藤 B教室		
7時限目 20:20~21:50	フィールド調査・研究方法 【隔週】中原 A教室	データサイエンス演習 川村 B教室／メディア	健康医療と法政策 佐藤 A教室／メディア	生物統計学応用 竹内(正)・方・竹内(円) B教室	ヒューマンサービス特論 金 A教室	ヘルスケア管理学 渡邊 B教室／メディア	アカデミックライティング 永川 A教室	ヘルスコミュニケーション 吉田・片桐 A教室／メディア	インジュリー・コントロール 中原・市川・藤田・神田・伊藤 B教室			

【前期(後半)】

	月		火		水		木		金		土	
	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次
1時限目 9:00~10:30											疫学概論 Svensson A教室	ヘルスイノベーション演習
2時限目 10:40~12:10											生物統計学基礎 竹内(正)・方・朴 B教室	ヘルスイノベーション演習
3時限目 13:00~14:30											健康行動科学 津野・吉田・中田・平井・渡辺・近藤・松本・鎌田 A教室	
4時限目 14:40~16:10												
5時限目 16:20~17:50				ヘルステクノロジーⅡ 八代 A教室								
6時限目 18:40~20:10	フィールド調査・研究方法 【隔週】中原 A教室	医療技術評価 坂巻・大野・村田 B教室、ディスカッションルーム	疫学研究 成松・中村 A教室	データ統計解析演習 竹内(正)・方 B教室	健康・医療政策 渡邊・森田・黒河 A教室／メディア	ヘルスイノベーション演習	ファイナンス・アカウンティング 樋原 A教室／メディア		財政と社会保障 西村 A教室	ヘルスイノベーション演習		
7時限目 20:20~21:50	フィールド調査・研究方法 【隔週】中原 A教室	医療技術評価 坂巻・大野・村田 B教室、ディスカッションルーム	疫学研究 成松・中村 A教室	データ統計解析演習 竹内(正)・方 B教室	健康・医療政策 渡邊・森田・黒河 A教室／メディア		ファイナンス・アカウンティング 樋原 A教室／メディア		財政と社会保障 西村 A教室			

【後期(前半)】

	月		火		水		木		金		土	
	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次
1時限目 9:00～10:30											医療経済学 川村 A教室	ヘルスイノベーション演習
2時限目 10:40～12:10											ヘルスイノベーションにおける「責任ある研究」イノベーション(RRI)Ⅰ 八代 A教室	ヘルスイノベーション演習
3時限目 13:00～14:30											組織マネジメント 大西・昌子 A教室	
4時限目 14:40～16:10											健康危機管理論 徳野・吉田 A教室	
5時限目 16:20～17:50			疫学演習 成松・中村 B教室								ヘルスイノベーション演習基礎※	
6時限目 18:40～20:10	国際保健政策 Svensson A教室／メディア	ヘルスイノベーション演習	再生医療特論 八代 A教室		医薬品・医療機器開発 ヘルスイノベーション演習 坂巻・昌子 A教室		社会健康学・社会疫学 津野・吉田・坪谷・井上・道藤・阿部・島津 A教室		産業保健学 徳野・津野・吉村 A教室			
7時限目 20:20～21:50	環境保健学 徳野 A教室／メディア		再生医療特論 八代 A教室		医薬品・医療機器開発 坂巻・昌子 A教室		社会健康学・社会疫学 津野・吉田・坪谷・井上・道藤・阿部・島津 A教室		産業保健学 徳野・津野・吉村 A教室			

【後期(後半)】

	月		火		水		木		金		土	
	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次
1時限目 9:00～10:30											医療経済学 川村 A教室	ヘルスイノベーション演習
2時限目 10:40～12:10											ヘルステクノロジーⅠ 八代 A教室	ヘルスイノベーション演習
3時限目 13:00～14:30											アントレプレナーシップⅠ (アイデア創出) 島岡 A教室	
4時限目 14:40～16:10											健康危機管理論 徳野・吉田 A教室	
5時限目 16:20～17:50			疫学演習 成松・中村 B教室		先進医療における「責任ある研究」イノベーション(RRI)Ⅱ 八代 A教室						ヘルスイノベーション演習基礎※	
6時限目 18:40～20:10	データサイエンス 川村 B教室／メディア	ヘルスイノベーション演習	ヒューマン・ニュートリション 中島 A教室		生物統計学演習 竹内(正)・方 B教室		マーケティング・ストラテジー 横山 A教室		未病社会のライフデザイン 渡邊 A教室			
7時限目 20:20～21:50			ヒューマン・ニュートリション 中島 A教室		生物統計学演習 竹内(正)・方 B教室		マーケティング・ストラテジー 横山 A教室		未病社会のライフデザイン 渡邊 A教室			

神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科規則(案)

目次

- 第 1 章 総則(第1条・第2条)
- 第 2 章 組織(第3条～第6条)
- 第 3 章 編入学生等の修業年限及び在学年限(第7条・第8条)
- 第 4 章 入学(第9条～第12条)
- 第 5 章 教育課程、単位及び履修方法(第13条～第19条)
- 第 6 章 修了(第20条)
- 第 7 章 その他(第21条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県立保健福祉大学学則(以下「学則」という。)に定めのあるものの外、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科(以下「研究科」という。)の組織運営に関し、必要な事項を定める。

(養成する人材)

第2条 研究科は、企業家精神を持ち、科学的根拠に基づいたアプローチによって保健医療分野における社会変革に意を尽くすことができる国際的な人材を養成する。

第2章 組織

(副研究科長)

第3条 研究科に、副研究科長を置くことができる。

2 副研究科長は、研究科長を補佐する。

(研究科教授会)

第4条 教授会は、研究科の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。ただし、学長が必要と認めるときは、その他の職員を加えることができる。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了及び賞罰に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前各号に規定するもののほか、研究科の教育研究に関する重要な事項で、教授会の

意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項

- 3 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び研究科長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 その他教授会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(研究科運営会議)

第5条 研究科に研究科内の連絡調整を行い、もって研究科の運営を円滑にするため、研究科運営会議を置く。

- 2 研究科運営会議は、研究科長、副研究科長及び関係する職員をもって組織する。ただし、研究科長が必要と認めるときは、その他教員を加えることができる。
- 3 その他、研究科運営会議の組織運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第6条 研究科に常設又は臨時の委員会を置くことができる。

- 2 委員会について必要な事項は、学長が別に定める。

第3章 編入学生等の修業年限及び在学年限

(修業年限)

第7条 第11条の規定により入学した学生及び第19条第1項の規定により、学長が長期にわたる教育課程の履修を認めた学生の修業年限は、学則第25条ただし書きの規定に基づき、学長が別に定める。

(在学年限)

第8条 第11条の規定により入学した学生及び第19条第1項の規定により、学長が長期にわたる教育課程の履修を認めた学生の在学年限は、学則第26条ただし書きの規定に基づき、学長が別に定める。

第4章 入学

(入学の時期)

第9条 学則第27条で規定する学期の始めとすることができる場合は、学長が特別の必要があり、教育上支障がないと認めるときとする。

(入学資格)

第10条 修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

- (3) 外国において、学校教育による16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年2月文部省告示第5号)
- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
(編入学、転入学及び再入学)

第11条 学長は、研究科への編入学、転入学及び再入学を志願する者があるときは、選抜のうえ、教授会の意見を聴いた上で相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、編入学、転入学及び再入学に必要な事項は別に定める。
(編入学等の取扱い)

第12条 前条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び履修した単位の取扱い並びに在学する年限については、教授会の意見を聴いた上で学長が定める。

第5章 教育課程、単位及び履修方法

(授業科目)

第13条 修士課程の授業科目の種類及び単位数は、別表1のとおりとする。

2 前項に規定する授業科目の履修方法その他必要な事項は、学長が別に定める。

(単位の計算方法)

第14条 前条に規定する授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間

の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第15条 学長は、研究科の授業科目を履修し、必要な学修の成果をあげた者には、所定の単位を与える。

2 単位の認定方法について必要な事項は、学長が別に定める。

(成績の評価)

第16条 研究科の授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B及びCに所定の単位を与え、Dには単位を与えない。ただし、評点を付さない授業科目については、授与又は不授与をもって表す。また、評価不能については／をもって表す。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、研究科の学生が本学に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条)を、研究科に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(他大学院における授業科目の履修等)

第18条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、研究科の学生が当該他の大学院で履修した授業科目を本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第19条 修士課程に在学している学生が、学則第25条で定める標準修業年限を超えて一定の期間(以下「長期履修期間」という。)にわたり教育課程を履修して修士課程を修了することを申し出たときは、第7条の規定にかかわらず学長は、その計画的な履修を認めることができる。

2 その他、長期にわたる教育課程の履修について必要な事項は、学長が別に定める。

第6章 修了

(修了)

第20条 学長は修士課程に2年(第11条の規定に基づき入学した研究科の学生については、別に定める期間)以上在学し、別表1に定める授業科目を履修し、及び別表2に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び試験に合格した学生について、課程の修了を認定する。ただし、在学中に特に優れた業績を上げた

学生については修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 学長は、課程の修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

第7章 その他

(委任)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

大学院 FD について（実績一覧）

日時	所属	氏名	テーマ
H21. 8. 26	静岡県立大学 食品栄養科学部	合田 敏尚	保健・医療・福祉における大学院教育システムを考える
H21. 10. 21	McMast er 大学	Andrea Baumann	大学院教育における教育支援体制 (Support systems for graduate students in a Thesis-based Program at Master University)
H22. 2. 17	岡山県立大学 保健福祉学研究科	香川 幸次郎	保健・医療・福祉における大学院の教育評価について
H22. 9. 22	東洋大学 社会学部	小林 良治	大学院教育システムにおける社会人入学者の研究を考える
H23. 4. 27		学内教員	「高度専門職業人育成の現状と大学院の将来構想について」
H24. 2. 15	茨城県立医療大学 保健医療科学研究科	森 浩一	大学院後期博士課程設置までの課題・現状・展望
H25. 2. 20	国際医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科	篠原 信夫	大学院における「双方向遠隔授業」及びe ラーニング」の実際と課題
H25. 9. 8	札幌市立大学看護学研究科 日本工業大学技術経営研究科、東京農工大学工学府産業技術専攻、神奈川県立保健福祉大学	松下 博宣	ヒューマンサービスにおける人材育成
H26. 11. 5	筑波大学大学院 人間総合科学研究科	小澤 温	社会人大学院生への教育の課題と展望 (博士後期課程における教育指導も含めて)
H27. 6. 24	筑波大学大学院 人間総合科学研究科	安梅 勅江	保健福祉学：生涯発達ダイナミクスとエンパワメント
H27. 11. 18	学内教員によるグループワーク		博士後期課程における保健福祉学の学修を設計する
H28. 2. 24	元 東京大学大学院医学系研究科 健康科学・看護学専攻	数間 恵子	指導教員として研究者が育つ道をどのように創っていくか
H29. 5. 17	慶應義塾大学病院臨床研究推進センター臨床研究支援部門	三浦 公嗣	地域包括ケア時代において保健・医療・福祉職に求められる大学院教育